

## 令和4年伊豆市議会6月定例会会議録目次

### 第1号（6月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○報告第4号の上程、説明	8
○報告第5号～報告第7号の上程、説明、質疑	9
○議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	12
○議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	14
○議案第42号の上程、説明	18
○議案第43号及び議案第44号の上程、説明	20
○議案第45号～議案第48号の上程、説明	22
○議案第49号の上程、説明	25
○議案第50号の上程、説明	26
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	27
○散会宣告	28

### 第2号（6月7日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した者の職氏名	29

○開議宣告	30
○議事日程説明	30
○一般質問	30
浅田藤二君	30
飯田大君	38
○発言訂正について	48
間野みどり君	48
黒須淳美君	61
青木靖君	77
○散会宣告	94

### 第 3 号 (6月8日)

○議事日程	97
○本日の会議に付した事件	97
○出席議員	97
○欠席議員	97
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	97
○職務のため出席した者の職氏名	97
○開議宣告	98
○議事日程説明	98
○一般質問	98
小川多美子君	98
杉山誠君	112
下山祥二君	127
三田忠男君	147
○散会宣告	169

### 第 4 号 (6月14日)

○議事日程	171
○本日の会議に付した事件	171
○出席議員	171
○欠席議員	171
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	171
○職務のため出席した者の職氏名	172
○開議宣告	173

○発言訂正について	173
○議事日程説明	174
○議案第42号の質疑、委員会付託	174
○議案第43号及び議案第44号の質疑、委員会付託	189
○議案第45号～議案第48号の質疑、委員会付託	191
○議案第49号の質疑、委員会付託	191
○議案第50号の質疑、委員会付託	192
○散会宣告	192

#### 第 5 号 (6月28日)

○議事日程	193
○本日の会議に付した事件	193
○出席議員	193
○欠席議員	193
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	193
○職務のために出席した者の職氏名	194
○開議宣告	195
○議事日程説明	195
○議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決	195
○議案第43号及び議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決	200
○議案第45号～議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決	202
○議案第49号の委員長報告、質疑、討論、採決	206
○議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決	208
○閉会宣告	209
○署名議員	211

## 令和4年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年6月3日(金曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について(物損事故に伴う損害賠償の額の決定)  
日程第 6 報告第 5号 令和3年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について  
日程第 7 報告第 6号 令和3年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について  
日程第 8 報告第 7号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告について  
日程第 9 議案第40号 専決処分の報告及びその承認について(伊豆市税条例及び伊豆市税条例の一部を改正する条例の一部改正)  
日程第10 議案第41号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第1回)  
日程第11 議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第12 議案第43号 財産の取得について((仮称)日向公園用地)  
日程第13 議案第44号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)  
日程第14 議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について  
日程第15 議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について  
日程第16 議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第17 議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について  
日程第18 議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部を変更する規約について  
日程第19 議案第50号 市道路線の廃止について  
日程第20 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君

7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和4年伊豆市議会6月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） それでは、直ちに会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。10番間野みどり議員、11番波多野靖明議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月28日までの26日間といたします。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月28日までの26日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりにすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（小長谷順二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、4月1日に提出された伊豆市地域公共交通に関する陳情書については、本定例会前に陳情書の写しを配付させていただきました。

次に、本年4月4日に告示があった静岡地方税滞納整理機構議会議員選挙につきまして、候補者の届出受付が4月25日から5月18日まで行われ、候補者の総数が選挙すべき議員の数を超えなかったことから、御殿場市の田代耕一議長及び袋井市の戸塚哲夫議長が当選人となりました。

次に、過日行われました、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、報告の申出がありますので、これを許します。

15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） おはようございます。15番、永岡康司です。

議長に報告を求められましたので、御報告いたします。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が、5月19日午後2時から、三島市役所において開催され、伊豆市から小川議員と飯田議員と私の3名で出席いたしました。

会議は豊岡三島市長の進行で進められ、議事に移りました。

（1）番、報第1号 令和3年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会事業報告について。

令和3年度は民間計算センターへの業務委託により、住民記録業務や税業務など基幹業務の中核部分の電算処理を共同にて実施した。また、一部業務のクラウド化、ネットワークの整備、社会保険・税番号制度への対応、3市の要望による電算システムの導入及びコンピュータ機器の更新等を実施したとの報告を受けました。

（2）番、認第1号 令和3年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会歳入歳出決算認定についてです。

歳入金額6億8,142万5,000円、前年度繰越金5,916万7,000円を含めて、合計歳入額は7億4,059万2,000円となりました。歳出金額は、基幹業務運用費4億7,026万円、通信基盤整備費6,329万5,000円等を含めて6億8,670万1,000円となり、歳入歳出差引残高5,389万1,000円を翌年度に繰り越すとの提案がありました。

以上の歳入歳出決算の審査結果を監査委員の報告の後、全員の賛成を受けて、5月30日の電算センター協議会の会議に付することといたしました。

(3) 番、議第1号 令和4年度三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会補正予算案について。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,714万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,686万2,000円とするとの報告があり、全員の承認の下、協議会に付することといたしました。

以上、協議会にかかる議案が提起され、いずれも原案どおり承認されました。

これをもちまして、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、駿東伊豆消防組合臨時会について、報告の申出がありますので、これを許します。

15番、永岡康司議員。

〔15番 永岡康司君登壇〕

○15番（永岡康司君） 15番、永岡康司です。

議長に報告を求められましたので、御報告いたします。

令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会が、5月24日火曜日午後3時から駿東伊豆消防組合沼津北消防署委員会室において開催され、伊豆市から浅田議員と私の2名で出席いたしました。

会議は植松議長の進行で、議事に移りました。

議案は、3件が専決事項ですけれども、一応報告いたします。

報第2号 専決処分。令和3年12月22日、伊東市内において公用車がグレーチング上を通過し、変形させた。賠償金額3万5,750円。

報第3号 専決処分。令和3年12月27日、沼津市岡一色地先において、公用車が看板に接触し、看板を損傷させた。賠償額35万900円。

報第4号 専決処分。令和4年4月20日、伊豆の国市南條地先において、公用車が、相手方駐車中の車に接触し、損傷させた。損害額18万543円との報告がありました。

認第1号 専決処分の報告及びその承認についてです。

駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。これは、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業に関する取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるため、改正を行うものです。

令和4年4月1日より決定されたものですので、専決処分とし、議会に諮られたものです。

議第5号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。令和3年度人事院勧告に伴い、期末手当に関する所要の改正を行うものです。内容は法第26条2項中期末手当基礎額に100分の127.5を乗じた額を100分の120に改定する。また、26条3項中再任用職



員は100分の127.5を100分の120に、100分の72.5を100分の67.5に改めるとの報告がありました。

採決の結果、認第1号、議第5号ともに満場一致で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（小長谷順二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和4年伊豆市議会6月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について。

5歳から11歳までの小児への新型コロナウイルスワクチン接種を3月4日に開始し、6月2日現在で対象者の約31%、およそ350人が2回目の接種を終了しています。これまで修善寺生きいきプラザ市民文化ホールと土肥支所を会場とした集団接種を主に進めてまいりましたが、6月からは市内の医療機関における個別接種に移行する予定です。

一般市民を対象とした新型コロナウイルスワクチンの3回目接種は、6月2日現在、全市民の約70%が終了しています。4回目のワクチン接種は、国の方針に従い6月6日から順次、接種券の発送等の手続を開始します。対象者は60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方や、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方で、いずれも3回目の接種から5か月が経過した市民が対象となります。接種はこれまでと同様に集団接種と個別接種により実施いたします。

2つ目、市民の命を守る危機管理について。

松原公園津波避難複合施設の最終的な施設デザインについて、去る4月、土肥地区の皆様のご合意を得ることができました。また、整備に伴う保安林の解除申請についても、近く県の許認可が下りる見通しがついたことから、現在、早期の工事発注に向け準備をしているところです。

当施設は、ふだんは土肥地区の観光振興のシンボルとして、また、有事の際は地域住民と観光客の津波避難施設として利用され、全国的にも注目度の高い施設であることから、令和6年3月末の完成を目指し、着実に整備を進めてまいります。

近年多発する自然災害に備えるため、具体的な災害事案を想定した上で、情報の伝達・集約から措置対応等の検討・決定までの一連の現実的な対応をシミュレーションし、個々の職員の動きを確認することを目的とした災害対策本部運営訓練を、先月13日に実施しました。

今後は本部運営訓練に加え、新型コロナウイルス感染症対策を含めた避難所運営訓練なども併せて実施することにより、大規模自然災害への対応に万全を期してまいります。

新中学校南側の約4.9ヘクタールに都市計画公園として整備を予定している（仮称）日向公園については、去る3月31日に都市計画決定され、5月6日には都市計画事業の認可を受けました。今後、静岡県土地開発公社と用地先行取得に関する契約を締結した上で用地買収を進め、令和6年度の一部完成を目標に、本年度中に造成工事に着手する予定です。

平和寺による環境汚染問題については、県により昨年9月29日に発出された措置命令の履行期限が3月末となっておりますが、現時点で宗教法人などによる廃棄物の撤去等は実施されておられません。今後も、県と連携を密にしつつ、土砂の崩落防止等に引き続き注力するとともに、状況の変化に応じて、平和寺対策協議会等を通じ、地域の皆様への適切な情報提供に努めてまいります。

最後に、主要事業の進捗状況について。

萬城の滝キャンプ場については、株式会社R e c a m p（リキャンプ）が4月1日から指定管理者として管理運営を行っており、4月22日から営業を開始しました。ゴールデンウィークの営業状況は約75%の稼働率となっており、4月30日、5月3日及び4日の3日間は100%となりました。今後、今指定管理期間の3年間のうちに、施設整備に活用した国・県の補助金の整理を進めるとともに、民営化に向けた準備を鋭意進めてまいります。

過日、令和4年度の観光庁の補助事業である、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業の公募が行われ、伊豆市でも伊豆市産業振興協議会が宿泊事業者、飲食店等を取りまとめ、応募いたしました。市内3地区が応募し、修善寺地区は26事業者、天城湯ヶ島地区は21事業者、土肥地区は13事業者が個々の施設改修を計画しており、4月27日に、第一段階として事業実施の候補地域の採択を受けたところでございます。これにより、伊豆市の観光拠点のブランド・アップ、すなわち生産性が劇的に向上することを期待いたします。

新中学校整備事業については、建設資材の価格の先行きや納入状況が不透明さを増す中、市場動向などを確認しつつ、実施設計を行っております。今年度中に校舎等の建築工事を発注する予定であり、令和7年4月の開校に確実に間に合うよう、工事の入札時期や全体工程の調整を進めております。

また、開校準備委員会では既に制服の選定を行い、現在の中学校においても令和5年度に入学する新入生から着用してもらうよう準備を進めております。また、校名の選定も予定しております。今後とも、市民の皆様に対し、随時進捗状況などをお知らせしつつ、開校に向けた準備を着実に進めてまいります。

新ごみ処理施設の建設工事はほぼ計画どおりに進んでおり、4月末時点の進捗率は約80%となっております。現在、建屋の建築鉄骨工事がおおむね終了し、屋根材の取付けや外壁材の取付け塗装などを行っております。8月から試運転を開始するとともに、10月中旬から実際

の可燃ごみを用いた焼却試験により、ごみ焼却設備の性能確認を行っていく予定です。新ごみ処理施設の建設工事もいよいよ最終段階に入っております。来年1月の正式稼働に向け、遺漏のないよう準備を進めてまいります。

一昨年度から検討を進めてまいりました包括的アウトソーシングについては、市民部及び支所の窓口受付等の業務をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に、また、清掃管理等の施設管理業務を株式会社JM（ジェイエム）に委託することとして、4月1日から業務を開始いたしました。今後は、包括的な委託業務の対象や内容についての検証や研究を進め、より効率的な業務委託を目指してまいります。

以上、総合計画に基づく伊豆市の未来づくりは着実に進んでいます。事業推進をより効果的・効率的に進めること、すなわち生産性の向上に引き続き努めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎報告第4号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告について（物損事故に伴う損害賠償の額の決定）の報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第4号について提案理由を申し上げます。

本件は、職員の公務中における公用車の物損事故に伴う損害賠償の額の決定について、本年3月17日に専決処分したので報告するものです。

職員の不注意による事故であり、相手の方に御迷惑をおかけしましたことを、市長としておわび申し上げます。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 滝川正樹君登壇〕

○総務部長（滝川正樹君） おはようございます。

それでは、私から報告第4号について補足説明を申し上げます。

議案書は1ページからとなりますが、3ページの専決処分書をお願いいたします。

今回の公用車による物損事故でございますが、損害賠償の額は11万3,124円、相手方は市内在住の方で、発生日時は本年1月19日午前11時37分。発生場所はこの本庁舎隣の修善寺生きいきプラザ前駐車場でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

発生場所の位置図を4ページに、詳細図を5ページにお示しをしております。

事故の概要でございますが、5ページの詳細図のとおり、公用車と相手車両は生きいきプラザの建物に向かって隣接して駐車しておりました。職員が公用車に乗り込むために運転席側のドアを開けた際、そのドアを隣に駐車してありました相手車両の助手席側ドアに接触させ、損傷させたものです。

3ページの専決処分書にお戻りください。

示談の内容でございますが、双方の過失割合を伊豆市100%、相手方ゼロ%として、損害賠償の額を決定したものです。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で報告を終わります。

### ◎報告第5号～報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第6、報告第5号 令和3年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告についてから、日程第8、報告第7号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてまでの3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第5号から報告第7号までの3件について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第5号は、地方自治法施行令の規定に基づき、令和3年度一般会計の繰越明許費に関する繰越額について報告するものです。

報告第6号及び報告第7号は、地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度水道事業会計及び下水道事業会計予算の繰越額を報告するものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） ここで補足説明の申出がありますので、これを許します。

報告第5号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは私から、報告第5号 令和3年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページを御覧ください。

こちらが令和3年度に繰越明許費を設定し、令和4年度に繰越しを行った事業の繰越計算書になります。

繰越額を全額繰り越したのものについては説明を割愛させていただきます。

まず上から3つ目、2款総務費の総合計画・総合戦略推進事業、こちら旧土肥小学校の改修工事として、予算額4,996万円を設定いたしましたでしたが、令和3年度中の執行はありません

でしたが、概算事業費が固まりましたので、事業費見込み分の4,130万円を繰越しをいたしました。

1つ飛んで、3款民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業でございますが、令和3年度内に給付事務で執行した残りの1億4,011万1,497円を繰越しをしております。

1つ飛んで、7款商工費の修善寺自然公園管理事業でございますが、土地購入費、それから立木補償金等に係る予算を設定したものでございますが、一部土地購入費に支出を行いまして、残りを翌年度に繰越しをいたしました。

その下、同じく7款のその他観光施設管理事業、こちらは御幸橋駐車場のトイレの新築工事と旧営林署跡地の整備工事に係る予算について明許費設定をしたものでございますが、令和3年度内に旧営林署跡地の整備工事分を支出いたしまして、残額を繰越しをしております。

9ページが一番下、表の一番下になりますが、8款土木費の市道整備事業では、令和3年度中に橋梁の長寿命化修繕工事、それから市道の萩原原線の土地購入を行いまして、残りを繰越しをしております。

10ページに移りまして、上から2つ目、8款土木費、地籍調査事業でございますが、こちらは設定額7,572万9,000円に対しまして、7,536万9,770円を繰越しをいたしました。

その下、牧之郷駅周辺整備事業につきましては、令和3年度中に物件移転補償の支払いを行いまして、残りを翌年度に繰越しをしております。

9款消防費の同報系防災行政無線整備事業では、明許費を設定した予算に対する令和3年度中の執行はありませんでしたが、事業費が固まりましたので、事業費見込額に合わせた繰越額として、5億8,892万9,000円を繰越しをしております。

それから、10款教育費の天城中学校管理運営事業、それから新中学校整備事業につきましては、それぞれ令和3年度中に執行した残りを繰越しをしております。

11款災害復旧費でございますが、農地災害復旧事業として、8月及び9月の豪雨災害に係る復旧工事について、令和3年度中に工事費として110万円を支出し、残り790万円を、それから表の一番最後、道路橋梁災害復旧事業では、令和3年度中に登記委託料、土地購入費などを支出いたしまして、2,087万2,000円をそれぞれ繰越しをいたしました。

繰越明許費についての補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、報告第6号及び報告第7号について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から報告第6号と報告第7号について、補足説明をいたします。

報告第6号 令和3年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について。

13ページを御覧ください。

予算繰越計算書となっております。

水道事業会計の繰越事業は3件であり、上段、送配水設備改良費で1件、下段、委託費に

ついて2件あり、繰越金額は合計で2,114万円となっております。

内訳でございますが、上段、送配水設備改良費が、ニューライフ地内にある大京第3配水池の加圧配水ポンプの更新を行う工事で、ポンプユニットの納品が、通常ですと発注から1.5か月程度で納品される予定が、不測の日数を要しており、予算を繰り越すこととなりました。工期については6月24日となっております。

下段、委託費2件になります。

1件目は中伊豆地区中央監視盤操作施設実施設計及び設備台帳作成業務委託費となります。繰越金額は809万円となっております。中伊豆地区の中央監視盤操作設備の実施設計を作成するに当たり、部品価格の高騰の影響により、工事費の積算に必要な見積りの徴取に不測の期間を要していることから、積算ができなくなっており、予算を繰り越しております。これについては、既に業務は5月いっぱいまで完了しております。

3件目でありますが、県施工の城農道整備に伴う配水管移設詳細設計業務となります。県の内部での事業調整により設計の変更が行われることにより、業務が延びたことから予算を繰り越しております。完了予定については7月末日としております。

続きまして、報告第7号 令和3年度伊豆市下水道事業会計予算の繰越しの報告です。

17ページをお開きください。

下水道事業会計の繰越金額は総額で1億4,015万円となっております。

内容といたしましては、上段の管渠建設事業費で3,800万円。ポンプ場と管渠の実施設計業務となっております。ポンプ実施設計業務につきましては、小立野中継ポンプ場で耐水化計画の設計が極めて困難となっており、時間を要していることから繰越しとさせてもらっております。

また、管渠実施設計においては、県道熱海修善寺線の白坂橋、県が架け替える予定となっております橋の事業調整の中で日数を要しており、本業務委託についても繰り越すこととなりました。

次に、中段の管渠改良事業の繰越金です。2,260万円です。

内容は、ストックマネジメント計画に基づく瓜生野・熊坂地区の管路性状調査、あと小立野地区の管路耐震診断調査、管路更生工事の内容となっております。

令和3年度国の補正予算を活用し、令和4年度予定の事業を一部前倒したものとなっておりますので、繰越しをさせていただいております。完了については令和5年2月中を予定しております。

最後に、下段の処理場改良事業の繰越しです。7,955万円です。

内容は、土肥浄化センター、土肥中継ポンプ場の耐津波計画業務、白岩浄化センターの耐震補強設計業務と改築設計業務、それと湯ヶ島クリーンセンターの耐震補強設計業務となっております。これにおきましても、令和3年度の補正予算としてついた予算、国の補正予算を活用し、令和4年度予定の事業を一部前倒した形で実施しておりますので、繰り越すこと

となりました。令和5年3月中の完了の予定となっております。

以上で、報告第6号及び報告第7号の補足説明を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で報告を終わります。

これより報告第5号から報告第7号までの3件について、質疑を行います。

初めに、報告第5号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第6号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第7号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第9、議案第40号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例及び伊豆市税条例の一部を改正する条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

今回専決処分したものは、令和4年3月31日に公布された地方税法と、それに関する政令等の改正に伴い、伊豆市税条例等の一部を改正するものです。

改正法の施行日が令和4年4月1日とされているため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分しました。地方自治法第179条第3項に基づき報告し、議会の承認を求めます。

詳細を市民部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは私から、議案第40号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例及び伊豆市税条例の一部を改正する条例の一部改正）について補足説明させていただきます。

議案書の新旧対照表により、主な改正内容について説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

まず、第10条については、納税証明書の交付について、DV被害者等の保護の観点から、証明書に住所に代わるものとして定める事項を記載することを明確化するとともに、当該措置を講じた証明書を交付する場合であっても、通常の証明書の交付と同様に手数料を徴するための改正となります。

第19条及び次の28ページの第25条は、所得税と個人市民税の課税方式を一致させることと、株式等譲渡所得割額の控除における申告手続の簡素化のための改正となります。

続いて、29ページの第28条は、給与または公的年金のみの受給者における市民税の申告義務の規定のうち、配偶者特別控除が適用となる根拠法の具体的な内容を追加しております。

次に、30ページから31ページの第29条の2と第29条の3では、給与所得者及び公的年金者等受給者が提出する扶養親族申告書の記載内容に、退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を追加しております。

同じく31ページの第45条と32ページの第54条については、いずれも法律及び省令の改正に合わせた項ずれの対応となっております。

同じページの第83条では、固定資産税の課税台帳の閲覧について、また、第84条では固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付をする際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、DV被害者等の保護に努めることを明確化するとともに、当該措置を講じた証明書の交付等であっても、通常の閲覧、交付と同様の手数を徴するための改正となります。

次に、33ページの附則第16条の2の2は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の制度を、令和4年から令和7年まで4年間延長するものです。

同じページの附則第20条は、固定資産税の課税標準の特例措置となりますが、公共下水道の利用者が設置する除外施設に係る特例を4分の3から5分の4に改正するほか、法律改正に合わせた項ずれの措置となります。

次に、34ページの附則第21条は、省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の特例について、対象となる住宅改修工事の枠組み等を拡充するものです。

次に、36ページの附則第24条は、価格が上昇した土地は税負担の上昇が緩やかになるよう負担調整措置を行っておりますが、社会経済活動が低迷している状況などを踏まえ、令和4年度限定の措置として、商業地等の住宅の課税標準額について、現行では5%の上昇幅を2.5%に減じるものです。

続いて、同じく36ページの附則第33条の2から38ページの附則第40条の2までは、市民税の課税の特例の適用要件についての改正内容となります。

まず、36ページの附則第33条の2は、所得税における特定上場株式等の配当所得について、申告分離課税とした場合に限り、個人市民税の課税の特例を適用する内容です。

次に、37ページの附則第35条の2は、課税の特例を適用できる要件である優良住宅地の造



成のための譲渡に関して、引用する租税特別措置法の条項の削除に伴い削るものです。

続いて、同じく37ページの附則第40条は、上場株式等の配当に係る利子及び配当所得に対して、また38ページの附則第40条の2は、日本と租税条約を締結している国の居住者が支払いを受ける上場株式等の配当に係る利子及び配当所得に対して、課税の特例を適用できる申告要件について、確定申告書の記載に統一するものでございます。

次に、39ページの附則第46条は、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しに伴い、本文中の規定を削除するものです。

最後に、41ページの伊豆市税条例の一部を改正する条例の一部改正は、令和3年改正条例第18号のうち、未施行である第29条の3第1項について、扶養親族申告書の改正に伴う語句の追加及び修正を行うものです。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） これより議案第40号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） それでは、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第40号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第40号 専決処分 of 報告及びその承認について（伊豆市税条例及び伊豆市税条例の一部を改正する条例の一部改正）について、採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第40号は承認されました。

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第10、議案第41号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第41号について提案理由を申し上げます。

本案は、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に盛り込まれた、低所得の子育て世帯に対する給付金事業と住民税非課税世帯等に対する給付金事業を実施するため、補正予算をお願いするもので、総額1億2,252万円を増額し、歳入歳出予算額を215億5,252万円とするものです。

詳細について、健康福祉部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、議案第41号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の52、53ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

社会福祉総務費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきまして、令和3年度も実施をしましたが、令和4年度は令和3年度の支給対象世帯を除き、新たに非課税となる世帯等を対象として、1世帯10万円を支給いたします。対象世帯として令和4年度に新たに非課税となる世帯を925世帯、令和4年1月以降の家計急変世帯を25世帯として見込み、給付金は9,500万円でございます。

また、郵便料やシステム改修委託料などを合わせ、事業費総額は9,830万6,000円でございます。

支給方法につきましては、対象となる住民税均等割非課税世帯へはプッシュ型による通知を行い、対象者からの申請に基づき支給となります。一方、転入者や直近の収入が減少した世帯は申請方式にて支給をいたします。

次に、児童措置費の低所得の子育て世帯に対する給付金事業につきましては、令和3年度に実施した事業と同様の制度でございます。

基準日は1年ずれますが、令和4年3月31日時点で18歳未満であり、各要件に該当する児童が対象となり、1人5万円を支給いたします。対象児童として児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の児童を240人、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯の児童を220人として見込み、給付費は2,300万円でございます。

また、郵便料やシステム改修委託料などを合わせ、事業費総額は2,421万2,000円でございます。

支給方法につきましては、令和4年4月分の児童扶養手当の受給世帯、または令和4年4月分の児童手当等を受給しており、住民税均等割非課税世帯につきましてはプッシュ型により支給をし、また、住民税均等割非課税世帯で高校生相当のみを養育している世帯は申請方式にて支給をいたします。

次に、議案書戻りますが、50、51ページをお願いいたします。

歳入ですが、2つの給付事業につきましては、全額が国庫負担となっており、国庫補助金として社会福祉費補助金が9,830万6,000円、児童福祉費補助金が2,421万2,000円でございます。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

これより議案第41号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

今回の補正予算について質疑をさせていただきます。

まず財源なんですけれども、いずれも社会福祉費の補助金、あるいは児童福祉費の補助金ということになっておりますけれども、最初に市長が説明されました国の臨時交付金、これとの関係がよく分からないものですから、その辺の説明を少しお願いします。

あと、対象となる方の新たに所得が減少した、その残りの25世帯、この方に対しては通知方法が、直接のプッシュ型の通知はされないようなんですけれども、知らないで過ごされる方もおられるかと懸念されますので、何らかの広報とか必要だと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 財源につきまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中の、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援ということで、国のほうの予算がつけられておりますので、その中での対応となります。

あと、市民への周知でございますが、通常行っておるホームページと、あとマスコミへのプレスリリースなど、今、考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はございますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 最初の財源なんですけれども、臨時交付金については先に議会の承認を得て計上された場合は、追加分も臨時交付金になるのでしょうか。追加分の臨時交付金は先日国会を通ったばかりなものですから、まだその配分というか、それが確定していたのかどうか。それについても議会の承認を得ればそれを利用することができるということを聞いていますので、そういう関係からそれを今回の予算に計上されたのでしょうか。

あと、周知分については漏れのないようにお願いしたいということで、以上です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 議員おっしゃられているのは、また、今回補正の2回目のほうで上がっている分だと思っております。なので、こちらの財源等は別の財源という形になると思います。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで杉山議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第41号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について、採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

ここで10時35分まで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第42号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第11、議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

本案は、定期人事異動に伴い人件費を減額する一方、森林環境譲与税活用事業に800万円、伊豆総合高校土肥分校下宿運営補助金に384万円、ふるさと納税管理システム導入に伴う使用料に136万円などを計上いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、市内小中学校及び義務教育学校への消耗品、備品の配備に300万円、自宅療養となった感染者及び濃厚接触者への日用品支援事業として200万円を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策に機動的に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の伊豆市への交付限度額3億6,000万円を予備費に計上するなど、総額3億1,898万2,000円を増額し、歳入歳出予算額を218億7,150万円とするものです。

詳細について、総合政策部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私から議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について補足説明をさせていただきます。

まず、先ほど市長からの提案理由にもございましたとおり、毎年この6月議会におきましては、4月1日の定期人事異動に伴う人件費の補正をお願いをしております。

議案の106、107ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが給与費明細書で、職員の給与に係る内訳書になります。

まず107ページ、右側のページなのですが、一般職の表になります。こちらの左上、職員数の欄を御覧いただきたいと思います。正規職員が10名の減、それから括弧書きの会計年

度任用職員が2名の減、そして太い括弧書き、再任用短時間勤務職員が1名増となっております。それに伴いまして給与費、共済費がそれぞれ減額となっております。

それから前後いたしますが、左側、106ページを御覧いただきたいと思います。

こちら特別職の表になりますが、こちらの比較のところを御覧いただきたいと思います。

その他特別職等の職員数が1名増となっております。こちらは今回補正でお願いさせていただきますDX推進のためのCIO補佐官を非常勤特別職として任用することとして、それを反映したものとなっております。

続いて、本日お配りした令和4年度6月補正予算の資料のほうを御覧いただきたいと思います。

こちらの資料を御覧いただきたいと思います。

こちらの2ページをお開きください。

2ページの一番上になります。

冒頭申し上げました職員給与費に係る人件費の補正として、こちら6,554万6,000円を減額計上しております。

以下、こちらの資料に基づきまして説明をさせていただきますが、まず2款総務費の企画費では、ふるさと納税のシステム使用料136万3,000円を計上いたしました。こちらは、現在寄附者や返礼品を職員がエクセルと呼ばれます表計算ソフトを使って管理をしているわけですが、ふるさと納税が好評で大変ありがたい一方で、件数も大変多くなってきております。このままでは処理し切れない状況になっておりますので、このシステムを導入することによりまして事務処理が容易になり、寄附件数の増加に対応できるようになるとともに、職員の負担が軽減できるということから導入を考えているものでございます。

次に、伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業補助金になります。こちらは当初予算に5名分の予算を計上しておりましたが、本年4月入学の下宿希望者が13名となったことから、8名分、384万円を追加するもの、それから電子計算費では、先ほど人件費のところでも御説明をさせていただきましたCIO補佐官の報酬と費用弁償132万5,000円を計上してございます。

6款農林水産業費でございますが、こちらでは森林環境譲与税が当初の見込みを上回り配分されることとなりましたので、譲与税を活用するための事業費として800万円を計上し、左のページ、歳入において森林環境譲与税を1,100万円増額計上してございます。

また、歳入金額と今年度事業費の差額300万円ございますが、こちらについては、歳入の下から2つ目の13款諸支出金において、基金への積立金として計上をしております。

続いて9款消防費でございますが、こちらで新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する日用品や食料品支援を行うための消耗品購入費200万円を計上してございます。こちらは県の補助金が満額つきますので、左側の歳入の県支出金に同額を計上をしてございます。

10款教育費では、小中学校、それから義務教育学校における児童生徒、教職員の感染対策のための物品購入費、計300万円を計上しております。こちらは国の2分の1補助がござい

ますので、左側の歳入では国庫支出金に半額の150万円を計上してございます。

最後に予備費でございますが、3億6,200万円を新型コロナウイルス感染症対策として計上させていただきたいと思っております。こちらにつきましては、国の地方創生臨時交付金の令和4年度本省繰越分の伊豆市への交付限度額と、本年4月末に同交付金が拡充され、追加交付が決まった原油価格・物価高騰等対応分として伊豆市への交付限度額について、合わせて計上させていただくことといたしまして、市内のコロナによる影響を見ながら機動的に対応できるように、昨年度の取扱いと同様、予備費に計上して運用させていただきたいと考えております。

一般会計補正予算に対する補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号に対する質疑は、6月14日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第43号及び議案第44号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第12、議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）及び日程第13、議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第43号及び議案第44号の2議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第43号は、（仮称）日向公園整備事業に伴う公園用地買収を静岡県土地開発公社に委託し、公園用地を取得するものです。

議案第44号は、消防団消防ポンプ自動車1台を取得するものです。

いずれも地方自治法第96条第1項第8号及び伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第43号について、建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは私のほうから、議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）について補足説明をいたします。

議案書は109ページをお願いいたします。

また、111ページに平面図がありますので、併せて参照してください。

本議案は、（仮称）日向公園整備事業に伴う公園用地を先行取得するに当たり、静岡県土地開発公社と契約が必要となるために、伊豆市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるものです。

契約の内容について御説明いたします。

契約先でございますが、静岡県土地開発公社となり、契約方法は随意契約となります。

契約金額は5億310万7,193円。この契約額の内容につきましては用地費、補償費、あと事務費等が含まれております。

先行取得する用地面積は5万166平米、筆数は記載の筆と外68筆、合わせて69筆となっております。

契約先については、公有地拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号に記載される、本市に成り代わって用地取得業務が遂行できる団体であり、公共用地取得事務の専門的な団体として設立された静岡県土地開発公社以外になく、業務の性質及び目的が競争入札に適さないことから、地方自治法第167条の2第2号に該当する随意契約とするものです。

同団体により用地先行取得を活用することにより、本事業の用地取得に関わる支出を翌年度以降に分割することで予算の平準化を図れるほか、専門的な知識と豊富な経験を有する公社職員による円滑な用地取得が可能となり、本事業を速やかに進めることが可能となっております。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第44号について、危機管理監。

〔危機管理監 加藤博永君登壇〕

○危機管理監（加藤博永君） それでは、議案第44号の補足説明をさせていただきます。

議案書の113ページをお願いいたします。

取得する財産の品名及び数量でございますが、消防ポンプ自動車1台でございます。

取得方法につきましては、制限付一般競争入札による契約。これは5月17日に入札執行をしてございます。

取得価格でございますが、2,839万9,870円。

なお、この入札結果につきましては、お手元に第2回の入札結果表の一覧表を配付させていただいております。5者入札参加しての入札金額を記載してございます。

取得先でございますが、沼津市にあります株式会社畠山ポンプ製作所になります。

なお、配置予定先でございますが、修善寺方面隊第3分団中央部となります。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号の2議案に対する質疑は、6月14日開催予定の本会議において行います。



◎議案第45号～議案第48号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第14、議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正についてから、日程第17、議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第45号から議案第48号までの4議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第45号は、修善寺温泉に設置する御幸橋駐車場の供用を開始し、令和5年度から指定管理者制度に移行するため所要の改正をするものです。

議案第46号は、湯ヶ島地区の文学史跡の周遊拠点として、観光交流の推進、また住民の福祉等を図ることを目的として旧営林署跡地に公園を設置するために必要な条例の制定を行うものです。

議案第48号は国民健康保険税について、議案第49号は介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる減免措置を、それぞれ令和3年度に引き続き、令和4年度分においても対象とするため所要の改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第45号及び議案第46号について、産業部長。

〔産業部長 井上貴宏君登壇〕

○産業部長（井上貴宏君） それでは、私から議案第45号及び議案第46号について補足の説明を申し上げます。

まず議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について。

議案書は115ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、御幸橋駐車場は御幸橋架け替え工事に伴い、平成30年5月から供用を停止していましたが、本年度、トイレ、入口ゲート設置に併せて、8月に供用を再開する予定です。再開に当たり公の施設として位置づけ、今年度末までは業務委託として管理運営を行い、来年4月1日からは指定管理者制度による管理運営を行うために所要の改正を行うものです。

今回の改正は2段階の改正となります。

伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部を改正する条例——以下改正条例と言います——の第1条関係の施行は、交付の日から三月を超えない範囲内において規則で定める日とします。

また、第2条関係の施行は令和5年4月1日とします。

まず、改正条例の第1条関係の改正点について御説明します。

議案書117ページを御覧ください。

右上に第1条関係とございます。

この新旧対照表は供用開始から令和5年3月末までの間、御幸橋駐車場を市で管理運営するための規定となります。第2条で修善寺温泉駐車場は瀧下橋駐車場と御幸橋駐車場と規定します。

第2条の2では、駐車できる車両を道路交通法における大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車としています。

第6条の2では、損害の責任について規定しております。

第6条の3では、使用料の額を別表で規定しています。使用料は、大型自動車は1回24時間まで1,000円、普通自動車は1回500円としております。

なお、別表における大型自動車とは高さ2.3メートルを超える自動車をいい、その他を普通自動車としております。

第6条の4は使用料の減免について、第6条の5は使用料の不還付について規定しています。

第7条及び第8条は、現在の瀧下橋駐車場は指定管理による管理を行っているための規定となります。

次に、改正条例第2条関係の改正点について御説明いたします。

議案書119ページを御覧ください。

右上に第2条関係とございます。

この新旧対照表は令和5年4月1日以降、瀧下橋駐車場と御幸橋駐車場を一体とした指定管理による管理運営をするための規定となります。

具体的には、改正条例第1条において追加した使用料に関する規定の削除と、指定管理者の指定や利用料金の規定を御幸橋駐車場と瀧下橋駐車場の双方に適用するため、第7条第1項及び第8条第1項及び別表において所要の改正を行っております。

続きまして、議案書121ページをお願いいたします。

議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について御説明いたします。

しろばんばの里公園の名称は公募により決定したもので、旧営林署跡地に整備している公園となります。

第1条で設置について規定をしております。

設置する公園は地方自治法第244条の2第1項公の施設の規定に基づき設置するものです。

第2条で、公園の名称をしろばんばの里公園、位置を湯ヶ島151番地の5と規定しています。

第3条で、供用日及び供用時間を規定しています。具体的には規則で定めませんが、供用日

は無休、供用時間は24時間とします。

第4条から第6条については、行為の制限、行為の禁止、利用の禁止又は制限を規定しております。

第7条から第9条については、占用の許可、占有許可に係る申請書の記載事項、占有許可事項の軽易な変更について規定しています。

第10条で使用料について規定しています。使用料は125ページの別表のとおりとなります。

第11条及び第12条は使用料の減免、還付について、第13条は権利の譲渡等の禁止、第14条は許可の失効、第15条は原状の回復、第16条は監督処分、第17条は届出、第18条で規則への委任、第19条で過料について、第20条は両罰について規定しております。

なお、本条例は交付の日から二月を超えない範囲において規則で定める日から施行としております。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第47号について、市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書の129ページの新旧対照表を御覧ください。

附則第14項新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する申請書の提出期限の特例の改正となります。

今回の改正は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、こちらの新旧対照表のアンダーラインにありますとおり、対象を令和4年度までに拡充し、普通徴収の納期限を令和5年3月31日までとするための改正となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第48号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） 議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書133ページの新旧対照表をお願いいたします。

こちらにつきましては、先ほどの国民健康保険税条例の改正と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由として、介護保険料の減免を受けようとする場合の納期限を令和4年3月31日までの期限となっておりますが、令和5年3月31日までの納期限があるものを対象とする改正でございます。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第48号までの4議案に対する質疑は、6月14日開催予定の本会議において行います。

**◎議案第49号の上程、説明**

○議長（小長谷順二君） 日程第18、議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合同規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第49号について提案理由を申し上げます。

組合が管理運営する土肥戸田衛生センターは、伊豆市土肥地区と沼津市戸田地区のごみ処理施設として、昭和62年から共同処理してまいりましたが、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理組合のごみ処理施設の稼働に伴い、令和4年12月をもってごみ処理施設を廃止いたします。

廃止に伴い、今後の財産の管理や処分に関する事務が必要となりますので、規約の一部について所要の改正を行うものです。

詳細について、市民部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 佐藤達義君登壇〕

○市民部長（佐藤達義君） それでは、議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合同規約の一部を変更する規約について補足説明させていただきます。

議案書の137ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、組合が運営する土肥戸田衛生センターのごみ処理施設の廃止に伴い、今後の財産の管理や処分に関する事務等について改正するものでございます。

規約第3条を御覧ください。

組合の共同処理する事務として、これまで右側にありますとおり、伊豆市土肥地区及び沼津市戸田地区におけるごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務であったものを、左側にありますとおり、組合が所有する財産の管理及び処分に関する一切の事務に改め、これに伴いまして、第3条中略称規定をしておりました土肥地区と戸田地区を削ったため、第11条第3項において、それぞれ旧土肥地区の区域、旧戸田村の区域と改めるものでございます。

なお、組合のごみ処理施設廃止後は、伊豆市土肥地区については伊豆市伊豆の国市廃棄物処理組合の新ごみ処理施設にて、沼津市戸田地区については沼津市クリーンセンターにてごみ処理を行います。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） ただいま議題となっております議案第49号に対する質疑は、6月14日開催予定の本会議において行います。

◎議案第50号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第19、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第50号について提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設に伴い、施設用地となる市道佐野川久保1号線について、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道認定を廃止するため、同条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細を建設部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 大村俊之君登壇〕

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから議案第50号 市道路線の廃止について補足説明をいたします。

議案書は139ページ、140ページの位置図、141ページの平面図を参照してください。

本議案は、佐野川久保1号線の廃止をお願いするものです。

佐野川久保1号線は、県道修善寺天城湯ヶ島線から一級河川狩野川に接続する道路です。同路線の道路用地は（仮称）伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設用地として活用するため、廃止をするものです。

なお、新ごみ処理施設用地に関わる市道はほかに2路線あり、一括で協議しておりましたが、ほかの2路線については議決が不要な区域変更として取り扱うこととなっておりますので、廃止とする本路線の議会の議決を求めるものとなっております。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいま議題となっております議案第50号に対する質疑は、6月14日開催予定の本会議において行います。

ここで暫時休憩といたします。

これで当局からの議案審議は終了いたしました。

執行部の皆さんは、御苦労さまでした。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小長谷順二君） 日程第20、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、市議会議員から選出すべき議員のうち、欠員となっております3人について、静岡県下の市議会議員の中から選挙するものです。

お諮りいたします。

この選挙は、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、静岡県下の全ての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになります。

したがいまして、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。このため、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小長谷順二君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。

お静かにお願いします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番、青木靖議員及び14番、三田忠男議員を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、既にお配りしてありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小長谷順二君） ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われるので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（小長谷順二君） 投票漏れはありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

青木靖議員、三田忠男議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（小長谷順二君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、伊豆市議会議長、小長谷順二 16票

静岡市議会議長、望月俊明君 0票

島田市議会議長、大石節雄君 0票

焼津市議会議員、深田ゆり子君 0票

以上のおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、6月7日午前9時30分から開会し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の浅田藤二議員から発言順序5番の青木靖議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、6月9日の正午までとなっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時19分

## 令和4年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第2号)

令和4年6月7日(火曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		



開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会6月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は9名の議員より通告されております。

質問の順序は配付してあります質問者一覧表のとおりです。

本日は、発言順序1番の浅田藤二議員から発言順序5番の青木靖議員までの5名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 浅 田 藤 二 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） おはようございます。2番、浅田藤二です。

議長より質問の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税について、市長に伺います。

3月議会におきまして、ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について賛成討論をさせていただきました。その後の進捗状況とこれからの取組について質問させていただきます。

伊豆市をはじめとする小規模地方自治体において、いかに補助金を効率よく充当し、交付税措置のある起債を事業実施に充てていくかが、できる自治体、公務員の見本とされてきたのではないのでしょうか。

現在は地方の時代として、国がふるさと納税の仕組みをつくり、その制度を活用し、市役所がお金を稼ぐことが公認されました。

令和3年度のふるさと納税額の全国1位は宮崎県都城市で、135億2,548万円でした。返礼品の人気は宮崎牛や宮崎地鶏、焼酎などに代表される特産品の数々でした。伊豆市の年間予算の半分以上の金額です。静岡県内では焼津市が52億1,827万4,000円で、堂々の全国10位と

なっています。焼津には大きなビール工場がありますので、ビールの詰め合わせセットが人気のようです。自主財源がこれだけ確保できれば、今まで懸案だった福祉や教育、産業、観光などの様々な行政課題が解決できるのではないのでしょうか。

公務員が市民のために企画・営業をし、伊豆市のファンづくり、リピーターづくりに貢献できる、頑張っただけ伊豆市への収入として、数字として表れる、こんな楽しい仕事はなかなかないと思います。

自主財源が増えていくことで、いろいろなやりがいや目標ができてくるのではないのでしょうか。しかも、納税していただき、返礼品をお返しすることで地元の特産品が売れたり宿泊者が増えたりする。まさに、地方にとっては一石二鳥のすばらしい制度です。

質問します。

令和3年12月末の集計で約8億2,000万円の寄附額があったと思いますが、令和4年3月末、令和3年度の集計金額はお幾らだったのでしょうか。

伊豆市の返礼品の内訳を教えてください。

宿泊施設や商工会、農協等に協力してもらい、市内全域で使える宿泊券とセットの商品券は考えられませんか。

全国納税額の上位の自治体の返礼品は、その地方の特産品が人気です。特産品への取組、営業は現在どのようになっていますか。

総務省には地域活性化起業人（起業人材派遣制度）や外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度があり、ほぼ自治体の負担なしで利用できる制度があります。民間企業と連携し、営業・企画のノウハウを持った人材を確保するお考えはありますか。

始まったばかりですが、条例改正後の納税額の推移、検証していただき、これからの取組についてのお考えをお願いいたします。

最後に、「国があなたのために何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが国のために何をなすことができるかを問うてほしい」と尊敬する偉大な方が言われています。市民の皆さんも、伊豆市のために貢献したいと考えている人は多いと思います。希望する市民の皆さんが営業マンになれる制度構築に対する市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

最後の点について、私はぜひ、多くの市民の皆さんの参画を期待しております。

私を含め、市職員の人脈は限定されており、なるべく多くの手段とルートによってプロモーションすることが望ましいと考えています。ぜひ、具体的な進め方について御相談させていただきたいと思います。

そのほかの御質問については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から、ふるさと納税についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目、令和3年度の寄附の実績でございますが、8億7,358万5,230円の寄附がございました。

令和3年度は、寄附の目標額を8億円と定め、取組を行ってまいりましたので、目標金額を上回る成果を挙げることができました。令和2年度の実績が5億7,607万円でしたので、ざっと3億円近く増える結果となりました。

続いて、2つ目の返礼品の内訳でございますが、返礼品として最も人気だったものは市内の宿泊券でございます。件数として2,486件（48ページの発言により訂正）、寄附額は約8億500万円となっております。続いて、入浴や食事、ゴルフ、トレイルランニングなど体験サービスが329件で、寄附額といたしましては約3,400万円。次いで、酒類が398件で、金額といたしまして約1,560万円。その他、スイーツや加工品の詰め合わせなどの食品が363件、寄附額が約620万円。米、ワサビ、シイタケ、果物などの農産物が221件で、寄附額といたしまして約420万円などとなっております。

3つ目の市内全域で使用できる宿泊券とセットの商品券についてでございますが、現在、土肥地区の限定ではございますが、加盟旅館で宿泊や飲食に使える商品券を扱っておりまして、6月からは市内全域の加盟宿泊施設で使用できる楽天トラベルクーポンの導入を始めたところでございます。

市といたしましては、宿泊施設と併せ、地場産品とのセットメニューや、交通機関、土産物店、飲食店など市内のどこでも使える商品券は非常に魅力的な返礼品であると考えており、導入に向け、検討を始めているところでございます。

他地域の先進事例等を参考にするとともに課題等も研究しながら、実施に向け、関係機関と調整を進めていきたいと考えております。

4つ目、特産品への取組、それから営業についてでございますが、現在、担当職員が市内の事業所を中心に精力的に営業活動を展開し、新たな返礼品の開拓に取り組んでおります。営業活動の成果もございまして、これまでと同様、単体の返礼品のラインナップも増加をしておりますが、コラボ商品の開発についても積極的に取り組んでおりまして、市内の農産物や加工品の詰め合わせ、旬な農産物を複数回にわたってお届けする定期便の開発にも取り組んでいるところでございます。

また、市内事業者におきましては、ふるさと納税は自分の商売とは関係ないといったお考えをお持ちの方もまだ多く見受けられますので、あらゆるものが返礼品となり得ることをセミナー、それから勉強会等を通じて啓発を行いまして、返礼品の充実を図るとともに、寄附者により選んでいただけるための営業活動に一層努めてまいりたいと考えております。

5つ目、地域活性化起業人や外部専門家制度の活用についてでございますが、市では現在、

ポータルサイトにおけるPRの強化に重点を置き、寄附額の向上を図っているところでございまして、市といたしましてもこのような制度があることは承知をしておりますが、現段階では活用に至っていない状況でございます。

今後、さらなる寄附額の増加の取組として、魅力的な返礼品の開発を進めていく予定でございまして、先ほど4のお答えでも触れましたとおり、市内事業者に対する返礼品のセミナー等を開催し、販路拡大や売上げ向上に向けた返礼品開発の機運醸成も図っていく考えでございますので、その際には議員御指摘の地域活性化起業人、外部専門家制度などを使いまして人材の確保と活用を図ってまいりたいと考えております。

最後、6つ目、条例改正後のふるさと納税事業の推移と検証でございますが、ふるさと納税の使途区分を変更した条例の施行からまだ時間がたっておりません。また、ふるさと納税の大部分は年末に集中いたしますので、検証や分析は今後しっかりと行っていきたいと考えております。

条例改正の目的を、総合計画と活用区分の整合を取ることで市が何をしたいのか明確にすることにより、寄附される際に使い道を選びやすくすることとしておりますので、条例改正に対するこれからの取組といたしましては、ホームページなどで使途区分ごとの施策、事業を分かりやすく紹介し、寄附される際の参考にさせていただくとともに、寄附金を活用して実施した事業についても報告を行いまして、寄附者の意思を踏まえた使われ方と分かるような形が取ればと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 1番と5番に関わります質問をさせていただきます。

目標を確実に達成されているということで、すばらしいなというふうに感じております。

伊豆市の財政は、財政シミュレーションや財政力指数などの結果から問題はないと報告を受けています。伊豆市の将来について、大きな事業が短期間に続き、税金などの自主財源が少なく、起債や補助金などの依存財源に頼っていて、大丈夫だろうかという心配をされる市民の方もいらっしゃいます。

そういった市民の不安を取り除き、市民の暮らしに安心感を与える政策を実現していく上で、ふるさと納税による自主財源確保はこれからの市政運営で大変重要になってくると思われれます。

目標額を50億円、100億円としていくには、今の体制では担当職員への過度な負担や、寄附額の増加に伴う対応に無理が生じると考えられます。これからのふるさと納税に対応する組織づくりについてどのようにお考えか、先ほどお答えをいただいておりますが、新たにこんな考えがあるということがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいまの御指摘なんですけど、今回の補正予算でも寄附件数が多くなって、もうこれ以上職員で回らないということで、システム導入の予算を上げさせていただいております。

議員御指摘のとおり、現在9億円近くなんですが、これが10億円、20億円となっていくと、このままですとこのシステムの導入自体でも成り立たなくなっていくので、私のほうで組織のことをちょっと言うのもあれなんですけど、ちょっとこのままでは対応できないと思いますので、何らかのそれに対応した組織づくりは今後必要になってくるのかなと考えております。

それから、自主財源の確保のために、ふるさと納税を今後当然増やしていかなければいけません。今回、ふるさと納税という御質問の中で、個人のふるさと納税のお答えをさせていただいておりますが、ふるさと納税は、個人向けのふるさと納税に併せまして企業版ふるさと納税という制度もございます。こちらのほう、全国的にもなかなかまだ普及はしていませんけど、当市におきましても昨年1件、ようやく実績を上げましたが、今年もまだ実績がない状態でございます。

こちらについて、今年度力を入れてやっていこうと思っておりますので、個人向け、それから企業向け、それぞれのふるさと納税を促進させて、自主財源の確保について取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

〔「3番に移ってよろしいでしょうか」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） はい、どうぞ。

○2番（浅田藤二君） 3番の宿泊券とのセット券ですね、商品券のセット券。ぜひ実現をしていただきたいと思います。できるところからぜひお願いいたします。

ちなみに、今日の静岡新聞に、清水町で店舗型ふるさと納税が始まったというふうに出ておりました。そんないろんな工夫で、いろんなふるさと納税が増えていくんではないかなと思っておりますので、御紹介をさせていただきました。お考えをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今朝の新聞記事については、私どものほうも確認をいたしました。

ふるさと納税につきましては、本当にいろんなアイデア次第でいろんなものが返礼品になり得るということを本当に身をもって感じているところでございます。当然、他の自治体の事例も参考にさせていただいて、いいところはまねをさせていただくと。それから、他にもやっていないところについては、先進的に本当に斬新なアイデアをいろんなところを出し合

って、こんなことがふるさと納税の返礼品になるのかみたいなものをぜひ皆さんに御紹介できるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ふるさと納税の制度は、伊豆市へのリピーター、ファンづくりにつながる絶好の機会だと思います。自分が納めたお金がこんなふうにかされて伊豆市民の役に立っている。そんなお知らせが届くと、来年も再来年も納めよう、そんな気になると思います。伊豆市に行ってみたい、伊豆市に泊まりたい、伊豆市の特産品を買ってみたいというふうな気持ちになってくると思われます。

ふるさと納税の見える化について、今行っていること、これからの取組について教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず見える化でございますが、見える化につきましては、旅館の宿泊者に対する、ふるさと納税でこのようにまちが変わったみたいな御案内をしたいというふうな御意見もいただいております。

それについて、また対応していかなきゃならないと考えておりますが、今のところ見える化といたしましては、ホームページ等でこの事業について活用させていただきましたという御案内と、あと、今年度はお礼状みたいなものをお出ししたり、今後、パンフレットみたいなものに、返礼品の御案内とともに活用事業の御紹介も一緒に御紹介できればいいなと思っております。

いずれにしても見える化は、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、寄附者は自分の寄附がどういうふうに使われたかというのは非常に気になることだと思いますので、そこについては今後しっかりと御案内、御紹介できるように準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 修善寺温泉街を情緒あふれる門前町として町並みを整備していくこと、萬城の滝周辺の環境整備及び滝上流の溪谷遊歩道を整備すること、井上靖邸跡地へ実家を再移築し、文学の郷のシンボルにしていきたい、日本一の早咲きの土肥桜を増やしてまちを元気にしていきたい、それぞれの地域が目標、目的を定め、ふるさと納税の営業マンとして頑張ってくれています。

実施に当たり、例えば虹の郷のロムニー鉄道枕木修繕で行ったガバメントクラウドファン

ディングの事業の採択を受けるにはどうしたらよいか教えてください

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ガバメントクラウドファンディングの採択ということなんですが、クラウドファンディングのそもそものちょっと制度について説明をさせていただきたいと思いますが、まず、一般的なクラウドファンディングは、個人それから企業がインターネット上でやりたいこと、いわゆるプロジェクトを公表して、それについて賛同してくれる人を不特定多数から募って資金を調達する仕組みでございます。

一方、このガバメントクラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税の制度を利用したクラウドファンディングということで、地方自治体がクラウドファンディングの実行者として立ち上げるクラウドファンディングということになっております。

通常のクラウドファンディングは、もともと事業を行う資金がなくて、それを調達するための手段として使われるということで、募集期間中に資金が集まれば、目標額を超えた場合、プロジェクトを達成した場合には、目標額を達成した場合にはプロジェクトが成立して資金を受けられる。ですが、目標額に達しないと不成立になって、そのプロジェクトはできないということになっております。

一方、ガバメントクラウドファンディングは、我々自治体がやるものですから、もともとあらかじめ歳出予算に予算を計上しておく必要があると。それから、そもそもその予算を計上することについては、市の事業としてやるものと決めたものということなので、資金が集まらなかったからやらないというわけにはいかないというのがございます。

したがいまして、ガバメントクラウドファンディングで資金を調達、確保できれば実施するというような考え方が、ガバメントクラウドファンディングでは難しいということがありまして、そもそもそういう、先ほど議員が事例を挙げましたいろんな事業があると思うんですが、それについては、市とそれぞれの団体とか地域の方々と事前に話し合いの中で、市の取組としてやろうと、やることにしましょうというのを決めていただければ、それについてガバメントクラウドファンディングを財源として充てられるということでありまして、ガバメントクラウドファンディングありきでその事業をやるというんですか、考えるというのは、ちょっと事業の考え方としてなじまないのかなと思っております。

昨年の虹の郷の枕木の交換につきましても、もともとガバメントクラウドファンディングがあって枕木の交換工事を始めたというわけではなくて、もともと枕木交換という事業を市として歳出予算でやるというのがあったものに対して、ガバメントクラウドファンディングで財源を調達して、それに充当したという考え方になります。

したがいまして、先ほど事例でお出しいただきましたものについては、各担当部署とその事業の必要性だとかというものを検討・協議していただいて、歳出予算に上げていただく形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 今の件で、地域の熱い思いと物すごい努力があればそれも材料になるという解釈でよろしいでしょうか、すみません。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これが非常に分かりにくくなっているのは、2つの異なった性格のものが併存しているからなんですね。正直、このふるさと納税が入ったときに、正直言うと私あまり熱心ではなかったんですね。これはとてもイレギュラーな制度なので、そんなに長続きしないから、あまり真剣に考えなくても正直言って思っていたんです。

なぜならば、これは特産物の通販ですよ、最初の頃みんなが盛り上がったふるさと納税というのは、これはいくら何でも国の施策として、行政の在り方として、特産品通販の競争をずっと続けないだろうとこう思っていたわけです。ところが、これをやっぱり頑張ったところは自主財源になっていって、この制度はもう持続する形になってきたんです。これ、正直言って実態は通販ですよ。

ところが、これを続けていく中で、純粋な寄附に近い方が、例えば被災した地域に対して、ふるさと納税で、我々は本当に善意を持って、返礼も要らないから東北を助けようとか、純粋な寄附型が出てきたわけです。こちらは寄附型ですよ。これは欧米で以前から伝統的にあった事業に対する寄附と非常に類似した形態が出てきて、クラウドファンディングは、これ、両方の機能をふるさと納税の中で併せ持つことになっちゃったわけです。

ですから、今のふるさと納税の中には通販型と寄附型と両方あって、そこでうまくクラウドファンディングを使うとブリッジできるような形になっているわけです。これはとても分かりにくくしているんですが、逆に言うと、私たちが工夫すればそれぞれの長所をうまく採用できるということもあるわけですね。

そこで、それを前提に、今部長からありましたように、ガバメントクラウドファンディングにすると市の事業としてやるという意味決定が必要になりますから、そこはやはり非常に強い意志で地元の皆さんが、これはもう地元にとって必要だし、私たちもやるからやりましょうと。

かつて、実は西豆地区地域づくり協議会の皆さんが、自分たちもふるさと納税を頑張るから、その分は自分たちにくれということで、それは制度として入れたんですが、私はとても心強く感じました。そのような地域ごとの事業に対する地域の皆さんの情熱と、我々行政側の努力とうまく連携したものについては、その制度はしっかり適用できるようにさせていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。



○2番（浅田藤二君） 最後の質問です。

伊豆市のホームページを開き、ふるさと納税を調べると、ふるさとチョイス、楽天市場、さとふる、ふるなびのサイトが出てきました。多くの方がこのサイトから寄附をされ、実績もあり、効果的だと思われませんが、伊豆市独自の募集サイトをつくり、市内の旅館や生産者などの事業者とつなげ、返礼に応えるシステム構築は考えられませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも実は伊豆市の持っている構造的な課題が出ていまして、生産者の皆さんは職人なんですね。特に比較優位性のあるワサビ、シイタケの皆さんはもう天下一品の品質のものを作って、俺たちはいいものを作るのが仕事だ、誰かちゃんと売れということなんですね。市の職員のほうは公務員ですから、私たちは営業するのが仕事じゃありませんみたいな、ある意味これ、行政職として非常に健全にやっていて、販売のプロがいないわけです。生産のプロと公務員がいて、販売のプロがいないところが伊豆市の構造的な課題であって、そこを以前は経済アドバイザーを入れたりいろんなことをやってきたんですけども、今議員からそういう御質問が出るということは、まだそこが欠けているということだと思うんです。

その埋め合わせの仕方について、埋め合わせというか、人材の補填の仕方については、先ほど部長からの答弁もありましたように、どれが一番伊豆市に合うのかも含めて、これはしっかりと急いで検討させていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。よろしいですか。

これで浅田藤二議員の質問を終了いたします。

#### ◇ 飯 田 大 君

○議長（小長谷順二君） 次に、4番、飯田大議員。

〔4番 飯田 大君登壇〕

○4番（飯田 大君） 4番、飯田大です。

議長より発言を許可されましたので、通告に従い一般質問をいたします。

件名1、3中学校再編後の施設活用と備品について、市長、教育長に答弁を求めます。

件名2、水産業振興事業補助金について、市長に答弁を求めます。

まず、件名の1、3中学校再編後の施設活用と備品について。

修善寺・天城・中伊豆中学校は統合され、令和7年4月より日向地区に開校されます。生徒が伸び伸びと育つ活力ある学校が誕生いたします。既に計画は前倒しされ、令和4年度当初より造成工事が着工されております。開校までのスケジュールどおりに進むことを期待しております。

一方、廃校となる3校については、公共施設の再編成計画の対象であり、廃校となること

が既に決まっています。次の項目①から⑥について、どのような方針なのか、現時点での計画について伺います。

- ①運動場を含めた敷地。
- ②校舎・体育館・独立した建築物。
- ③老朽化診断、それと管理部門。
- ④在り方検討の進め方。
- ⑤図書室・音楽室の備品。
- ⑥校章・校歌・校訓・校旗・賞状・記念品・記念碑・記念樹。

これらについての今後について伺います。

## 2、水産業振興事業補助金について。

令和4年度新規事業として、6款3項1目水産業振興費に水産業振興事業補助金が予算化されました。水産事業に係る環境保全や水産資源の維持業務に取り組む団体への振興事業補助金交付事業です。主に市内の海・河川を管理する漁業協同組合に対する補助事業と解釈しております。

伊豆漁業協同組合は約6,000名の組合員で構成され、市内組合員については、全組合員の約8%に当たる502名が登録されています。八木沢地区のテングサは品質もよく、消費者や製菓業者等からも好評を得ています。

一方で、テングサの水揚げ量については、伊豆漁協全体で平成23年には約54トンあった水揚げ量が、令和2年には約10トンにまで激減している状況です。

狩野川漁業協同組合は約1,400名の組合員で構成され、市内組合員は全組合員の約40%に当たる552名、入漁証販売請負業者、これはおとり店を兼業している方もおりますが、20店が登録されています。全川での入漁料収入はここ3年で半減しています。

駿河湾や狩野川におけるこのような状況を受けて、この事業については豊富な水産資源の再構築との施策と取れますが、下記について伺います。

- ①この事業の目的について伺います。
- ②結果を踏まえた単年度事業ですか。
- ③流域市町を含めた広域連携事業に発展させていくべきだと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） ただいまの飯田大議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 3中学校再編事業について、市長宛ての御質問の①から④について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 飯田議員の御質問について、⑤、⑥について、取扱いの考え方についてお答えします。

新中学校につきましては、造成工事も始まり、いよいよ新しい中学校ができるという実感が湧いてまいりました。令和7年4月の開校に向けてしっかりと準備を進めていきたい、そのように考えています。

工事も始まり、目に見えて事業が動き出すと、学校を造ることに気が向かいがちです。事実、準備委員会でも絶えずそういうことについて話合いをしているわけですがけれども、伝統ある3校を閉校するという議員の御指摘についても同時に進めていかなければならないと考えております。3校は、私たちも含めて多くの方々の思いが詰まった学校ですので、施設や備品等の取扱いについては慎重に検討してまいりたいと思っています。

詳細については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私から、①から④についてお答えをさせていただきます。

①の敷地及び②の校舎・体育館等についてですが、現在策定中の公共施設再配置計画（案）では、3中学校の敷地・校舎・体育館・独立した建築物について、校舎と体育館を区分して方策を示しております。

その中で、建物の老朽化が著しい校舎などについては躯体を解体して土地の活用を図ることが有効な手段ではないか、また、比較的躯体の状態がよい建物につきましては建物の有効活用を図るべきではないかと考え、3校それぞれについて解体、転用、また在り方の検討という方向性をお示ししているところでございます。

③の老朽化診断でございますが、屋根や外壁などの部位別の老朽化具合につきましては、文部科学省のインフラ長寿命化計画に基づき、現状の施設について、屋根、屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の項目ごとに劣化状況について調査を実施しており、比較的良質なものから、屋上や外壁が広範囲に劣化しているという施設もございます。

また、管理部門ですが、中学校として位置づけている間は行政財産として教育委員会の管理となりますが、閉校後は普通財産として私ども総務部資産経営課が管理することとなります。

④の今後の在り方検討につきましては、関係する部署が連携し、まずは補助金活用による処分制限期間、雨漏りなどの躯体の状況、立地条件などを勘案した今後の有効活用の見込みなどあらゆる情報を整理するとともに、地域の皆様や卒業生など学校に関わる方々の思いも酌みながら、再配置計画における解体や再利用など様々な方策を検討し、どういった選択がベストであるかを、なるべく空き施設として放置する期間が短くなるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、⑤の図書室・音楽室の備品についてお答えいたします。

学校には図書室・音楽室の備品も含めて非常にたくさんの備品があります。新しい中学校になっても使えるものは当然使っていきますので、令和6年度中に行います各学校からの引っ越しで混乱しないよう、今年度から調整を行い、使うものとそうでないものの仕分けを行っていきたいと考えております。

その上で、過去の学校再編時にも行ってきましたけれども、不要になったものについては各小学校や市の施設での活用、また、地域においても活用が可能であれば活用していただくということを考えております。

次に、⑥の校章・校歌・校訓・校旗や賞状・記念品の品々、そして記念碑や記念樹についてですが、校章・校旗・校歌等旧校のシンボルについては、新中学校に展示スペースを設けて、3校の歴史コーナーとして保存可能なものについては保存してまいります。

また、跡地利用と関連しますけれども、記念碑や記念樹など学校にあるものでも地域のシンボリックなものにつきましては、可能であれば保存する案も含め、検討していきたいと考えております。それぞれの学校には卒業生の様々な思い出の品がありますので、写真や動画などデジタル化して保存することも検討してまいります。

今後の検討では、在校生や先生方はもとより、保護者や地域の皆様、また、開校準備委員会などでも備品の活用方法や思い出の品々の保存方法などについて伺いながら、方向性を出してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 最初の①、3校それぞれの再編成の運動場を含めた敷地、校舎、体育館、独立した建築物、これについて詳細をお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは先ほども申し上げましたが、現在策定中の公共施設再配置計画（案）におきます3中学校それぞれの方向性でございますが、修善寺中学校の校舎と体育館につきましては、この中学校統合に伴い、現在の校舎、体育館の施設の在り方について検討ということにしております。

次に、天城中学校でございますが、天城中学校の校舎と体育館につきましては、施設の劣化状況などから今の躯体を生かした利活用は難しく、更地としたほうが有効ではないかと考え、解体というふうにしております。

最後に、中伊豆中学校の校舎と体育館でございますが、校舎に関しましては現在の躯体を生かすことが難しく、解体ということにしておりますが、体育館はまだ新しい施設でござい

ますので、中学校体育館としての用途は当然に変更になりますが、転用、また新たな活用方法を検討していくというふうにしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 現状で維持する場合、各施設の維持管理費はどれぐらいかかるものか、そして、解体しないで校舎活用した場合、その後、老朽化診断は定期的に行われていくのかお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 中学校としての用途を廃止した後の維持管理費ということの御質問というふうに解釈いたします。

当然に、先ほど一部解体という施設もございますが、仮に建物をそのまま残してそのまま管理していくと言った場合には、当然に消防設備であるとか電気設備、また建築基準法に基づく定期点検の業務、また電気料や上下水道の光熱水費の基本料、こういったものを当然要してまいります。また、これ以外にも、一部借地料や外の樹木の管理費などもかかります。

3中学校それぞれにやはり年間数百万円は要するというふうに今考えておりますので、3校が仮に今の状況のまま残るということになれば、年間では1,000万円を超える費用を要するものというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） すみません、劣化診断についてお答えしないで申し訳ありませんでした。

劣化診断につきまして、これまでの基本的な市の対応といたしましては、施設を仮に民間に譲渡また貸し付ける場合においては、現状を有し、このまま貸付けまたは譲渡ということですので、特に劣化診断、耐震診断ということを市として行うということには行っておりませんでした。

一方で、もし仮に市が何らかの形で活用するという場合には、その用途に応じて当然に劣化診断が必要な場合もあるというふうに考えております。

こうしたことから、この3中学校につきましても、現時点では同じ、同様の対応をしていくことになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 過去、廃校となった小学校では、地元の意見、要望は反映されたのか。

その経過を踏まえて、この3中学校の再編後、どのように進めていくかということについてお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） これまでに、小学校であれば6校の校舎が廃止となり、その後の利活用などについて検討、また跡地利用について検討してまいりました。

その中で、地元の意見や要望が反映されたかにつきましては、施設ごとに、また立地条件等によってケース・バイ・ケースで対応してきたところではありますが、基本的な考え方としては、まずはタウンミーティングなどを開催して、跡地活用について地元の皆様、関係の皆様の御意見を伺い、その後公募を行い、事業者を募った後に、その提案について地元の区長様をはじめとした地元の皆様に御意見を伺い、事業を進めてまいりました。例えば、旧大東小学校では、公募後に事業者の提案について、地元の区長や学区の皆様に複数回説明会を開催し、御意見を伺う機会を設けてきました。

今後も、閉校となった場合につきましては、その後の活用につきまして、先ほど申し上げたとおり一定の秩序を踏みながらも、市民の皆様や関係する皆様の御意見を伺う機会をつくらせて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 先ほどの⑤⑥に係る質問です。

開校準備委員会という、この委員会についてのちょっと内容についてお伺いしたいということと、あと、備品類で複数あるピアノ、著名な作詞家、作曲家の名が刻まれている校歌、よく体育館なんか校歌が掲示されているのを見受けられますけれども、その取扱いについて、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） まず最初に、開校準備委員会ですけれども、いろいろなことを準備していくに当たって、事務局が主に中心になっていろんな計画を立てるわけです。もちろん、学校の意見を聞きながらなんですけれども、私たちだけですとだんだん方向性が固まってきてしまいますので、そこに保護者の方、それから地域の有識者、それから、区長さんには申し訳ないんですけれども区長さんの代表の方に入っていただくというような、そういうようなメンバー構成で、なるべく広い範囲から意見を求めたいということで準備委員会を行っております。

内容については、一般に示してあります、まずそちらを見ていただきたいんですけれども、課題に関わるということなので開いております。

閉校については、現在そこまでは至っていません。開校準備委員会で閉校のことについて意見を伺いながら、今度は閉校委員会というのをそれぞれの学校ごと開いていくというのが今までの小学校で行ってきたことですので、そのような形で学校ごと取り組んでいただくような状況になります。

それから、各校に残されている校歌とか、そういう、確かに名前のあるものがたくさんあるんですね。それで、中には井上靖さんだとか高名な方がやったものですとか、それから、体育館に掲示してあるものは近づくとも物すごく大きなものでして、あれはあのまま保管するというのはなかなか難しいなというのは感じております。

また、工事の中で、場合によってはそれぞれを壁の一部として取っておくというような、そういうような方法を取っていたところもあるとは聞いていますけれども、現在、新中学校でそのような方法が取れるかどうかはまだ検討しておりません。今後考えながらやっていきたいということと、先ほど部長が言いましたようにデジタル化をして、何らかの形で残していく、それから、それらを撮った写真を展示しておくスペースを取るといったのは計画の中には入っております。

以上です。

ピアノですけれども、ピアノについても、まだいろんなことを比較はしていませんので、今後どのものが一番使用に適切なのかということについて検討して参ります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○4番（飯田 大君） 再質問はありません。

①については、新中学校への期待が高まっていることと、建設工事、設備、備品等の多忙な業務である現状かと思われまます。しかし、伊豆市の基本方針である公共施設再配置計画を着実に進めて、市民、地域住民の声を反映し、開校と同時に開校後のスケジュールの計画実施をしていただきたいと考えております。

件名1については、再質問を終了いたします。

○議長（小長谷順二君） それでは、（2）の水産業振興事業補助金について答弁願います。市長。

○市長（菊地 豊君） 水産業の振興補助金について、最後の点について、広域連携しないのかということについて私から答弁させていただきますが、地方自治法第157条に、中は「地方公共団体の長は」と書いてあるんですが、伊豆市に当てはめれば、市長は、市の区域内の公共的団体の総合調整を図るため、これを指揮監督することができるという規定があります。

また、同じ法律の第96条の14には、議会の権限として、区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関することと定められています。つまり、市長も議会も漁協の活動に関与する法的な権限があるということです。問題は「区域内」の定義なんですね。

狩野川漁協の事務所所在地は伊豆の国市ですから、第一義的には伊豆の国市の関与になる

うかと思っています。しかし、主要な事業である釣り場のほとんどは伊豆市内にあります。天然アユの遡上や釣り客の減少という厳しい状況が続き、アユの友釣り発祥の地を自任する当市において、まずは支援すべきと判断しての施策を講じました。広域連携の在り方については、ぜひ議会でも御検討いただければと思います。

そのほかの御質問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず、①の事業の目的についてでございますが、当事業の目的の前に、水産業の現状の課題について触れさせていただきますと、海洋面では、テングサの水揚げ量の減少や漁業従事者の高齢化、地球温暖化による漁場環境への悪影響などがあります。内水面においては、釣り客減少による入漁料収入の減少、カワウによるアユの被害、コロナ禍による友釣り大会の中止など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況でございます。

それら課題を踏まえて、伊豆市の水産業の振興を図るため、市沿岸及び市内に存する内水面の環境保全、水産資源の育成並びに水産物の維持・利用を推進することを目的としております。

なお、補助対象者としましては、議員おっしゃるとおり伊豆漁業協同組合、また狩野川漁業協同組合などを想定しております。

②につきましても、今、①で申し上げた目的の下に水産業振興の施策を講じたとしても、必ずしも1年で結果が出るとは限りませんので、年度ごとに政策効果を検証した上で、単年度で結果が出なければ、次年度以降もその検証を踏まえて継続する、そういったこともあり得ると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） この補助金を支給するということなのですが、この内水面でのアユ、あるいは土肥地区でのテングサの生産量の減少というのは実際にはいつ頃から始まったか、把握しておるでしょうか。

それと、補助制度は既に始まっていますか。始まっているとしたら、申請があつて始めたのか、このことについて伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 減少につきましては、テングサについては、先ほど議員おっしゃったとおり、主に10年ほど前から徐々に減ってきているというような形になります。それから、入漁料収入につきましては、平成25年までは4,000万円ほどあった収入が平成26年からもう徐々に減り出しているというところで、平成25年から顕著に減り出したというような部分があります。



それから、補助制度につきましては、今年度4月に補助金交付要綱を制定しまして、運用を開始しております。これまで補助金交付の申請はまだ提出されておきませんが、漁協等にしっかりと広報しながら効果的な事業への支援を実施していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） これまで申請はないとのことでしたが、今後どのような事業が申請されるか、想定しているものがあればお答えください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） こちらの事業につきましては、補助対象として想定している事業につきましては、大きく3つ考えております。

1つ目は、水産環境保全事業となります。施肥や食害を引き起こす生物、例えば海洋面ではウニであるとか、河川面ではカワウなどを駆除するなど、水産資源の生息環境を保全するための経費を想定しております。

2つ目としましては、水産資源育成事業となります。水産資源の安定的な利用を図るための稚魚の放流、また水産物の種苗放流、藻類の定植、またはそれらを目的に、水産物の種苗を人工的に生産・育成するための経費を想定しております。

3つ目としましては、水産物持続的利用推進事業です。水産業への理解・意識啓発を目的に、子供や地域住民を対象としたイベント開催経費や、水産物の販路開拓により水産業の持続を図るための経費を想定しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 先ほど内水面での課題で、カワウによる被害の話が出ておりました。狩野川の中でアユ釣りが盛んに行われている狩野川大橋より上流側の伊豆市となるのですが、カワウが生息する場所、コロニーは市内ではないと、市内を探してもカワウの繁殖地はないということですが、カワウ対策には巢への対策が必要と、効果的であるというふうに思われますが、この補助制度については対象となっていますか、伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） アユのカワウ対策につきましては、補助対象メニューの一つであると想定しています。

例えば、カワウの生息調査に要する経費であるとか巢への直接的な対策費用など、対策場所が今おっしゃられたとおり市外であったとしましても、伊豆市内のアユに対して効果が発揮される事業であれば対象事業になるというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 最後の質問です。広域連携についてもう一度伺います。

釣り客にとってはあくまでも狩野川は一つであり、市の境界は意識していないと思います。流域市町が連携することで一層の水産振興が図られると思います。どのような取組が今後考えられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ、今、狩野川のアユ釣りに焦点が少し入って、そのとおりなんです。これはもう極めて大きな課題で、例えばテングサがなぜ減ったのか私は分かりませんが、けれども、昨日報道にありましたように、相模湾の海底1,000メートル近くに中国のバケツが落ちているわけですね。

私たち自身も恐らく、多分この50年ぐらいでしょうか、私が小さい頃はまだ鍋で豆腐を買っていましたが、この50年ぐらいで大量のプラスチックが海に行って、それが完全に汚れていることはもうみんな知っている、全員知っているわけですね。だけど、私たちは知っているけれども、止まっていませんよね。今でも大量のプラスチックが狩野川から駿河湾に行っていることは間違いないですし、私たちも大量のプラスチックごみを出していますよね。

ここからまず我々もすべきことをやらなければいけないし、その認識は相当世界で広まっていますから、まず一つは、伊豆市民として川を汚さない、海を汚さないということは相当粘り強くやらなきゃいけないと思います。

2つ目の課題のカワウ対策は、これは県も一生懸命やっています。コロニーの場所は大体分かっていますので、ある川中島、ある海の島、大分やってきたんですけども、その伊豆市役所の前にも、同じ岩に止まっているんで、鳥もちをつけられないのかとか言ったんですけども、いや、そういうのは何か法律で駄目だそうで、銃は使えませんし、じゃ上から網を落とすとか、いろいろ考えてはみたんですが、しかし、県も一生懸命やっています。

それから、先ほどの河川汚染対策も含めて、流域はとても大きな一つの運命共同体ですから、そこも狩野川流域でしっかり取り組んでいきたいと思っています。

ただ、アユ釣りに関しては、どうしても伊豆の国市、伊豆市の2市が当事者になりますから、アユ釣りに対する狩野川漁協支援というのはどうしても2市で考えざるを得ないのかなという感じはいたします。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

○4番（飯田 大君） 地域で育んできた産業は、地場産業として継承していきたい。高評価されている土肥のテングサや、友釣りの発祥の地とされている狩野川のアユ釣り、地球温暖

化での気候変動、環境の悪化や、川や海が人間に忠告をしておるというふうにとれます。

個人ではできないことを、広域での協議で豊かな自然を守り、未来の人につなげていきたいと思います。

質問は終了します。

○議長（小長谷順二君） これで飯田大議員の質問を終了いたします。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎発言訂正について

○議長（小長谷順二君） 先ほどの浅田議員への答弁に対して、答弁の訂正がありますので、総合政策部長、お願いします。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） すみません、先ほど浅田議員からの御質問に対する答弁で、返礼品の内訳の中で市内の宿泊券の件数を私、2,408件という答弁をさせていただきましたが、正しくは2,486件でございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

#### ◇ 間野みどり君

○議長（小長谷順二君） それでは、一般質問を続けます。

次に、10番、間野みどり議員。

〔10番 間野みどり君登壇〕

○10番（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

コロナ禍やウクライナ侵攻など、今の世界情勢において、次の2点を問う。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などは解け、感染者も減少傾向とはいえ、終息まではいかず、今後もコロナ禍での生活の仕方を考えていかなければならない日々です。

また、世界情勢ではロシアのウクライナ侵攻のことが毎日大きく報道され、テレビなどのメディアから情報が伝わってきています。

1、教育問題について。

このような状況の中、伊豆市の子供たちの中でも、不幸にもコロナウイルスに感染してしまい、その後、後遺症などにより回復が思うように進まなかったり、感染による周囲からの偏見により、心の疲れや不登校につながるケースもあると聞いています。また、新聞やテレ

ビにとどまらず、インターネットやSNSによるウクライナ侵攻の悲惨な現状の画像や情報などを子供たちも簡単に目や耳にすることができています。

このような状況の中、子供たちの心は大丈夫なのか心配になります。そこで、次のことを質問します。

1、新型コロナウイルス感染症について。

①コロナ感染後の子供たちのその後の問題点や状況など、把握していますか。

②また、その把握した問題点や状況の対応について、考え方を伺います。

③コロナについて、教育現場での今後の課題はどのように考えますか。

次に、2です。ウクライナ侵攻について。

①教育現場では、ウクライナ侵攻のことなどはどのように子供たちに知らせていますか。

②このような世界情勢の中、教育委員会としては子供たちのためにどのようなことを大人たちがしていったらよいかと考えていますか。

大きな2です。市民の生活について。

コロナ禍やウクライナ侵攻などの世界情勢により、同じような不安や悩みを抱いているのは子供たちだけではなく、大人の中でも多くいると思います。

特に、2022年3月15日の静岡新聞で、女性の自殺が増加していて、依然コロナの影響があるとの記事がありました。また、以前から私の一般質問において課題としてきた下記の問題も、明らかに増えている状態が否めません。そこで、次の質問をします。

①8050（ひきこもりの子を支える高齢の親）問題ですが、コロナ禍と関連して問題を把握していますか。

②ひきこもり問題はどのように把握していますか。

③ヤングケアラーの問題はどうですか。

④その他、このような社会情勢の中、新たな伊豆市の問題点がありましたら教えてください。また、そのことに対して今後どのように対処していくかを教えてください。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） それでは、間野みどり議員の教育問題の部分についてお答えをします。

まず、1、新型コロナウイルス感染症についてです。

①の新型コロナウイルスに感染した子供たちのその後の問題点や状況等の把握についてお答えいたします。

感染してしまった児童生徒からは、感染したことによる後遺症等で悩まされているといった報告は今のところ受けておりません。

また、感染した子は周囲の目を気にしながら登校しているので、友達が無気なく発した言葉が気になったという話は聞いています。しかし、周囲からの差別やいじめを受けたという報告は受けてはおりません。

ただ、感染の状況は少なからず続いております。今後も学校と連携して、注意深く見守っていきたいと考えております。

## 2、ウクライナ侵攻についてです。

まず、①のウクライナ侵攻のことをどのように子供たちに知らせているかに関してですが、市内小中学校では、児童生徒から今回の戦争等について質問があることが多々あります。その場合には教員も大変気を使って対応するわけですが、どちらが正しいかであるとか、こちらの国が悪いとかというような、そのような安易な考え方に陥らないように気をつけて話をしております。

教育委員会は、子供たちにどのようなことを大人たちがしていったらよいと考えるかですが、現在の世界情勢はニュースやSNSで多々報道されており、悲惨な現状の画像や情報を議員がおっしゃるとおり子供たちも簡単に目や耳にすることができるわけです。

大人であるまず教師、それから保護者は、子供たちが口にする戦争や不安や恐怖に対してまず共感的に接すること、それから正しい情報を取捨選択したり、発達段階に応じた伝え方をしたりすることが必要だというふうに考えています。

戦争は絶対にしてはいけないこと、平和がいかに大切であるかということ伝えること、このことはもちろんです。戦争は国同士が起こしていることであるので、個々の国民が悪いわけではないということも踏まえて、特定の国やその人々への偏見や中傷につながらないように、言動や行動に配慮するというのも注意をして伝えていくことです。

このような他国の惨状をどのように捉え、世界にどのような影響があるのかなどを子供たちと共に考えていくことも、教育としては非常に重要なことだと考えています。

新型コロナ感染症についての対応について、詳細を教育部長より答弁させます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうから、1の新型コロナウイルス感染症についての②と③についてお答えさせていただきます。

まず、②の把握した問題点や状況の対応についてとなります。現状では問題点や課題などは確認されておりませんが、確認された場合は深刻な事態につながることも想定されますので、感染者や濃厚接触者が差別や偏見、いじめ、誹謗中傷などの対象となり得ることを教職員が自覚しつつ、児童生徒への指導を継続してまいります。

③の教育現場での今後の課題をどう考えるかですが、コロナ禍によりまして様々な社会活動も制限されております。不要不急の外出を控えるようになったことや、社会体育活動や部活動などが活動休止となったことで、体を動かしたり運動したりする機会が大幅に減少し、

体力の低下などが起こっております。

また、学校行事や地域行事の規模の縮小や中止によって、学校や地域における人と人との交流の機会が失われ、伝統文化の継承が進まないことや人間関係が希薄になってしまう懸念など、活動制限に関連する間接的な影響も課題ではないかと考えております。

感染リスクが非常に高いということで制限されている学習活動や学校行事が今なお多くありますが、コロナ感染に対する考え方も大分変わってきておりますので、従来の考え方に固執したり、コロナを過剰に恐れ、安易に子供たちの学びを止めてしまったりすることがないように注意して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。

今の現状を聞きまして、後遺症で悩んでいる子とか不登校につながっている事例はないということで、安心をしました。まだコロナというものが全然分からない本当に初期の段階で、初めてかかったお子様が学校へ行くのを渋っている、何か行きたくないみたいだよという問合せがありましたので、こんな質問になりました。相談を受けた子も、今はいつもどおりになったようですので、先生方の配慮や教育委員会の的確な配慮があつての成果と受け止めております。

しかし、まだまだ埋もれているかもしれないということを少し頭の中に入れて、このままコロナに対して向き合っていただきたいと思います。

再質問としてはちょっと細くなるんですが、もしかしてかかってしまったときに学校はどのように対処してくれるかなど心配する声もあります。よく、友達がかかってしまったから食べ物などは家の前に置きに行つて、携帯で「今そこに届けたから取つてちょうだい」と言つて、中から出てきて取つて、そんな感じで電話をしたとかということはあつたんですけども、子供の勉強面ではタブレットの貸出しとかプリント配付など、具体的にどのようなやり方をやっていたのか。郵送とか受持ちが持つていくとか、そういう、細かいことですが、それでも分かったら教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 現在のところ、陽性者や濃厚接触者となつてしまった児童生徒に対して、タブレットのほうの貸出しということは基本的には行っていないんですけれども、プリントなどを自宅に届けることはしていると伺っております。

自宅に届ける際には、事前に電話をして伺う時刻を伝えた上でお届けに上がっております。その際は、同居家族の方は原則濃厚接触者ということになっておりますので、直接手渡すことはしないで、ポスト等を介して渡すようにしております。

ただ、タブレットのほうも事前に休むことが分かっている場合、試験的にお渡しして家庭で学習をしたというような、あくまでも試験的ですが、そういう事例のほうも報告されております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 私が聞いた限りでは、案外中学生、高校生はタブレットの使用が多いので、小学生に関してはやっぱり配付物、印刷物が多かったというようなことを聞いています。

ちょっとそのタブレットの関連なんですけれども、昨日の携帯のスマートニュースに、2020年、小中学校においてタブレット端末を使いたいじめがあり、109自治体のうち47件、ID、パスワードを勝手に使うなどが23件と朝のあれで見ました。小学生では悪口ですね、死ねというようなことを書いたり、中学生ではアダルトサイトへのアクセスがあったとかという問題というのを昨日指摘してましたけれども、またこのタブレットの貸出しなんかではこういうことがあるということも頭に入れながら教育のほうをよろしくお願いします。

それとは違って、ちょっと次の質問ですけれども、それとやっぱり、先ほど答えていただきましたように、心の問題が一番やっぱり大変だと心配です。

4月25日のNHKの「あさイチ」という番組で「ちゃんと知りたい！コロナと子ども」という特集をやっていました。その中で、子供のコロナは症状については重症化しにくい、痩せている子よりか肥満の子が多いとか、また、近年コロナの関係でMIS-C、関連多系統炎症性症候群といって、何か、すみません、ちょっと長いんですけれども、リンパの腫れとか、それから下痢が2週間から6週間も続いていると言っていました。

教育のところでもやはり長いスパンで、もう治っちゃったから大丈夫じゃなくて、やはりそういうところも注意していただきたいとも思います。

そして、一番問題が抑鬱状態、小学生で、5・6年生で13%、中学生で22%もあるようです。やる気が出ない、そんな子が多いようです。それから、お家にいて本を読んだりするから視力の低下もあるし、イベントがなくなり、不安から自己喪失や未来を想像することが難しくなっていると。そんな弊害もあるようですが、そのようなお話は聞いていますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に報道のほうでは全国の事例が一遍に出ているものですから、そういうような事例がたくさんありますけれども、今、間野議員のおっしゃられたような直接の報告は受けておりません。

では、先ほど言ったような何もないのかということ、それに近い状況はないわけではないと思いますし、子供の中で抑鬱状態というのは、一定の割合で出ている子供はいますし、コロ

ナになってからそれが増えたかどうかというのは、ちょっと私の手元にデータはありません。

ですけれども、現在、子供たちが一番うまくできていないことは、学校行事等が思い切っ  
てできないということが、僕ら学校としては、一番先生方の悩みではないかなと思っていま  
すので、今年度、5月にはようやく修学旅行がいろいろ気をつけながらですけれどもでき  
たりですとか、運動会が半日ではあるけれども、地域の方もあまり制限せずに呼ぶことが  
できたというような報告を受けています。

少しずつ日常に、新しいウィズコロナの状態に近づいていることは事実ですので、そんな  
中で本当に困っている子を見逃さないようにしていきたいと思っています。

学級担任は日頃から子供たちと接する期間が一番長いものですから、そういうところを気  
をつけて見ること、それから、今はそれを学校の教員が抱え込まないでチームで対応する、  
それから、必要に応じて専門職と協力して対応していくという、そういうような体制は取  
っているつもりです。今の間野議員のお言葉をまた現場のほうにも伝えていきたいと思っ  
ています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ありがとうございます。

本当に心が絡んでくる教育とか難しいとは思いますが、それはよろしく願いた  
します。そして、今、これからテレビやいろいろな報道であります、サル痘とかぜんそく  
性の疾患なども新しく出てきて、昨日なんかは伊豆市内でもマダニにどうも食われた人が  
いるとかという、うわさかもしれないですけれども、そういうなかなかいろいろなことが起  
こっていますので、今さっき教育長が言われたように現場を再確認しながら、先生たちも研修  
を積みながら進んでいってほしいと思います。

それではもう一つ、先日、小学校の運動会に招待されて行ってきました。修善寺小学校で  
したけれども、本当に感染対策はすばらしくて、父兄ももちろん、皆検温、消毒、そして子  
供たちは間隔を持って並び、とても気をつけているのが分かりました。何かそれが定着して  
きているのはよかったなと思いました。

校庭などで部分的にはマスクを外して競技をしましょうというような指導が促されていま  
したが、中にはやはり心配なのか外さない子も、高学年に多かったんですけれどもいました。  
それを見てちょっと心配になりました。それは、今度外す、外さないで差別的な行為などが  
起こらなければよいなと思いましたが、その点はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） マスクについては、今、大人が一番迷っているところですので、子  
供たちにも当然そういう部分はあるかと思っています。



あちこちで街頭インタビューをしている様子を見ますと、本当に人それぞれだろうし、きっと抱えている問題も違うと自分は思っています。自分の身近に病気の子供がいるとか高齢の方と一緒に住んでいるとかという人にとっては死活問題ですし、独り暮らしでそんなの関係ないよと言っている方々も大勢いるのは承知しています。学校の子供たちも、それぞれが抱えている問題と、それから保護者の考えにかなり左右されているところもありますので、教員も対応には苦慮しているところです。

ですけれども、今やっていることはやっぱり健康が第一ですので、まず感染を広げない、それから熱中症を防ぐ、そして、それらを思い切ることができるような状況は、ここでは外したらいいか、それから着けたらいいのかということを適切に判断しながら指導しているところです。それでも最終的な判断は子供に委ねているところもありますので、そういった状況が運動会で見られたんではないかなと自分は推察します。

一番自分が心配しているのはやっぱり熱中症、取るのを忘れて熱中症になることは避けたいなと思っていますので、そこはもう一度学校現場で確認をしてきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） はい、分かりました。

熱中症のほうがかえって心配だなとこの間も思いました。

じゃ、次ですけれども、それとコロナというものが少しずつ分かってきた事例もあり、そのせいか、小学校の濃厚接触者とか、それからこども園の濃厚接触者とかそういう、何か1週間家にいるんだよとか、そういうのが何かちょっと、初めの頃はすごい神経質だったんですけれども、何かこの頃いろいろところで、もしかしてちょっと違ってきているんじゃないかという思いがありますけれども、あくまでも基本的な隔離とかそういうのは変わらないんじゃないでしょうか。それとも、少し変わってきているんじゃないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） すみません。濃厚接触者の待機期間というのは、原則として感染者との最終接触日から7日間は自宅待機となります。感染者の待機期間は、これもまた原則として発症日から10日間ということになっております。いずれの場合も自宅待機期間は出席停止となります。この待機期間というのは、こども園と学校では違いはないと今認識しております。

ただ、自宅の待機期間を決定するのは医療機関から連絡を受けた保健所ということもあります。その情報によって兄弟ですとか学校間で若干の違いが生じることもあるのではないかとすることは何となく推察いたしております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） そういうわけで、何か子供が熱が出て、中島さんなんかへ行くと外で診てくださって、やっぱりそこら辺でちょっと誤差があるのかもしれませんが、ちょっと違ってきたねと言う父兄さんもいたので、その点を質問しました。

じゃ、③の課題というところなんですけれども、先ほど教育長が言ってくくださったのでちょっと重複したら申し訳ないですけれども、体を動かしたりすることが少なくて体力の低下、また行事の縮小で人とのつながりの希薄化など本当に心配を挙げていましたが、私もそれが心配です。

教育問題は教育委員会とそれから教職員の皆様と、本当に身を粉にしてやってくくださっているのは分かるので、こんなことに口を出してはいけないかもしれないんですけれども、やはり先生方もますます研修を積んでいただき、また、情報をいろいろ取っていただいて、子供たちが安心して学校などに通えるようにお願いします。

令和4年3月の定例会の市長の施政方針の中で、市長の考えるよい学校はというところで、「児童生徒が行きたくなる学校、親が子供に行かせたくなる学校、教職員が勤務したくなる学校です。突き詰めると、児童生徒が行きたくなる学校」と言っていたらっしゃいました。

子供が元気に過ごしてくれれば親はそれが幸せで、働く意欲にもつながりますし、このまちで一生懸命生きようと思ってくれると思います。それが私は、前の一般質問でもやりましたけれども、それが少子化などにもつながるんだと思っています。

大変な時期ですが、みんなで工夫しながら乗り越えていきたいし、また、それにできることは協力していきたいと思っています。

そして、ウクライナ問題に関してですが、先ほど教育長も真摯に考えてくださっている問題だと思ひまして、本当に難しい問題だと思っています。教育現場では四苦八苦しているとも感じています。しかし、あのテレビ映像から見える惨状はどのように子供たちの目に映っているかなと心配です。しかし、現実を見る、今の本当を見るという意味で、よくも悪くも経験にはなっていると思っています。

私の身近な小さい子に、ビルが本当に壊れている様子を見て、ニュースを、これを見てどう思うと聞いたんですね。そしたら、ちょうどウルトラマンの映画が封切になった頃で、「ウルトラマンは何々と戦うところやってビルを壊すんだよ」と言って、ああ、ここは難しいなとも、よしあしは分かりませんが、やっぱり案外子供たちというのは自分で考える力、それから、それに打ち勝ちながら乗り越える力があるのかななんていうことも、ちょっと小さいけれども感じたことがあります。

でも、やはり教育長が先ほど言われましたように、心配事などもし本当に、私たちがこんなことを気にしなくてもいいのにと思うところを気にする子も中にはいますので、そのときは真摯に受け止めてくださって、いい方向へ導いてもらいたいと思います。

前回ちょっと、前回も一般質問で浅田藤二さんがちょっとウクライナの難民のことを言ったので、ちょっとここで教育委員会のことで聞いてみたいと思いますが、三島市や函南町などはウクライナの避難民を受け入れたり協力していると思うんですが、まだ伊豆市はそういう方は来ていないんですけれども、もしこんな状態の中ですからそんなときが来たら、教育委員会のほうではどのように考えていますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 仮定のお話ですのでちょっとお答えできません。もちろん、来られている方には全力で対応するという。

以上です。

〔「市長の……」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 通告がね。

○10番（間野みどり君） ないですね。はい、分かりました。

○議長（小長谷順二君） 次の質問をしてください。

○10番（間野みどり君） 友人の中で、せっかくこんなに空き家もあるんだから、ウクライナとかそういうのも受け入れていいのかなという、そういう意見も聞きましたので、すみません、個人的に申し訳なかったです。

それでは、2番のほうにいきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） それでは、市民生活について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問の最後の新たな伊豆市の問題点という枠組みに入れるべきか迷うところですが、政府の唱えるDXの遅れが諸所に顕在化していると強く感じます。

感染症の拡大状況と傾向、医療機関の逼迫度、行政として支援すべき対象と具体的施策など、瞬時にして行政機関同士で情報共有し、速やかに対応することができていませんし、いまだにできる環境が整っていません。

先ほどの話であれば、例えば子供たちに感染症が増えた、その子供たちが重症化しているのかほとんど無症状なのか、つまり風邪、インフルエンザと変わらないのか、全く分からないんですね。それは分からないのは当然で、多分、保健所の皆さんは、2年ぐらい前の我々との情報のやり取りを想像すれば、当時は慌てて、ああ、伊豆市でこういうことが起こった、電話が来て、誰々さんはこういう状況ですと。そんなことをやっていたら何百人、何千人毎日発症したらとても対応できないのは当たり前であって、それを可能ならしめるのがDXのはずなんですね。

したがって、まさに欧米でできていることが全く日本ではできていないということを非常に危惧いたします。

また、ヤングケアラーを含む若い世代が悩みを抱えているとき、実名を出さずにインター

ネットなどで相談できる環境も不十分だと思います。恐らく今、独りで悩んでいる方はスマホで何かないかなと検索されると思うんですけども、その情報が正確かどうか分からないですよ。ちゃんと行政が安全な情報、正しい情報、科学的に正しい情報を匿名で相談できるようなシステムはできるはずなんですけれども、まだまだ不十分だと思っています。

ICTなど最新技術が社会的問題を解決できるにもかかわらず、旧来の制度と手法にとどまっている我が国の現状が、現在見事に浮き彫りになっているなどという感じがいたします。

私はこの2年半を見ていて、やはり日本はもう自分を先進国だと思わないほうがいい。もうこの30年間で国力は著しく低下してきました。もう一度、150年前の先人の思いを我々自身が思い起こして、諸外国から謙虚に学ぶ、日本より進んでいるところがあれば北米であれヨーロッパであれ韓国であれ中国であれ、日本より優れているところは謙虚に学ぶことをもう一度思い起こすことが必要なのではないかと、こう考えております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほど市長からお話がありましたのでほぼよいと思いますけれども、子供の側からのヤングケアラーという点でお答えします。

伊豆市においても、昨年この議会でも話題になってから、見逃さずに対応しなければならないということについては承知しております。

詳細は教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、①の8050問題について。

コロナ禍に関連して、8050問題として把握しているケースはございません。しかしながら、表面化こそしていませんが、ひきこもりなどのお子さんを高齢の親が支えている世帯は存在し得ると考えております。

今後も福祉相談センターが中心となり、高齢者や障害者と関わりのある地域包括支援センターや各支援事業所、及び民生委員や社会福祉協議会などと連携しながら、様々な悩みや潜在化している課題の把握に努め、適切な支援につなげていきたいと考えております。

②のひきこもり問題ですが、こちらもコロナ禍に関連して、ひきこもりとして把握しているケースはございませんが、8050問題と同様に、関係機関と連携し、状況把握に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症により陽性となった園児が自宅待機終了後に誹謗中傷などを受けて登園ができなくなったケースにつきましても、市の家庭児童相談室や福祉相談センター、各こども園においては把握していない状況です。

陽性者や濃厚接触者となった園児の家庭への対応として、市内7園では電話による生活状況の確認を登園できるまで毎日行い、言葉かけや家庭保育の一助として保育教材の配付も行っております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ③のヤングケアラーの問題についてですけれども、市内の小中義務教育学校の児童生徒の状況について各学校に聞き取りを行いましたところ、ヤングケアラーに該当すると思われる児童生徒は確認できなかったとの報告を受けております。

また、家庭児童相談室や福祉相談センター等の関係部署からの関連するような情報提供も現状ではありませんが、潜在化している可能性があるとして、ここは常に心に留めておく必要があると思っております。

ヤングケアラーに該当する児童生徒がいた場合を含めた今後の対応についてですが、引き続き、学級担任をはじめ養護教諭や支援員など、児童生徒が家庭での困り事を気軽に相談できる環境づくりを心がけ、子供たちの僅かな変化を見逃さずに早期発見に努めます。万が一発見された場合には、スクールソーシャルワーカーや市の家庭児童相談室、福祉相談センター等の関係部署と情報を共有し、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 子供たちに対するケアや、そして子供たちに心を留めていただいで励んでいただいているような様子も見られるので、そのままよろしくお願ひいたします。

そんなに今把握していないというところなんですけれども、実は全国の統計では、ヤングケアラーは17人に1人とも言われて報道されています。

今、伊豆市の令和2年度版の伊豆市統計書で、19歳以下を大体4,000人弱と計算してはいますが、そうすると230人くらいいるのかなという計算になって、あらあら、たくさんだなどというのがあるんですけれども、私は8050問題を令和元年5月27日に、ヤングケアラーを元年11月20日に一般質問してきましたが、そのときも把握は難しいし、なかなか前に出てこないという説明も受けました。

伊豆市にはやはり都会と違って、町内や近所付き合い、そして親戚などもまだ比較的穏やかで、人の助け合いも支え合いもまだまだ捨てたものではないと思いますのでそういう傾向だと思いますが、本当にそれだけの統計が出ているということは、もしかしたら見過ごしている部分があるかもしれないということが感じられます。

やっぱり一番身近な学校や、また先ほど、いつも気にしてくださいます民生委員さんなどにも再度お願いして、その対処をしてほしいと思っておりますが、その考えは同じでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほどもお答えしましたが、福祉相談センターが昨年できましたので、こちらを核としまして、包括支援センター、社協、あるいは支援事業所のほうへ、相談はあると思っておりますけれども受け身だけでなく、今年度につきましてはそういった事業所

とヒアリングを行いまして、実際にそういった8050であったりヤングケアラーであったり、そういった方々が実際に本当にいないのか、そういったところを調査していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） ヤングケアラーのことなんですけれども、ヤングケアラーというのはやはり、もう小さいときからそういうものだ、自分は親の介護をするのが当たり前なんだしと流されてしまって、日々親の介護に明け暮れて、一応学校を出て就職はしたものの、仕事と両立ができず看病だけ頑張ってきたけれども、親が年を重ねて亡くなって、外に出ることにためらいを感じ、それがひきこもり状態になって、その後、そのひきこもり状態から自分を責めて、自律神経失調症や鬱を併発してという事例もあるようです。

そして、その後自分で自ら命を絶ててしまったりということもあるようで、ヤングケアラー、ひきこもり、8050問題も少なからず何らかのつながりを感じていますが、やはり一番は早く見つけることだと思いますけれども、そのつながりとかそういうことは考えておりますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 先ほどの答弁と少し重なってしまいますけれども、重層的にやはり考えていかなければいけないというところで、昨年度から市役所内でも庁内連携会議というのをやっております。そこで例えばごみ問題であったり住宅の問題であったり、いろいろ経済的な問題もあるかと思いますが、そういったところを市役所内でも横の連携を取りながら、そして先ほど言った各種事業所とそういったところも連携をしながら進めていきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 本当に少しでもSOSが見えたりしたら、すぐに察知してもらって、感じた人が動いていただきたいと思うこの頃なんですけれども、やはり悲しいことに、この頃有名人が自ら命を絶つという報道もありました。すぐLINEニュースに上がりますね。そして、その記事の下に、市でも奨励しています、もし心に悩みがある方はここに連絡してくださいということがありますけれども、市のほうも同じだと思いますけれども、その方法をまたここでちょっと紹介していただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 市におきましても、先ほどからちょっと答弁していますが、福祉相談センターがもう窓口となって、どんな相談も対応する断らない窓口、相談窓口とし

て行っていきます。

また、県のほうでもひきこもり支援センターとか東部健康福祉センターで、ひきこもりコーディネーターなどを置いて相談等の対応を受けておりますので、そういったところをまた市民の方々にも周知していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） 2019年3月に第1次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画をいただいております。これですね。こちらですけれども、こういうのを持っていますけれども、基本理念に「誰も自殺に追い込まれることのない、安心して心豊かに暮らせるまち 伊豆市」、この冊子のその後の利用状況とか、変わった点などがありますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） その計画につきましては、すみません、当然、進行管理といえますか、その計画にのっとった業務をしておりますけれども、変更点とかは今のところございません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

間野議員。

○10番（間野みどり君） じゃ、少なくなりましたので最後ですけれども、この間娘が、テレビのコメンテーターがこんなことを言っていたよと話をしてくれました。自律神経失調症や鬱は脳の病気なんだと。風邪を引くのと一緒ようで、薬を正しく飲んで、そうやって治すのが一番大切で、風邪引きの初めは熱があって体が動かなくて、どうしようもなく寝込むだけしかないけれども、少しよくなるとああ、もうよくなったから薬はいいよねとか、そうやって安易になる。そして、自律神経失調症、鬱なんかも、やはりうんと悪いときは体も動かさないような状態にもかかわらず、ちょっとよくなるとああ、もういいかな、こんなあれだから、ちょっとまた家族も、ああ、大分元気になったねというときにやはり一番動いて大変なときなんだということを言っていたから、やはり脳の病気なんだから、そのことを周りの人ももっと勉強して、そして私たちのそういう防ぐ行動も勉強していったほうがいいねということ言っていました。

本当に難しいことで、ちょっと差し障りがある事例ですのであまりあれですけれども、やはり、できたらせつかく一生懸命生きてきた人生ですから、ちゃんと生きていってほしいと思うんです。

やっぱり本当に命を育むというのは大変だと思います。悩んでいる人や心配している人に寄り添って、いろんな面で勉強していきたいとまたこの一般質問を考えながら思いました。私だけでなく、みんなもそう思っていると思いますので、教育委員会ははじめ、市の健康福祉部はじめ、協力し合いながらまたやっていっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） 答弁はよろしいですか。

○10番（間野みどり君） はい、いいです。すみません。

○議長（小長谷順二君） これで間野みどり議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にします。

再開を午後1時からとします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（小長谷順二君） 次に、5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 5番、黒須淳美。通告に従い、一般質問を行います。

駅前地区まちづくりの将来像について市長に答弁を求めます。

去る4月23日土曜日、「県道伊東修善寺線の改良に伴う駅前地区のまちづくりの将来像について」と題したタウンミーティングが駅前コミュニティ会館で開催されました。

コロナの折、椅子の間隔を空けるなどの対策を取った会場でしたが、その広い会場が全て埋まるほどの参加者があり、始まる前から地元の皆様の関心の高さがうかがわれるものでした。

市長からは、早速、道路改良などの全体像が分かりやすいよう大きな地図を用いての説明、そして、今回はその改良工事のみならず、この工事が駅前地区へもたらす波及効果についても一緒に地元の皆様と考えていきたいという意図を持ったタウンミーティングであるとの趣旨が示されました。説明の後、その後の質疑応答では、参加者からそれぞれが関心のあるところで活発な意見や質問などが出されたと記憶しています。

例えば、道路拡幅に伴う交番の移転先、新中学校への通学路の問題、観光に関しても、伊豆市の玄関口である修善寺駅周辺の在り方など。中でも一番大きな話題となったのが、長年の懸案事項である修善寺橋架け替えについてでした。安全・安心なまちづくりを考えると、伊東修善寺線の渋滞対策なくしては語れないと考えているのは住民も行政も同じだと思います。

そこで、次の4点について質問いたします。

①このタウンミーティングで出された住民からの意見や質問についての市長の所感、そして、担当部課ではその後どのように取り扱い、まとめているかについて伺います。



②今回、地元の方たちと直接顔を見ながら意見を交わしたことの意義は大変大きいと感じています。というのも、タウンミーティングがコロナ禍で延期された中、この事業が市道ではなく県道であることから、なかなか思うように地元の方たちへの情報提供などがされてこなかったと思われるからです。

住民の側から見ると、住民にとって必要な情報が伝わってこない、それが将来への不安につながり、行政への信頼を損ねてしまうことにつながっていくのではと見受けられることがありました。

3月の一般質問の折にも触れましたが、このように大きな事業なら、なおさら地元の関係する住民の皆様との意思疎通、コミュニケーションを大切にして進めていただけたらと強く願うものです。

これについて、どのように受け止めているか、また、この話合いを受け、地元関係者との関わりについて改善していくことがあるとしたら、それはどんなことが考えられるかお聞かせください。

③今現在、駅北の市道新町線において生け垣を撤去し、歩道の広さを確保するなどの安全対策の改良工事が行われています。通園・通学、そして高齢の方、また障害のある方などにとって、安心して使えるということは日々の生活がしやすくなることと思います。

道路の改良工事は、ただ単に車道や歩道が拡幅されてよかったで終わるものではなく、さらにこれをきっかけにその周辺が活力を取り戻し、もう一度広くまちづくりについて考える、そんな機運を高める効果もあると感じています。実際に、駅前周辺の活性化を考えていきたいという住民の方たちの声も聞かれているところです。

このような住民からの自発的な動きに対して、今後、市はどのように向き合っていくのか教えてください。

④観光を基盤産業とする伊豆市にとって、その玄関口である修善寺駅周辺の安全・安心を確保することは、ここから修善寺温泉や中伊豆、天城、そして土肥へつなげていくことを考えると、やはりこの修善寺橋の在り方抜きには考えられないと思います。その最終的な解決策となるであろう修善寺橋架け替えについて、今後の具体的な見通しなどお示しいただけるでしょうか。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御質問の1つ目と4つ目について、私から答弁申し上げます。

先般の討論会においては多くの皆さんから御意見を伺い、修善寺駅周辺のまちづくりについて、およそ20年くらい前から市民の参画を含めて議論されてきたことを再認識しました。議論を促すだけで何も実現していないとの御指摘もしっかりと受け止めさせていただきます。

道路交通については、特に東側の駅前交番から西側の湯川橋の三差路までの間に信号機が集中しています。西側の端になる湯川橋の架け替えと交差点改修を行いました。現在、この区域の一番東側になる駅前交番から静岡中央銀行の間の改修が事業化の見込みとなりました。まさに、修善寺橋架け替えを含む横瀬交差点の改修が残ることになります。

これまで県は、修善寺道路が無料化されれば多くの交通がそちらに流れ、結果として横瀬交差点の渋滞は緩和されるとの説明をされてきました。しかし、現在、国は有料道路の維持を政策として明記するようになりました。全国市長会においても、道路に特定した財源の確保を訴えています。

先日、全国市長会の折に、全国高速道路建設協議会という推進団体の総会があったんですが、御存じのとおりこういう会では幾つもの提言が決議されるわけですけども、その中の3つぐらいは有料制に関することですね。財源の確保、有料制の維持、あるいは有料期間の延長、そのようなことがまさに決議もされてきました。

私も、伊豆中央道、修善寺道路において多くの観光客から頂いている貴重な財源を失うことは、伊豆全体の利益にならないのではないかと考えるようになりました。財源を確保した上で、修善寺橋架け替えを含む伊豆の道路事業の改善を加速すべきだと考えております。

そのほかの御質問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、1点目、2点目について私のほうからお答えをさせていただきます。

今回のタウンミーティングでは、市といたしまして、県道伊東修善寺線の道路改良を主たる議題としておりましたが、当日はそれに伴わず、まちづくりの将来像について様々な意見をいただきました。全体としましては、私どもは以下の3点について集約されていると受け止めております。

1点目は、道路の問題だけではない駅前全体のまちづくりの問題であること、2点目は、市で将来のまちづくりの夢のある未来像を描いて示してほしいこと、3点目といたしまして、行政頼みではなく地域自らが考え、行動していかなければいけない問題であるとの貴重な御意見をいただいた有意義な場であったと総括しております。

2つ目です。今回のタウンミーティングにおいては、議員おっしゃるような思うような情報提供がなされていないとの意見は出ておりませんでした。地域でそのような意見があることは承知しております。

また、市道であれ県道であれ、市民が使う道路として変わりありませんので、県が整備する道路であっても十分な情報が提供されるよう、市といたしましてもきちんと配慮していくことが重要であります。

今後とも、我々の意図したタウンミーティングにとどまらず、市民皆様が考えていることを様々な場面でお聞きし、酌み取った上で、施策に反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、3つ目の住民の自発的なまちづくりの動きに対する市の対応についてお答えをさせていただきます。

このたびの駅前タウンミーティングにおいて、駅前地区の皆様が自分たちの地域をどうしたいのか、また、どのような問題があるかなど、様々な御意見をお持ちであることが分かりました。

他の地域においても、その地域の皆様にとって課題となっている案件等があるかと思いますが、まずは地域でまちづくり検討会のような組織を立ち上げていただき、話し合ってください。それがスタートだと思っております。

その際、住民だけでは分からないことや行えないこと、例えば補助金の活用策や各種法規制の解説、その他専門的知識の面でサポートが必要な場合には、市に要請していただければ担当職員が出向き、対応させていただき用意がございしますので、何なりとお申しつけいただければと思います。

住民の皆様による自発的な動きが生まれてくることは、まちづくりにとって大変ありがたい、喜ばしいことでもあります。地域のことを一番知っているのはそこに生活する地域住民の皆さんであり、地域特性を十分に生かしながら、どのようにすれば地域がより生活しやすくなり、愛着を持てるような地域にできるかを皆さんで考えていただき、行政も一緒になって考え、寄り添うことで、協働によるまちづくりを進めていければと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 建設部の①についてです。

先ほどの答弁で、道路改良を主たる議題としていたというふうなことがありました。これ、実際には答弁いただいているように、駅前全体のまちづくりについての意見のほうが多かったのも事実です。

そこで、建設部としては、事前に意図していた内容ではなかったというふうにお答えから受け取ったんですけれども、道路改良工事について、参加した市民の方からどのような質問や意見があるというふうに想定されて準備をしてきてくださったのか、せっかくですので教えていただけるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 張り出した図面を基に、道路改良事業ですので、想定された新しくなる道路の線形や道路や歩道の幅、あと取り付いている市道や交差点がどうなっていくかなどの道路の構造に関する事、それと用地買収に関する事、あと、今後事業がどう展開

していくのか、スケジュール的なことなど、道路事業を進めていく上で考えられることを想定して準備をしておりました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、あのタウンミーティングでは、一応地図を用意していただいたのでとても分かりやすかったというふうに思っていました。こういうふうに、まだまだ絵の上かもしれないんですけども、道路がどんなふうに動いて、歩道がどんなふうに広がってとか、さらに使いやすくなるというふうなイメージが湧く、こういうお話を建設部のほうから伺うと、地元の方もイメージが湧きやすかったかななんて思うんですけども、そうしますと、今後やっぱりそういう説明の会も欲しいかななんていうふうに思います。

その期待も込めながら、次に②のほうに移ります。いいですか。

○議長（小長谷順二君） どうぞ。

○5番（黒須淳美君） 先ほど、私は地元の方から、やはり道路拡幅についていろいろ市役所のほうから情報が入ってこないというふうなことを直接聞くことも多かったのですが、そのことを建設部のほうが御存じかなというふうに思っていたんですけども、先ほどの答弁では、情報提供がなされていないというふうなことは承知されていたということでした。

そうしますと、これ、4月はコロナで延期されて開催されたものなんですけれども、最初が1月22日、修善寺中学校の体育館を借りて行うタウンミーティングだったと記憶しています。そうしますと、住民からの声は建設部のほうに入っていて、そのことを解消するためにこの1月のタウンミーティングを開催するきっかけになったというふうに考えてよろしいでしょうか。

そして、あと、市民からの様々な声を様々な場面で聞いていくというふうなことでしたが、今後このようなタウンミーティングをまた開いていただけるのか、それとも、ほかの形での情報提供の場を考えているのか、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） タウンミーティングの開催については、地元でそのような意見があったから開催するというので、それらの解消も含めたタウンミーティングの開催という形で考えた形になっております。

それと、今後の話については、事業が県の事業ですので、県の事業の中で何らかの市民への説明、まだちょっと説明会に至るまでにはまだまだあるんですけども、その中で実際のこういう酌み取り場というのが設定されていくと思われまので、市として改めてこの同じようなタウンミーティングですと、また同じような意見でしかちょっとないのかなとは思っていますので、県の事業の進捗に沿って、それらの意見をしっかりと反映できればと思ってお

ります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、今、県の事業ということが出ましたけれども、これから進み方としては、市ではなく県が主導していくというふうな形で、そういう場で地元の住民の方たちが参加しながら、今後のこととか改良の仕方とかについて、そこで意見を出せるというふうなことでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 基本的には県の事業ですので。ただ、すぐに説明会が開催されてやっつけかかるところは、正直、詳細なことは申し上げられないところがありますけれども、基本的には県の事業ですので、市で主催するようなタウンミーティングではなく、事業主体がしっかりやっつけかかっている中で説明をされていくというところで、意見は吸い上がっていくという認識でおります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 3月の定例会で一般質問をしたときに、そのときの建設部長の答弁で、県から事業着手準備制度に採択の報告を受けたとの答弁がありました。

このときに言っていたこの事業着手準備制度というものは、この道路改良の工事においてどのような制度なのか。また、この制度を受けて事業を進めていくことになると思うんですけども、それは市ではなく県のほうになるということなので、分かる範囲でいいんですけども、スケジュール的にどのくらいの期間で進んでいくのか、どのくらいの期間でどんなことが行われていくのか教えていただけますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 事業着手準備制度というのは、事業着手箇所を選定や道路構造などの計画策定に当たり、着手から完成までスピードアップなど、より効果的・効率的な事業実施につなげる制度で、事業を実施していく中で、用地買収で時間がかかるとかという、そういうものを避けるために、事前にこのような確認をした上で事業を進めていく制度となっております。

スケジュールのお話ですけども、今後のスケジュールに関しては、一般的なお話にはなるんですけども、事業効果や地域の課題、問題点などの調査により概略の検討を踏まえ、合意形成を図ること、あと、事業の箇所づけが図られ、その後に実際の道路の線形などの予備設計や、あとその後の詳細設計、用地の調査、用地買収などを踏まえて工事に至ることになっております。

県の事業なので詳細なことは申し上げることはできませんけれども、また、あと、使っている道路の改良ですので時間はかかるものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ちょっと細かいことすみません。先ほどから出ている道路線形という言葉なんですけれども、ちょっと気になりますので、意味というか、どういうことを言っているのか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） すみません、道路事業ですとどうしても専門用語が出てしまうので申し訳ないですけれども、道路線形というのは、道路がどういう形になっていくのか、どういう線形、言葉のとおり道路の真ん中の線がどういう形を描いて形づくられていくかということの意味です。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） ありがとうございます。

なかなか建設の関係というのは難しい言葉というか、漢字で見るとそんなに難しくないんですけれども、いろいろ分かりにくい言葉があるかと思います。

先ほどのスケジュールに戻りますけれども、一般的な話でしか進めることはできないと思うんですが、長い時間がかかるというふうなことだと思います。例えばなんですけれども、この準備制度に採択の報告を受けたというこの時点から、ステップとして次の時点にいくのにちょっと、事業着手準備制度に採択されたという図などをちょっと見てみますと、その後、地元の方たちとの合意を得るための何かステップがあるようなんですけれども、今後はそこを行うというふうと考えていいのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） すみません、県、県と言って申し訳ございませんけれども、県の事業の中でそこをどこまで掘り下げて、皆さんの合意というか、図っていくかというところがありますけれども、基本的にはそこに約2年ぐらい要するという言葉があります。

ただ、早くやらなければいけないところも重々承知しておるところですので、そこを早く加速的に行えるように、市としては下支えするような形でやっていきたいとは思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、ここに採択の報告を受けて、あと2年くらいは地道な地元の方との合意形成など、本当に辛抱強くこの事業に対して取り組んでいかなければならない時間がやっぱり2年くらいあとかかると。その後もまた、実際の工事の着手に至るまでもまた時間がかかるというふうな、大体具体的な時間の流れが見えてきました。

その間、市としては地元の方たちの意見をなるべく吸いながら、寄り添うような形で進めていただけたということですね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） どうしても時間がかかるということがありますので、そこをしっかりと住民皆さんにまず理解していただく。あと、細かい線形とかそういう話が後々ついてくるんですけども、やはりそこをしっかりと、事業全体を俯瞰できるような説明をして、長くかかるということもしっかりと伝えることがやっぱり重要かと思っていますので、今後それらについてしっかりと伝えていければと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） あともう一つなんですけれども、2年前に交番の近くのマルサン薬局を市が取得しました。そうしますと、これから長く何年かかかりますので、その間のマルサン薬局の扱いについてなんですけれども、3月にやっぱり一般質問した折に、そのときの答弁では、駐車場のほうを活用しているというふうなお話でした。

その後、地元の方からその駐車場を今は使っていないというふうなことをちょっと聞いたんですけども、これ、今の状況はどのようになっているのか教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、マルサン薬局の土地建物については総務部のほうで管理しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

駐車場の貸付けにつきましては、長期間ということではなくて、基本的には1年を単位として貸し付けておまして、本年度におきましても全区画ではございませんが、一定数の貸付けは現在も行っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 駐車場のほうのことは、じゃ1年単位での貸付けということで、今年度も続いているというふうなことなんですね。

そうしましたら家屋のほうなんですけれども、そちらはやっぱり、家は使っていないとやっぱりどんどん劣化していくとか、価値が下がっていくような気がするんですけど

も、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 建物につきましては、現在、利用しているということとはございません。また、具体的な利用の計画、予定もございません。

この土地建物の取得目的は、議員先ほどおっしゃられたとおり、県道改良事業に伴う事業用地であったり、また代替用地としての活用が目的でありますので、当然その事業が実施されるまでの間は、今後利用者、また利用目的、またその期間等個別に、そういったお話があった場合には、貸付け可能な場合は貸付けをしていきたいというふうには考えておりますが、現時点では今、具体的なものはございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） いろいろ今、公共用地の再配置のことなども出ていますので、ちょっと積極的に地元の方だけでなくそういう情報も入るようになったらいいなと思いますので、そこも考えていただけたらと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めますか。

○5番（黒須淳美君） はい。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） まさにおっしゃるとおりで、建物をそのままにしておけば、当然にこれは老朽化する一方でございます。

ただし、目的が先ほどの繰り返しになりますがあくまでも県道改良工事の事業用地、また代替用地ということですので、それがいつまでかという、なかなか先の見通せない中で恒久的に御利用いただくというのはなかなか現実的には難しいのかなというふうに考えております。

一旦そこを拠点というような形で使われますと、今度は事業が始まるからそこを空けてくれというのも、これはなかなか難しいことだと思いますので、先ほど申し上げたとおり、当然に利活用については積極的に貸出し等を行っていききたいとは考えておりますが、一方では、その内容とか期間とか目的というのはやはり十分に精査した上でということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それでは、③に移りたいと思います。



先ほど、まずは地域でまちづくり検討会のような組織を立ち上げることからスタート、それがスタートではないかというふうなお話でした。

今、実際に地元の方たちとお話をする中で、やっぱりまちづくりに興味があったり関心のある方たちもたくさんいらっしゃるのも事実です。でも、やっぱりそうなると、実際にちゃんとした組織を立ち上げて、立ち上げた上で動き出すというふうな考え方があったりして、なかなか一歩踏み出すというのは難しいというふうなこともおっしゃる、そういう声もあります。

行政のほうのお立場から、こういう「やってみたいんだけども」という方たちのために、具体的にイメージとしてどのようなそういうグループを考えていらっしゃるんですか、教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長担当ですけれども、ちょっと私から先に申し上げたいことがございまして、今、建設部長からありましたように、この事業は実現する見込みになっているんですが、あくまでも県は道路、道路の整備ですね。このきっかけを使って、あの地域をどのようにするかというのは私たちの仕事になります。

今、地域の皆さんが、さっきも申しあげましたけれども15年、20年いろんな議論を続けてきた、けど何も進んでいないじゃないかという気持ちがあることも承知をしておりますし、我々行政はサポートであって、地元の活動は、地元の皆さんが中心になることもそのとおり。それを私は踏まえた上で、まだ少し時間がありますので、もう一度原点に戻って、修善寺駅って何ですかというものを考えてみたいんですね。

約100年前、三島から大仁、たしか、その翌年だと思えます、下田までの延伸の要望を帝国議会議長に送り、そして大仁から修善寺までができたのが1924年。それが戦争とかいろんな事情で結局修善寺駅がターミナルになり、できてからおよそ50年後、1970年代、さあ、これから日本は高度成長だというときに、修善寺町は都市計画を入れたわけですね。

ですから、駿豆線が修善寺駅までできて、戦争を経て、日本の社会が安定するまで50年。高度成長に入って、いよいよどのようなまちづくりをするかというときに、都市計画の線引きを入れて40年。今、それから50年目ぐらいになっているわけです。

そうすると、どうして大仁駅周辺はあれだけの会社があって、お店があって、修善寺駅周辺はそうっていないのか。もちろん、地形の制約もありますし、いろんな条件は違うんですが、しかし、修善寺から下田まで今から延伸される可能性はありませんので、伊豆箱根鉄道駿豆線が伊豆箱根鉄道修善寺線だったとしたら、一体私たちは修善寺駅をどのような駅にしたんだろうか。これからはもう延伸はない、修善寺駅こそが駿豆線の最後のターミナルだと考えたときに、どのような駅にしなければいけないのかということをお私は今考えるタイミングだと思うんです。

この道路の私にとってのインパクトは、それをもう一度考えるきっかけにしたいと思っ  
ているんです。その延長線上に修善寺橋の架け替えもあって、私たちは地元の人たち、それか  
ら中伊豆地区、西伊豆地区の玄関口としての修善寺駅の機能、伊豆市の中心地としての役割、  
これをやはり考えた上で、その中で地元としての地域の皆さんの駅周辺の使い方というもの  
を考えていただきたい。これは大きな仕事ですけれども、今日、あした決めなくていい、少  
し時間のある事業になりますから、ぜひそのようなことを考えるきっかけにしていきたいと  
考えています。

その上で、地域の皆さんには地域の皆さんとして、駅という社会的機能をどのように活用  
するかについてのチームはつくっていただきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 補足はいいですか。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） すみません、補足をさせていただきます。

私の最初の答弁で、まちづくり検討会のような組織というような表現を使わせていただき  
ましたので、何か正式な会のようなものをつくらなければならないような誤解を与えてしま  
ったかもしれません。

決してかしまった、ちゃんとした組織をつくっていただきたいというわけではなくて、  
初めは小さなグループで構いませんので、あんなまちになったらいいとかこんなまちになっ  
たらいいとか、夢を語り合う場とか話し合う場ができればいいと考えております。

その場において、市からこんな説明をしてほしいとか、こんなことを一緒に考えてほしい  
だとか、そういう要請がありましたら、喜んで担当者のほうを派遣し、御支援をさせていた  
だきたいと考えております。

そして、その輪が広がりまして、加わる人が徐々に増えて、地域の様々な立場の方が参画  
する場ができて、駅前地区でいえば駅の使い方、駅の活性化について、地域の皆様、それか  
ら行政と一緒に考えていくことができると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） それを聞いて少し安心しました。

先ほど市長からも、時間があるのでゆっくりこういう、修善寺駅自体をどういうふうにし  
たいのかということをやったり人が自然に集まるような形で話し合いを重ねながら取り組んで  
いくというふうな形も見えてきました。

そうですね。駅前の方たちと、例えば女性の方とか話をしていると、道路がやっぱりきれ  
いになって広がって、歩道なんかもちよっと色がついていたりとかして、ちょっと食  
物屋さん、キッチンカーみたいなものがついていたり、歩道が広げればオープンテラス、カ  
フェテラスみたいな、テーブルと椅子があって、そこでゆっくりコーヒーでも飲みながらと

か、女子でそういう話をしているとすごく盛り上がります。

実際、修善寺駅に電車を使って来られる観光客の方なんか、駅に着いてすぐに、次の観光地へ行くのに、ちょっと一休みするのにコーヒー飲むところはないでしょうかなんていうふうに聞かれたりもします。修善寺駅ですと、そこからちょっと足を延ばしていただければ狩野川の堤防、あそこも結構観光地というわけではないんですけれどもとても美しいところですので、修善寺駅周辺でもそうやって滞在していただけるようなことも考えられる。

そうしますと、この道路の改良工事というのがそこにすごく役立ってくると思うので、そういうふうな、私の立場から言いますとそうやって周りの方たちを巻き込みながら、そういう話を井戸端会議ではないんですけれどもしながら進めていくというふうなことも考えられるというふうな今ちょっとイメージが湧いてきました。

そのタウンミーティングなんですけれども、そのときに地元の方のみならず、移住をしてこられて、そこで御商売をされている方たちも何人か見えていました。その方たちからは、やはり私たち地元に住んでいると分からないこと、気がつかないこともあったりして、例えばそういう方たちだと、やっぱり御商売されているので自分の事業のことを考えると、率直な意見として、例えば観光とかそういうものに対しての補助金、観光関係とか、それから自分の御商売とかの補助金が観光庁とかからもらえたりする、そういうことの情報になかなか伝わってこないというふうな意見も出ていました。

この補助金というのは、私たちあまりちょっとなじみがないので、その場ではどういうふうな形でのことを想像しながら言っていらっしゃるのかちょっと理解ができなかったんですけれども、このことについては、伺っていた担当の方たちはどのように受け取ってくれたんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 修善寺駅の将来像はかなり重要な課題です。すみません、これも引き続き市長から答弁をさせてください。

駿豆線だけ見ていると、修善寺駅と伊豆長岡駅が割と役割が似ていて、前は駅舎も同じでしたよね。修善寺駅を改修する前の駅舎の形って伊豆長岡駅とそっくりで、ただ、私があえて比較したいのは、実は下田駅なんです。下田市の伊豆急行の駅は年間乗降客数がコロナの前で60万人ぐらいで、90万人、100万人の修善寺駅よりずっと小さいんですけれども、いっぱいお店がありますし、いっぱい外から人が来るし、ホテルも五、六軒あって、修善寺駅は移住して店を開いてくれると「ああ、珍しい」という感じで、ホテルはなく、お店も減る一方で、こちらのほうが40万人ぐらい乗降客が多いのに、なぜこうなってしまったんだろうと思うんですね。

それが全ての理由ではないけれども、ちょうど2年少し前、2年前の連休前にコロナがうわとなったときに、飲食店と宿泊施設の支援をさせていただいたときに大混乱があったの

はまだもちろん覚えていらっしゃると思いますが、あのときに私が驚いたのは、修善寺駅前のお土産物屋さんが観光協会に入っていないんですね。つまり、修善寺駅と修善寺温泉はリンクしていない。

それから、修善寺駅はもちろん市有地、それから伊豆箱根さんの土地、いろいろありますけれども、駅というのは公共交通機関で、駅前というのは公共財ですから、個人の土地であっても公共財としてのやっぱり役割があるので、さっき申し上げたように長期的な行政の立場も考えながら駅をつくっていきながら、地元の人たちの活動を考えていただきたいと申し上げたのは、駅前というのは公共財、かつ観光立国の伊豆市にとっては観光の入り口なんだけれども、よもや幾つかのお店が観光協会に入っていなかったとは私も思わなかったんですけれども、そこに少しまだ、修善寺町の頃どうだったか私知りませんが、駅前といわゆる旅館、温泉場との少しまだ離隔があるような気がするんですね。

その中で観光拠点整備、今年は地域と一体となった観光補助金から駅周辺が漏れていたというのがあの会場で指摘いただいたことだったんです。ですから、その裏側には、やはり修善寺駅が修善寺地区の観光振興の事業体としてまだ一体化していないような感じを持ちました。これは我々行政の側も気をつけておかなければいけない案件ですので、担当のほうには私からも改めてこのような、これはもう今年で終わりの事業ですから仕方がないんですけれども、これから地域づくりとか観光振興のような事業があったら、そういった漏れがないようにこれからしっかり配慮していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

補足で。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） すみません。補足をさせていただきます。

先ほど議員の御指摘は、補助金の情報が地域に下りてこないといった御意見だったと認識をしております。

今、市長のほうからも発言がありましたが、観光のような取組をしていく上でも、例えば何か補助金があったにしろ、駅前としてやりたい事業、それから必要な事業を決めておかなければその補助金の活用というのはできませんので、その準備のためにも地域の皆さんが、先ほどおっしゃっていましたが新たに駅前に外から来られた方々も巻き込んで、自分たちの地域に何が必要か、どこをどう変えたいのかなどを話し合ってもらわなければならないかと考えております。

そのような場ができましたら、そちらに対しまして市からこのような補助金があるかどうかというような情報をお流しするとともに、その補助金をどういうふうに活用できるのかというような御支援のほうもさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、やはり地元がまず最初に立ち上がる、そして、そのときに行政のほうも一緒に寄り添って、いろいろ協働しながら事を動かしていくというふうなイメージということになるわけですね。はい、分かりました。

ちょっと話がまたタウンミーティングのほうにちょっと戻るんですけども、そのタウンミーティングの終わりのときに市長から、もしこの場でまだ言い足りなかったこと、それから伝えたい意見などがあつたらば、市長に直接届くメールという手段がありますというふうなお知らせの一言がありました。

市のウェブサイトのほうを見ますと、一番下の右下のほうに「お問合せ、御意見、御提案」というふうな1行がありまして、そこをクリックするとフォームが出てきて、何かいろいろ記入しながらまたクリックすると次というふうな形になっていました。

これなんですけれども、実際終了して、市長のほうにこのメールを通して何か反応とか実際にあつたかどうか、すみません、ちょっと教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の駅前のタウンミーティングに対する、先ほど議員がおっしゃいましたお問合せフォームからの御質問とか御意見、御感想などは、残念ながら届いておりませんでした。

通常、市に対する御意見、御質問等をいただいた場合には、ただいまの市のホームページにありますお問合せフォームという入力画面がありますので、そちらのほうに入力をさせていただきますと秘書室のほうにその情報が届くようになっております。その秘書室の担当者がその打ち出しを行いまして、書面により市長まで決裁をするというふうな形で市長まで情報を上げております。

また、インターネット等が使えない方も当然いらっしゃいますので、市に対する御意見、御質問については、電話、またファクス、あとお手紙とかもいろいろあると思いますが、いろんな形でお受け取りはさせていただきますして、市民の皆様の声が市長に届くような体制を取っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） このような形で直接市長のほうに提案として届けられるというのは、とても有用なことだと思います。ほかの市町のウェブサイトを見ても、やはりこういう場所はあるので、もっと住民の方たちが知って活用していただけたらいいななんて思ったところなんです。

③はこれで終わりたいと思います。

④なんですけれども、改めて市長に伺いたいと思います。

先ほどの市長の答弁で、有料道路の維持を国が政策として明記するようになったというふうなお話がありました。このことは修善寺橋架け替えにとって、これから長い話になると思うんですけれども、かなりの追い風というふうなことになるというふうにご考えられるのでしょうか、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの大きな要素がありまして、一つはやはり国や県の流れと一緒に私たちが走っていく、これはやはりとても大切なことで、国や県の方針と違うことをやってもなかなかそこはうまくいかない。そこには何らかのやっぱり理由があるわけですね。

今回の件について言えば、もうどんどん公共事業費は減ってきて、ここ数年少し回復させているんですけれども、やっぱりもう圧倒的に財源が足りないわけです。十数年前だったでしょうか、ガソリン税を財源とした道路特定財源というのがなくなって、一般財源になったんですね。今、全国市長会では、道路に特定した財源を確保してくださいともう明記しているんです。

これから全国は、もう至るところで道路の要望です。もう国会議員の先生方の8割ぐらいは道路の要望じゃないでしょうか。さらに、そこに今度は50年前に造った道路の維持補修費がかかっていくわけですね。これは我々も要求しているわけです。落ちそうな橋は直してください、新しい道路は造ってください、財源は減る一方。これはもう財源を確保するしかない、全部この状況が分かっている中で、今お客様から頂いている財源をいやいや、約束だからもうただにしてくださいと言ったら、そういう事業はまず私のこれまでの14年間の経験からいったら予算がつかないですね。

私たちがやっぱり、私たちはこう考えて、私たちは財源をこう考えて、私たちは事業の優先順位をこう考えて、その事業はもっともっと広い地域に役に立ちますということをお訴えることによってその事業は加速されていく。

したがって、私はあえてこのタイミングで伊豆中央道、修善寺道路、一旦オリンピックをきっかけに江間の料金所の無料化が延期され、修善寺道路と一本になり、一応来年の秋の予定にはなっていますけれども、この財源を私たちが放棄して道路を改良してくださいと言っても全く説得力を持ちませんので、私たち伊豆市民がこれを言い出すことによって、逆にその事業が優先的にしっかり配慮していただけるということをお考えているわけです。

くどいようですが、これまでの市長の経験からいって、そういう動きをすることのほうがやはり事業は加速化される可能性が大きくなりますので、ぜひこのタイミングでセットとして訴えさせていただきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 質問ではありませんが、まとめとして、自分が住んでいる駅前道路のちょっと幅が広がるぐらいの一番最初のイメージでしたけれども、やはりこれはその先の修善寺橋架け替えまでを含んで、かなり夢のある、私たち駅前だけでなく伊豆市全体にとっても本当に夢のある話になっていくのではというふうに認識しています。

ですので、伊豆市全体の問題でもありながら、私たち駅前の人たちがその駅に降りて、皆さん、観光客の方の目線も含めて、そして移住されてきた方たちの新しい意見とかそういうものも巻き込みながらやっていくべきことかなというふうに私も思うようになっていきますので、今後は関係の行政の方たちとも協力しながらこのことに駅前として当たっていけるよう、私も力を尽くしたいなというふうに思いました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） 市長、どうぞ。

○市長（菊地 豊君） 駅前の方々には、駅前の活性化を私ごととして全力で取り組んでいただきたい。議員の皆さんは、駅前の黒須議員も含めて、さっき申し上げた修善寺駅とはそもそも何かということをごひ、この僅か数百メートルの3車線化ですけれども、これはとても大きなきっかけになりますので、ぜひこれをきっかけに修善寺駅とは何か。御承知のとおりディベロッパーとか不動産屋さんは、仕事は大仁までだと。大仁から南には仕事はないともう名言されているわけですね。

5分、10分、大仁地区から狩野川橋を渡って修善寺に入ったら、どうして仕事がないんでしょうか。ここに伊豆箱根鉄道のターミナル駅があり、毎年100万人近い乗降客があり、ブランドとして知れた修善寺温泉の入り口で、大学病院まで15分で、いっぱいお店がある地区まで5分か10分で、それなのに、あの橋を渡った途端に開発案件が全くないというのは不自然だと思いませんか。つまり、ポテンシャルはもっとあるはずなんですね。

だから、これをきっかけに、やっぱりこの修善寺駅をブランドアップ化するだけでなく、修善寺駅の役割というものを、魅力化というものを、潜在的な魅力と現状との差を埋めるように、そのきっかけにしたいものですから、ぜひ議員の皆さんにはこの案件は将来につながる大きな事業だと、一緒に考えていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 何か黒須議員、ありますか。よろしいですか。

以上で黒須淳美議員の質問を終了いたします。

ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（小長谷順二君） 次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

大きく3点、一般質問をいたします。

1、民間宅地開発支援補助金の説明を。

令和4年5月の定例記者会見で、民間事業者による宅地開発を促進する目的で、伊豆市民間宅地開発支援補助金制度を6月から施行するとの発表がありました。

制度の内容について、概要の発表があっただけです。制度制定の背景を伺います。

①対象地を限定して、修善寺駅から半径1キロ、牧之郷まちづくり構想区域内、天城小学校・中伊豆小学校・土肥小中一貫校の周辺、市から払下げを受けた公共施設跡地などとしていますが、対象地をこれらに選定した理由は何なのか伺います。

②対象事業は1,000平米以上の新規造成の宅地開発で、道路・調整池整備に上限750万円、ゆとりある分譲に区画50万円を上限で750万円としていますが、それぞれの数字の決定に至る背景と、その数字の裏にある期待する効果は何なのかについて伺います。

③対象者は宅地開発をする事業者としていますが、具体的にはどのような事業者を想定しているのでしょうか。地元の事業者を想定しての補助金なのでしょうか。

宅地開発のような相当の経営体力が必要な事業は、当初から大手の事業者や金融機関などとプロジェクトを組んで取り組むべきとの考え方もありますが、どのように考えていますか。

2番、大型事業が集中する今、財政状況の説明を。

現在、伊豆市内では、伊豆の国市との新ごみ処理施設建設工事、中伊豆温泉病院の移設新築工事、牧之郷駅周辺整備工事、新中学校建設工事と、大型事業が同時進行で行われています。

議会に対しては、その都度、事業や予算の議案が説明なされてきていますが、市民の方からは「伊豆市はあちこちで大きな工事ばかりやっているようだが、大丈夫なのか」と御心配をいただく声も聞こえてきます。

将来負担が小さくなるような有利な起債を利用し、真に必要な施設を整備しながら、重複する公共施設などは再配置を進めるとの説明を受けて、議員はそのように理解しているところではありますが、目に見えて工事が進んでいる今だからこそ、改めて伊豆市の財政状況を市民にも分かりやすく説明する必要があると思いますが、いかがですか。

そこで、①今までにも広報紙などで将来にわたる財政計画を広報していますが、再度、最新の状況を反映させた財政シミュレーション、歳入歳出の状況を説明するための広報をしませんか。

②事務事業などの外部包括委託や公共施設の再配置などで財政の効率化を図ろうとしてい



るところですが、主に人件費などの経常的経費を確保する上で、その効果をどの程度必要と考えているのか、公共施設の再配置等の必要性を訴える意味で、それを金額でできれば伺いたいと思います。

③伊豆市においても、合併したほかの市町と同様、起債の一例として、合併特例債を活用して必要な事業を行っています。充当率95%で、後年度に元利返済額の70%が交付税措置されるものですが、一方で、国の交付税財源は不足していると言われており、いわゆる赤字国債で賄っている状況です。市としては、こうした国の状況をどのように捉えて財政運営に当たっているのかを伺います。

3番、運転免許の更新厳格化で高齢者の移動手段の対応策を。

本年5月の道路交通法改正で、75歳以上の高齢運転者の方の免許更新の際に70歳以上に課される高齢者講習、従来の認知機能検査に加えて、一定期間に信号無視や踏切不停止などの11種類のうち違反があった場合には、実際に自動車を走行させる運転技能検査を受けて合格しないと運転免許証の更新ができなくなりました。

従来の認知機能検査も非常に厳しい内容になっているということと併せると、75歳以上で運転免許証の更新ができない方が今後増加する傾向になるのではないかとされています。

そこで、①以前、高齢者の方の移動手段の確保の方策として、既存の交通事業者の方のタクシーなどの利用補助額を増加する提案をした際は、今はほかの手段を検討するとの回答でした。上記のような最新の状況や変化を踏まえた上で、高齢者の移動手段の確保について、どのような対応を考えているのか伺います。

②高齢者の移動手段の確保について、様々な事業モデルがあり、各方面から示されているところですが、登録・許可が必要なもの、登録・許可が不要なものなど、それぞれ現在市内での実施状況や今後の動向について把握していますか。また、どのように評価していますか。

③住民主体の移動サービスについては、先行事例が全国に多数存在しています。運転等を無償のボランティアで行う方法なら登録や許可が不要なため、立ち上げが容易で取り組みやすいものの逆に長続きせず、結果として、利用していた方々が他の移動手段を見つけるために、結局行政に頼っていく事例が多かったとも聞いているところです。

住民主体の移動サービスについても、運営方法の情報共有などについて、初めから市の関与が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか、伺います。

以上3点、答弁を市長に求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの青木靖議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 宅地開発について、私が市長になった2年目に人口減少宣言を出して以降、議会からも幾たびか、それならば市営住宅をどんどん造るべきではないかという御意見もありました。その頃申し上げたのは、市営住宅であればうまくいく可能性が高いところ、

例えば修善寺駅周辺だとかそういったところに限定されるので、あえてそれをせずに、場所を選ばない定住促進補助金を出しますから皆さんで移住者を誘致してくださいということを申し上げ、十数年間続けてきたわけです。

しかし、現状を見るに、これから中学校の統合がもう工事も進み具体的になっている中で、じゃ中伊豆小学校、天城小学校、土肥の小中一貫校、これもどうしても守らなければいけない状況の中で、この小学校までこれ以上減らすことをさせないように、不公平感が出てくるかもしれないけれども、場所を明示して定住促進を強化する特定の場所が出てくるだろうということで考えた次第でございます。

それぞれの御質問については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の、議員御質問の対象地を選定した理由でございますが、第2次総合計画に適正な宅地化の誘導として、拠点性の高いエリアへの良好な居住環境の創出を掲げており、旧町ごと各地域で都市機能の中心的役割を担う場所として、伊豆箱根鉄道修善寺駅からおおむね半径1キロの区域、牧之郷駅地区将来まちづくり構想の区域内、土肥の小中一貫校、天城小学校及び中伊豆小学校周辺区域を挙げていることから、今回の補助金の対象としたものでございます。

また、市内の未利用公共施設の跡地の利活用も進んでいないことから、併せて補助対象地とすることで民間開発をもくろんでおります。

2つ目の、この補助金を制度設計するに当たっての背景と期待する効果でございますが、まず、区画の広さに対する考え方について、里山に囲まれた環境で伸び伸びと子育てができる、また、自分らしいライフスタイルを実現できるような住宅地の整備が進むよう、良好な居住環境の創出としてゆとりある広さを求めたことに加え、1区画の一般的な分譲面積である165平米、約50坪ですが、その程度では他との競争に勝つことができないことから、差別化を図り、優位性を高めるためにも、1区画の面積を200平米、約60坪以上として設定いたしました。

その上で、1団の宅地として造成してもらうためには、一定の規模がないと政策目標が達成できないと考えまして、そのため、最低でも5区画程度は必要であると考えられることから、対象面積を1,000平米以上と設定いたしました。

その他、道路・調整池の整備費用に対する補助につきましては、宅地造成時に必要となる道路・調整池の整備は開発業者の負担となることから、市が支援することにより軽減を図ることといたしまして、それぞれ県内外の同様の補助制度を比較参考とした上で、より有利に開発事業を誘致できるよう補助単価を設定したところでございます。

以上を組み合わせた補助金の活用によりまして、宅地開発が厳しいと言われている伊豆市への民間事業者の参入の後押しとなり、拠点性の高いエリアなどへの適切な宅地分譲開発を

誘導・促進するとともに、ゆとりある良好な住環境を創出し、若者、それからファミリー層をはじめとする移住・定住など、増加傾向にございます移住希望者の受皿として、人口減少対策・少子高齢化対策につなげていきたいと考えております。

それから、3つ目、想定する宅地開発の事業者や事業への取組の考え方についてでございますが、事業者への聞き取り調査を行ったところ、大手の業者ほど開発する市町を厳格に定めた上で開発を行っておりまして、本市での宅地開発は販売利益が見込めないことや売れ残りのリスク等を含めて難しい、後ろ向きであるとの御意見がございました。

こうした意見を踏まえまして、補助制度の創設により、大手のみならず市内事業者、また近隣市町の事業者など、興味を持っていただける事業者を選ばず開発につなげていきたいと考えておりまして、幅広い事業者の可能性を期待しているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 拠点性の高い場所、それぞれの地域の拠点になってほしいところ、それから、市長からは小学校があった周辺を守るという言葉がありました。それは分かりません。それと、あと公共施設の跡地、これも分かります。

ですけれども、もうちょっと広げて、例えばですけれども、これでいうと入るところと入らないところとありますけれども、例えば具体的にいうと熊坂は入るのか入らないのかとか、中伊豆でいうと温泉病院ができる周辺はどうなのかとか、天城小学校の周辺というけれども、何か聞くとところによると青羽根周辺にはそんな土地はないよと、むしろ月ヶ瀬インターの周辺のほうがそういう土地があるんじゃないのというような声もあります。

今回はこれ、第1弾ということで、第2弾があるのかちょっと分かりませんが、今言ったようなところはどうかのかなというふうに考えるんですけれども、どうですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 議員おっしゃるとおり、市内に私どもが対象地と設定した以外の箇所も可能性としてあろうかと思いますが、まず私どもといたしましては、総合計画に位置づけた場所を今回のまずは補助金の対象地として誘導させていただきたいと、まずはそこから始めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 分かりました。

まずはそこから始めていきたいということだということですね。

それから、200平米、60坪ぐらいを5区画というのを1つの単位としたいということですか。

けれども、逆に言うと1,000平米以上の土地が、今回対象として挙げたところにそういったまとまった土地が幾つかあるということが調査済みというか、織り込み済みでこんなふうになっているのか。もうちょっと下げればもっとあるんじゃないのという意見もあるようなんですよね。1,000平米ということ、そのラインをもうちょっと下げたほうがいいんじゃないかという意見もあるんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それぞれの地域の調査については具体的に行っておりませんので、それぞれの箇所にもどの程度対象区域があるのかというのは、すみません、正直なところ把握はしていない部分もございますが、一方で、ここならというような場所もないわけではないというところがございます。

現在のところは、あくまで対象地区だけを絞らせていただきまして、誘致、誘導を図っていきたいというところがございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 先ほどの答弁の中で、事業者さんから聞き取りを大分しているということの中で、特に大手の不動産事業者さんは、伊豆市は利益が少ないし売れ残りが心配だから宅地開発したくないということだったと思うんですけれども、やっぱりそのあたりの聞き取りの理由と言ったら変なんですけれども、本当にそうなのかなと我々は思うんですけれども、逆に移住希望者がさんがいて、貸してくれるところがあれば借りたいんだけど貸してくれる人がいないという、そういう対策にもこれはなると思うんですけれども、そういう意味でいうと、さっき言ったもうちょっと狭いところ、狭いというか小さい区画でやってみると、一つ一つあっちでぼつり、こっちでぼつりだけでも、むしろ上がっていくのかなというふうなことも考えるんですけども、大手さんはやっぱり入らない。

そうすると、民間の事業者さん、大手じゃないけれども地元の業者さんに期待して支援するという方法を選んだということだと思えるんですけれども、大手さんが伊豆市ではやりたくないという何か理由ってつかんでいるんでしょうか。もうちょっと分かりやすく説明していただけると。情報共有という意味でお願いしたい。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前から議会でも何度か申し上げたとおり、伊豆市の場合、修善寺駅前を含めて地価が全部下がっているんですね。5%下がれば15年で半減、20年たてば4割ぐらいまで下がるわけですから、つまり、土地の売り買いで今伊豆市はそういう状況にあるわけであって、そこで、今回5区画1,000平米という、いわゆる伊豆の国市とか三島市、函南

町で起こっているような都市型宅地分譲のスタイルでは、政策誘導しないとビジネスの理論だけでは入ってこないだろうと。

他方、移住希望者はそういったところを希望しているわけではありませんので、静かなきれいな自然の中で子育てしたい人たち、自分たちはリモートでも仕事ができる。あるいは定職を持っている方々は、本当はどこか空き家を使えてゆったりと、少し農業もやりたいという方が多いのは十分承知しているんですが、とにかく空き家を貸していただけないので、まず行政として、いわゆるところの都市型の住宅地開発については政策誘導してみようということです。

これで全部、終わりではありませんから、修善寺地区はまだ小学校の再編事業は全く検討にも入っておりませんし、しかし、小学校の再編成が終わった中伊豆と天城と土肥については、この学校はやっぱり残さんといかんだろうということで、政策としてまずはこれに着手してみて、それ以外で効果がありそうなところ、あるいは移住希望にかなうような空き地、空き家を提供していただけるようなところは、これとはまた別枠の事業で考えたいということです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 当然、別枠の事業もあるということを確認させていただきました。

そういう意味でいうと、もう一つ言うと、例えばですけれども、中伊豆小学校の周辺ということである、圃場整備したときに周辺に白地の農地も残っていて、将来的に中伊豆の場合でいうと八幡地区、小学校の辺りまで含めた辺りが中心的な拠点にしたいというエリアになっているんですけれども、そういったもう一体としての、さっき言っていた拠点性が高いところで、今回の制度についても効果を期待しての取組だということですが、もうちょっと広げた一帯の開発というか、白地の農地とか商業施設の新たな誘致であるとか、そういったことは別建てでまたこの先考えたいということでもいいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 過去の経緯があるのでまた私から申し上げますけれども、まだ都市計画を見直す前、とにかく人口問題がうちの最大の課題ですから、牧之郷で例えば地区計画、線引きのまま地区計画を入れて宅地誘導する場合とかも、一番最初に検討したのは何と事業費50億円ぐらいだったんですね。

それから、中伊豆のあの白地の農地のところ、県道と特養の間のところ、今農地ですから、あそこも開発してもらって宅地造成したらというのを考えたんですが、そのときも市のやっぱり負担が30億円ぐらいになった記憶があります。

ですから、やればできないことはないと思います、いい場所ですから。ただ、牧之郷は都市計画が変わりましたし、中伊豆地区は、青羽根もそうなんですけれども、小学校周辺にか

なりの空き家、空き地がありますから、そこの活用も含めてうまく何かできないかなというところでは。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） これも過去にやった事業と今とは違うよということの確認であえて聞くんですけども、旧中伊豆町時代に元村と城の間の梶山地区というところを町で分譲して、地元の出身者限定だけだすごく有利に家を建てられるよということで、一帯の梶山団地なんていう言い方をしますけれども、ここができたということが過去にありました。

だけど、それと同じようなことは今は考えていないとか、できないというふうを考えていて、今回のような提案からもうちょっと先へ進んでみようということを考えているんですよ。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 梶山団地は50軒ぐらいあるんですけどね。あのタイプの規模は、さすがにちょっと今の伊豆市では財政的に難しいということはそのとおりです。

それともう一つは、ちょっと今住んでいる方を批判するわけでも何でもないんですけども、あの頃の時代に造った真四角で直線道路って、やっぱりちょっと今人工的な感じがするらしいんですね。幾何学的にちょっと単調といいますか、少し余裕のある住宅の配置にうまく小さな公園を合わせたりというような、実際に幾つかの場所を見てきたんですが、そちらのほうが人気が高いようで、それができる区画というのはやっぱり5から10ぐらいではないだろうかと考えています。

逆にそれくらいであれば、伊豆市で何とか政策誘導して、今の子育て世代に人気の高い宅地整備になるのではないかと考えていて、いろんな意味で梶山スタイルはちょっと今の時代には合わないかなという判断です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 東京のふるさと回帰支援センターに行きましたという話はもう何回もずっと前からしていて恐縮ですけども、今年あたりは静岡県が全国でも移住地として1位で、最近のニュースでは三島市が移住先として1番になりましたみたいな話題もありました。

さっき市長からも、三島市、函南町的なものうちはできないよということだったんですけども、今回のこういうことをやるということは、三島市に住もうと思ったけれども伊豆市にまで行ってみようかなと思わせる何かがないと多分できないのかなと。

それで、さっき修善寺駅の周辺の話でも出ていたんですけども、例えばよく考えてみたら、湯川橋のところの交差点を改良したけれども、その交差点の向かい側のところが何か広

く空いていて「あれっ」という感じのところがあったりとか、何かこう開発したいんだけど来てくれないのか、開発の仕方がまだうまくいかないのか分からないんですけども、何かもう一工夫ないと、制度だけつくってもうまくいくのかちょっと疑問が残る点もあります。

そこで、今おっしゃったようなことが、今これから移住しようとしているような若者とかファミリー層のニーズに合っているとは思いますが、ニーズをもうちょっとしっかりつかんで、さらに民間の開発圧力みたいなのを期待するみたいなもう一工夫ないと、この制度だけで果たして家がいっぱい建つのかなという疑問はありますけれども、どうでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 全く議員の御指摘のとおり、この事業補助金制度をつくっただけでそこがどんどんできていくとは思っておりません。

ただ、うまくいく可能性がある地域で、少しでも意欲のある開発業者がいれば、その背中を押す形で、デメリットのところを行政が支えますよという枠組みをつくったということです。

実際にはやはり都市整備、都市計画に基づく都市整備というのは非常に長い時間がかかることで、これ、すみません、先人の悪口を言うつもりは全くないんですが、やはり修善寺町のときの都市計画が非常に厳し過ぎて、修善寺町の6%、伊豆市の3%しか市街化区域がなかったわけですね。その市街化区域の中でも、ここの市役所、日赤の前とか、それから、駅から昔の県道を超えて柏久保の山の上とか、道路を改良していなかったわけですから、しょせん都市整備として学校を残せないような道路しかやっぱり40年間維持してこなかった。逆に言うと、長期的にもっと考えていただければ、そのあたりは随分変わってきたと思うんですね。

今やろうとしていることはあくまで一つの事業であって、さっき総合政策部長から説明のありました総合計画のほうでは全体の土地利用をもう少し合理的、理性的に考えていますので、そこはかなり時間がかかる事業を併せ、やりながら、その中に今度移転する中伊豆温泉病院の位置づけも完成したら新たに入れ込みながら、その長期的な都市整備と、それから局地的な宅地開発というものはやはり両輪でいかざるを得ないんだろうなと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○13番（青木 靖君） これ、この制度だけで終わりじゃなくて、宅地開発とか人口対策とかはまだ総合的にやっていくということだと思いますので、さっきも言いましたけれども、三島市で止まらないで伊豆市まで来てもらえるような何かもう一工夫というのはやっぱり必要なんだろうなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

2番の財政状況の説明のほうをお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、財政状況の説明をについて答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも極めて大切な話で、すみません、ちょっと時間を取らせてください。

三、四年前だったと思いますが、静岡県の市長、町長の研修で夕張市に行きました。それで、我々というか、私はまだ14年ですけども、うちの職員含めて、いや、予算がありません、予算がありませんと言って、いろんな事業要望に対して市民の皆さんに予算がありませんと言いだめたのは、合併というよりも、やっぱり夕張市のインパクトがすごく大きかったのではないかという気がするんですね。市が財政破綻してしまったという例。

実際にあそこに行ってみると、最後の炭鉱が閉鎖されたときに、すみません、うろ覚えの記憶ですけども、たしか4,000人の雇用が失われたんだと思います。家族がいれば1万人を超える人口があつという間にいなくなるわけですね、あつという間に。

それで、当時の市長さんは頑張ったわけです、自ら。そこで観光振興、観光施設に巨大なお金を投じて、大きな負債になってしまった。もし逆にあれが伊豆市だったら、思い切り国に泣きついて「何とかしてください」ということだったと私は後で思ったんです。何で自分で頑張り過ぎたんだろうと。

合併特例債というのは、国が助けてくれる制度ですから。つまり、夕張市のように自分であれやこれや投資して、自分でリスクを負って、自分で挑戦するだけではなくて、最も合理的、持続可能性のある理性的な市としての再開発、再整備を国の支援によってするという事ですから、ここは全く夕張市と状況が違うということですね。

夕張市の当時の市長さんは頑張ったんですよ、判断は結果的に失敗しましたけれども。そういうことを踏まえた上で、伊豆市は国や県の支援を受けながら、将来に持続可能なまちづくりをつくっていくという理念ですので、全く状況は違うのですが、今議員から御指摘のあったように、冷静な数字はちゃんと御説明する必要はあるなと思います。

それぞれ担当する部長から説明をさせてください。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからは①と③についてお答えをさせていただきます。

①の現在ある財政シミュレーションは令和元年度に試算したものでございまして、作成から4年がたち、その間には新型コロナウイルス感染拡大に伴う財政支出やウクライナ情勢などによる物価高騰など、4年前には想定していなかった状況が起こるなど、現状と財政シミュレーションとに乖離が生じております。

また、議員御指摘のとおり大型事業を多数抱え、市の財政状況に対する不安の声もあると承知をしておりますので、最新の状況を踏まえた財政シミュレーションの見直しを行い、将来的にも健全財政であることをお示ししたいと考えております。

また、歳入歳出の状況につきましては、毎年9月の決算が済み次第、広報などでお知らせ



をさせていただいておりますが、今後もより分かりやすく市民の皆様にお伝えできるよう工夫してまいります。

③になります。合併特例債は、新市建設計画に位置づけられた事業の財源としておりますが、この新市建設計画に位置づけた事業は、将来の伊豆市のまちづくりに必要な事業といたしまして、県との協議を経て市議会にお諮りしたものとなっております。

その上で、現行の国の合併市町への支援策に合併特例債という有利な起債が財政措置としてある以上、それを財源として最大限活用することは市民の利益にかなうものと考えております。

ただし、有利な財源だからといってむやみに活用するようなことはしておりませんで、また認められておりませんので、新市建設計画に位置づけられた、伊豆市のまちづくりに必要な事業を着実に進め、健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私から②番についてお答え申し上げます。

本年4月から業務を開始しました包括的アウトソーシングは、民間事業者のノウハウを活用した効率的な業務執行や市民サービスの向上を目指しておりますが、これは人件費や施設管理経費などの行政コストの削減を一義的な目的としたものではなく、今後、人口減少に伴い職員の採用が大変厳しくなる見通しの中で、窓口業務や施設管理業務など民間に委ねることが可能な業務は民間に任せ、職員は行政でなければできない業務に特化していく体制を整備するために導入したものです。

具体的な削減金額は現時点では精査しておりませんが、こうした体制への移行の先に、職員に係る負担や人件費をはじめとした経常経費の削減が図られるものと考えております。

次に、公共施設の再配置でございますが、現在策定をしております公共施設再配置計画（案）において、施設を建築後30年で大規模改修、建築後60年で建て替えするとして試算した場合、令和38年度までの施設の更新費用が総額で約829億円かかるという試算をしておりますが、国の方針に基づき、建築後40年で長寿命化改修し、建築後85年で建て替えするとし、さらに再配置計画の令和12年までの第1期における方策が実現できた場合、令和38年までの更新費用が約598億円となり、40年間で約231億円の削減効果があると見込んでおります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） ありがとうございます。

リードのところでは言いましたけれども、一般の市民の方はあちこちで大きい事業ばかりやっているの心配だよと。計画の時点ではなかなか伝わりませんので、今やっと実感できるような状態になってきたということで、逆にそうやって心配していただいてありがたいなということですけども、総合政策部長が言っていたように、もう一回最新のシミュレーショ

ンをするということで、健全であるということを示しますというふうに言っていただきましたので、しっかりそこを伝える必要があるという意味での問いかけですので、シミュレーションができましたらしっかり広報していただいて、市民の皆さんの御心配を払拭するような広報をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、ちょっと中身の確認をします。

今回、合併特例債のことについてとか書きましたけれども、一時的に財政指数的な数字というのは悪くなるけれども、その後だんだん落ち着いていくよというふうには以前聞いていました。

その過程で、財政シミュレーションの最新のものをしますよということですが、我々も多少勉強させていただいている中で聞きかじった最新の状況を受けてですけれども、合併した市町はみんな合併特例債等々を使って新市建設事業をやっていますと。返済がそろそろ始まりますという中で、今後交付税措置されるもの等を含めて、歳入のチェックが大事ですよということが言われています。

起債も何本かしていますので、その返済計画をしっかり示してもらって、借りたものが返済されているということを確認することが大事ですよというようなことも言われています。

例えばですけれども、一般の金融機関から住宅ローンを借りるのであるとか借入れを起こす場合には、その一つ一つの借入れに対して返済計画表というのができまして、何年何月に幾ら返済すると残額が幾らになりますというふうなのがあって、当然、毎月しっかりと返済管理を金融機関のほうにします。

果たして、地方公共団体の市のようなところの起債の返済というのがそういうふうになっているのかどうかというのは、我々にはなかなか分かりにくいところでして、大枠、公債費がこれだけですよというような決算書を示されているので、返済されていることは間違いなくされているんだけど、一つ一つの例えば交付税でこれだけ入って返済しますと言っていたものが、本当にその分が入ってきて、本当にそれが返済に充てられているのかというのははっきり分からないような状況だったような気がするんですね。

だから、その辺も、こういう歳入が予定されていて、これが幾ら返済されて、その後幾らになりますよという、できればそこまで返済予定表的なものでしっかり償還の計画を示していただいて、償還の状態を確認させていただければ、大丈夫なのかなという借金だけ増えて、結局後で苦勞するだけだというようなことは言われなくて済むと思うんですけども、果たしてそれが可能かどうか分かりませんので、そういう歳入のチェックと返済状況のチェックが議会に対して示せるのかということを確認します。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま議員御発言がありました歳入、それから歳出のチェックになりますが、まず、起債の借入れの償還、いわゆる公債費の部分につきましては、財

政シミュレーションの試算の数字として持っておりますので、現行のシミュレーションの中でも公債費ということで、年々このぐらいの公債費になっていくというような見込みといたしますか見通しのほうはつくっております。

ですので、今回見直す財政シミュレーションにつきましても、改めて実際の借入額を精査いたしまして、それに対する公債費、元金、それから利子の償還額についても将来的な見通しといたしますか数字が出ますので、それを確実にシミュレーションに入れて試算のほうを行っていきたいと考えております。

それから、歳入につきましても、交付税のほうはそれらに対する借入額とかに対する財政措置として計画されているものですので、それにつきましても将来的な数字というものはシミュレーションできると思いますので、歳入、それから歳出それぞれについて正確な数字をできるだけ出して、お示しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 何でそういう聞き方をしたかといいますと、財政とかに対するセミナーを受けに行きますと、最近の講師の先生が言っていることはこういうことです。我々もそうだったし、新人議員研修もそうだったそうですけれども、国の交付税財源が不足しているんですよということをセミナーで言われるんですよ。

それで、国の税収が大体、ほぼほぼ60兆円だと。そのうちの15兆円が地方に交付される財源ですよ、交付税財源は10億円ですよ。実際に地方公共団体に交付されているのは、15兆円で18兆円あって、3兆円足りていませんと。足りていない部分はどうなっているかという、臨時財政対策債というのを充ててその不足分を補っていると。

要するに、合併特例債なんかも後から、後年、交付税措置されますと言っているけれども、国のほうは交付税財源が足りていないんですよ。その交付税が足りていない部分はいわゆる赤字国債的なもので補っているという状態なので、やたらにさっき言っていたように使えるからといって合併特例債をどんどん使って豪華なものを造るなんていうことは当然いけないし、たとえ何割かであったにしろ、返済額が増えることには変わりはないですよ。しかも、交付税措置されるというけれども、国は交付税財源をまた借金で賄っている現状だということを押さえておいてくださいねと。

もちろん、必要な事業は起債でやらないと伊豆市なんか特にできませんので、やるんだけど、本当に最初言っていたような交付税措置が返済財源に充てられるかどうかということ疑問視するぐらいのつもりで厳しいチェックをしながら財政運営に当たりなさいということを行っているんだと思うんです、セミナーの講師はね。

そういうことをちゃんとできていますよねということ「できています」と言ってもらえないと不安ですということです。どうですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） その辺は間違いなくできております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○13番（青木 靖君） ありません。

○議長（小長谷順二君） それでは、3問目、運転免許証の更新について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず①、議員の御指摘のとおり、自動車運転免許証の更新厳格化により今後は免許の更新が不可能となり、特に公共交通が整備されていない地域では、買物や通院をはじめ外出が減少または困難となる方が増えてくるのではないかと認識しております。

市では、地域の高齢者の移動支援として、令和3年度から住民主体の移動支援創出事業に取り組んでいます。

また、昨年10月には住民主体の移動支援セミナーを、11月には国土交通省認定の運転ボランティア養成講座を開催し、地域高齢者の移動手段の確保について市民の皆様と進めてきました。今年度も引き続き、各地区での立ち上げに向けてセミナーや養成講座を実施してまいります。

②でございます。現在、道路運送法の許可・登録を要しない形態の移動支援として、修善寺ニュータウンにおける買物ツアーや土肥地区のNPO法人「土肥の暮らしを支え合う会きずな」による移動創出事業勉強会の開催など、住民主体の取組がされております。

また、中大見地域づくり協議会や八岳地域づくり協議会、月ヶ瀬地域づくり協議会においても移動サービスの立ち上げを検討しております。

このような各地域の住民主体による立ち上げにつきまして、市民の皆様のお力により、行政では手の届かない部分への取組が進められていることは大変心強く感じております。

③住民主体の移動サービス実施に当たっては、住民主体での事業立ち上げを推進しておりますが、地域の皆様との協働により、市が支援をしていくことは重要だと考えております。

特に移動サービスを続けていくためには、長期の計画でボランティアに協力いただける人材を確保していくことが重要であります。

今後は、国土交通省の事業モデルを参考に、まずは無償またはガソリン代のみを利用者に負担していただくなど、道路運送法の登録・許可が不要な形態を基本として、市の生活支援コーディネーターが関与しながら立ち上げを支援していきたいと考えております。

また、公共的な移動手段として、市における福祉タクシー利用助成やいきいきパスなどの

助成制度や、社会福祉協議会における買物代行や付き添いをするお互いさまサービス、市内の病院における無料送迎などの利用もしっかりと市民に届くよう周知するとともに、利用促進を図ってまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 前回は移動については一般質問したんですが、実は今朝の新聞、皆さん御覧になったかと思いますが、熊坂で80代の方がコンビニに突っ込んでしまったという記事も載っていました。コラムのところにも、免許証の返納についての支援が必要ですよというように取り上げられておりました。

残念ながら高齢者の方の事故、運転しての事故も多いですし、歩行しているの事故も多いかのように報道がされている現実もあります。そういった高齢者の方の事故が多いので、当然、高齢者の方の免許証の更新の時期の検査とか対応が厳しくなっているという流れの中にあると思います。

そこで、現実問題、これ、制度が変わったわけですので、やっぱり新しい対応が今までのことプラスアルファで必要なかなと思って、今回これを取り上げさせてもらいました。

報道等を読みますと、75歳以上で違反等があつて、運転技能検査を受けなければならない方が全国で80万人ぐらいいるんじゃないかというふうなことが出てきます。初年度、今年始まった制度ですが、15万人ぐらいが恐らく対象になるだろうと書いてあります。

それを単純に人口割で伊豆市に当てはめることは恐らくできないんでしょうけれども、何人かの方が対象になって、もしかしたら運転免許証が更新できないというようなことになるんだろうと思います。また、そういう厳しい条件であるならば、運転免許証をこの機会に返納しようという方も増えるのかなというふうに思っています。

そうした見込みと、具体的に数字で把握するということはできないのかもしれませんが、そんなような話題が出ているのかどうかということで結構ですので聞きたいです。

今まで皆さんのお話の中で聞いていますと、市のほうの地域ごとの福祉の関係の皆さんのケア会議であるとか圏域ごとでの会議等々で、それぞれの伊豆市内の今一番の課題は何ですかというふうに聞くと、移動の問題が一番問題だと思うということがケア会議で話が出るというふうに聞いています。その辺の実態が今どうなのかということをお伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、今回の更新の厳格化によりまして更新ができないであろうという見込みなんですが、伊豆市の75歳以上の人口を約6,400人としまして、免許証の保有率を40%、全国的には30%ぐらいですので若干伊豆市は多いのかと思い40%、あと、先ほど議員おっしゃられた、要は違反等のある方を7%、そのうち不合格となって更新ができ

ない方が23%として見込んだ場合、40人ぐらいの方が伊豆市だと更新できないのかなと思っております。

あと、各ケア会議等で移動支援の問題があると思いますが、これはまた各地域でいろいろ違ってくると思います。先ほどのタクシー利用券の交付状況につきましても、例えば土肥地区は50%、修善寺地区につきましては約75%とかなり、1.5倍の差もあるということで、こういったタクシー利用券の是正といいますか、そういったこともできるのかということは検討していくことが必要かと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 40人という試算をしていただきました。一度に40人出るということじゃないという多分計算にはなろうかと思えますけれども、いずれにしても免許証更新できない方が増えるということは事実としてあるのかなということが確認できたと思います。

それで、更新できなくなってすぐ、例えばですけども買物ができなくなるとかということではなくて、今まであるいろんな制度がありますので、それを利用すれば、本当に例えば買物であるとか通院とかで困る方というのはまたその中からの何%かなのかなとは思うんですね。

そこで、さっきも答弁していただいたように、既存のサービスがいろいろありますよね。まずそこからかなと思っています。それを、いろいろ事情はあるにしても、たしか60%台ぐらいの配布率で、さらにそれがまた全部使われているわけじゃないということがあります。

今、部長おっしゃったように地区性があるって、土肥の方はタクシー券じゃなくていきいきパスを使う方が多いであるとか、天城の方はどっちかというところだとタクシー券が多いとか、そういうことはあると思えますけれども、そうはいっても制度の中の上限金額は多分使い切っていないんですよ。そこを取りあえず使い切ってもらって、その後、例えばの話がいろいろな主体がいる移動サービスとかを使ってもらおうとか。まずは今ある制度をフル活用してもらおうという、せっかくある制度ですので、そこからかなというふうに思うんですけども、周知と利用促進を図るといふふうにおっしゃっていただきましたけれども、具体的にはどうしましょうかということですけども、何か方策があったら。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、一般的なタクシーは別としまして、福祉タクシーと言われるものは、伊豆市内で修善寺地区に1か所と中伊豆地区に1か所だけでございます。これは車椅子等の利用なので、ただ単に移動手段がなくて使いたいという方は使えませんので、やはり一般的なタクシーの事業所がない地区なんかもありますので、そういったところにはまた別途支援をしていかなきゃいけないのかなと思っております。

あと、福祉に関していいますと、社会福祉協議会のほうでも福祉車両の貸出し、また、そ

れに併せて運転ボランティアも派遣するような制度もございますので、福祉につきましてはそちらのようなタクシーを、あるいは福祉車両を利用させていただくのがいいのかなとは思っております。

あと、特に介護も受けない方の移動支援につきましては、先ほど申し上げました各地域、地区で立ち上げについて検討していただいているところもございますが、その中の手段として、また市のほうの先ほど言いました生活支援コーディネーター等を派遣しまして、こういった方法がその地区に合ったやり方なのか。移動支援だけを立ち上げるというのはやはり厳しいところもあります。

今、制度的に可能かどうかというところはあるんですけども、居場所をやっている地区につきまして、その居場所に出てきた方々がその自分たちの車を使って何人かで買物に行くという、居場所の中の事業としてやるというような方法もできないかと少し私どもも模索しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 今回の私の一般質問に対して、今、健康福祉部長だけが答えてくれているんですけども、実は地域づくりとかを担っている総合政策部のほうの生活交通ネットワーク形成計画とか、こっちとかも絡んできていて、健康福祉部のほうだけでいっても移動のことが出てくるところが、障害福祉スタッフの方の仕事のところに出てきたり高齢者支援のところに出てきたり、対象者は同じところに住んでいる人なのに制度が分かれているという現実がありますよね。

それぞれに予算が別なところからついていてやっている。そして、地域公共交通計画の中で、これをつくっているのは総合政策部の地域づくり課がつくっている。病院でこういうことをしていますよとか、紹介もしてくれている。そして、アンケートも取って、移動に不安を持っている方がこれだけいますよとかいう調査もしてくれている。それで、やっているんだけど、結局、じゃ総合政策部は調査するだけで終わりという話なんです。福祉のほうとやっぱり連携してやってもらわないと、ここから先に進まないのかなという思いがします。そこをどうするのか、まず聞きますね。

それで、県のほうは、これは令和2年ですけども、県の健康福祉部のほうが移動サービス創出に係る普及事例ということで出してくれています。かなり厚い冊子ですので全部目を通すのは大変ですけども、やっぱりこういうのをいろんな機会に皆さんにお知らせして、こんな取組を皆さんしていますよということを啓発というかお知らせするのも必要なのかなと思います。その辺、県の動きについてはどう思っているのかというのを2点目に聞きます。

今そっちにもう振りましたけれども、今年の3月に国土交通省が出している、これ、すごくよくまとめてあるんですけども、高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル

パンフレットというのを国土交通省が出しています。厚生労働省じゃないです。国交省のほうでも、さっき言った高齢者の事故が多い問題とかを踏まえて、恐らく国交省から高齢者の移動の手段についてまとめる冊子を作ったんだろうなと思います。

伊豆市においても、健康福祉部長だけが答弁するんじゃないで、こちらからも答弁があったりあちらからも答弁があったりすると、より現実の問題に対処できるような体制になってきたのかなということになるんだろうと思います。

そこで、地域公共交通会議を所管しているのはこっちですね。なので、ちょっと聞きます。

国交省が3月に出しているところにこんなことが書いてあります。既存のバスやタクシーをまず見直すということが第一歩ですよと。市町村が自ら主体となって実施する事業があります、NPO等がやる事業があります、住民などが主体になるものがありますというような流れで紹介されています。

その中でこんな事例がありますけれども、こういうことは伊豆市では検討されているんでしょうか。バス事業者によるサービスの提供、これ、「既存の事業を見直す」という中にあります。高台にある団地などにおいて、バス停まで距離とか高低差がある高齢者の住民が利用しづらいところは、市がバス事業者、地域住民を交えて運行形態などを協議すると。また、あと事業者が住民の要望に応じて利用しやすいルート、例えばバスがスーパーの構内まで入るとか、利用しやすい時間にダイヤを変更するとか、そういったことを事業者と共に協議するというようなことがこの見直しをする一例ですというふうに載っていますけれども、そういった議論は伊豆市内ではされていますか、されていませんか。できませんか。できそうもないですか、できそうですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） ただいま例として挙げられたものにつきましては、今後、公共交通会議とかで検討していくんですが、当然議論として、今後の取組の選択肢としてはそういうものも含めて考えていきたいと考えております。決してできないわけではなくて、検討はまずはさせていただきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） せっかく国のほうも現実の課題に合った対応をしようとしてくれてますので、ぜひ市のほうでも検討をお願いしたいと思います。

先ほどもいろんな事業が複数ありますよということを行いました。社協でやってくれているお互いさまサービスというのもありますけれども、うまく機能していませんね。こんなサービスは利用できません、車での病院や買物などの送迎は利用できませんということになっています。



いろんな制度があるのに、できないという現実があります。うまくいろんな制度を組み合わせ、本当に困っている人がいたらぜひ救ってあげたいなど。住民主体の移動サービスというのは、そこのほんの隙間の部分というか、しかできないんですね。だけど、続けるのにはやっぱりほかのところでみんな苦勞されていて、最初やる気があって立ち上げた人ができなくなると消滅してしまうということがたくさんあるそうです。

そういう今までの実績があるならば、ぜひ最初から住民主体で移動に取り組む人たちに対しては市のほうもしっかりと支援をしていただきたいと思います。最後にもう一度伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市は広い。先日、清水町の町長と立ち話をしたら、9平方キロメートルもないんだそうですね。うちは364平方キロメートルなんですけれども、そこに伊豆市より多い人口で、うらやましいなと思ったんですが、しかし、私たちの生まれ故郷ですから。

しかし、そのためには、中にはしたがってコンパクト化は駄目だとおっしゃる方もいるんですが、私はちょっと逆に考えていて、以前、何で伊豆市内にも診療所とか病院がいっぱいあるのに順天堂病院に行くんですかと聞いたら、あちこち行くんじゃ嫌だって言うんですね。内科に行って整形外科に行って耳鼻咽喉科に行ってだと大変だから、順天堂病院に行っちゃえば全部そこにあるから。それをちょっと事業として広げると、せつかく八幡に行っても病院がこっちで店がこっちで薬屋がこっちじゃやっぱり困るわけであって、そうするとやはり、我々いくら広い市域で人口がみんな点在していても、だからといってサービスが点在していたら、今度は皆さんで足をつくっていただくときにもずっと回らなきゃいけなくなっちゃうんで。

修善寺周辺はともかくとしても、やはり八幡には八幡、青羽根というか月ヶ瀬というか、あの一帯といいますか、それから、土肥もなるべくあの地域に、おおむねその地域に行けば生活ができるようないわゆるコンパクト化はしておかないと、皆さんで、行政も一緒になって路線バス以外の足をつくるときのやはり効果も小さくなってしまいうndらうと思うんですね。

今、現時点でフィーダー交通の結論は出ておりませんが、この課題は伊豆市にとってはとても優先度の高い重要な問題ですので、行政だけではできません。これは申し訳ありませんけれども、皆さんとより実行できる策について引き続き検討させてください。

○議長（小長谷順二君） あと2秒ありますけれども、いいですか。

これで青木靖議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問２日目については、明日６月８日の午前９時３０分から、発言順序６番の小川多美子議員から発言順序９番の三田忠男議員までの４名を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 ３時０３分

## 令和4年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第3号)

令和4年6月8日(水曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会6月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の小川多美子議員から発言順序9番の三田忠男議員までの4名を行います。

これより順次質問を許します。

◇ 小 川 多美子 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 議席番号1番、小川多美子です。

議長のお許しをいただきましたので、2件について質問させていただきます。

まず1件目は、地域づくり協議会について。

伊豆市地域づくり協議会の支援要綱によりますと、協議会は地域住民による地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進することを目的とするとあります。

協議会の設立単位は、おおむね小学校区を単位とするとなっており、平成16年4月の時点での小学校区とされています。修善寺地区で4小学校区、中伊豆地区で4小学校区、天城湯ヶ島地区で3小学校区、土肥地区で2小学校区の合計13の旧小学校区に区分けされます。このうち幾つかは、既に設立されていますが、今年、令和4年4月に修善寺東小学校区に9番目の協議会が設立されました。修善寺地区については、修善寺南小学校と修善寺小学校区でまだ設立されておられません。

修善寺南小学校区は、恐らく市内でも人口も一番多い学区だと思います。地域には駅前、横瀬、柏久保のような商業と住宅の併存の地域、牧之郷のような住宅地域、大野、年川のような中山間地域と3つに分かれます。修善寺小学校区は、大きく温泉場地域と桂谷地域のような中山間地域の2つに分かれます。

このような明らかに性格の違う住宅、生活環境地域を小学校区というくくりで協議会の設立単位とすることに無理があるような気がします。協議会設立単位については、これまでの議会の中で再三取り上げられたことがあると聞いております。結果として、何の変わりもなく今日に至っているとのこと。

自ら考え、自ら行動する組織、自分たちの地域は自分たちで考えましょうというのが協議会の考え方であり、目指す姿であるということですので、それには市民の住居や生活環境を考慮した設立単位があつてしかるべきかと考えられます。

こうした点を踏まえて、①設立単位の再検討をしていただくことはできないでしょうか。

②13地区のうち、9地区で協議会が設立されましたが、先ほどの修善寺2地区も含めた設立されていない4地区に関して、設立準備が進んでいるのか、あるいは準備さえ整っていない等々、様々な事情があるとは思いますが、担当部としてはどのようにその内容を把握し、また設立促進に向けてどのような考えがあるのかお聞かせください。

③協議会が設立された以降の活動において、要綱に示された役割は遵守すべき事項を果たせなかった場合は、登録の取消しといった措置が取られることになっているようですが、その判断は具体的にどのようにされるのでしょうか。

④交付金の使われ方ですが、高額な交付金ですから要綱にのっとった事業に適正に使われていることを審査する機関があるかと思えます。問題点はないか等、見解をお聞かせください。

2番目の件名です。新ごみ施設稼働に向けて。

伊豆市、伊豆の国市両市のごみ処理施設も令和5年1月、半年後には稼働開始となり、その前段階として、今年、令和4年10月には試運転が始まります。新しいごみ処理体制に大いに期待するとともに、担当部署からは改めて利用する皆さんにさらに徹底した指導、注意をお願いしたいと思います。

ごみ袋の価格について伺います。

以前も質問させていただいていますが、伊豆の国市との価格差がどのようになったか気になります。市民から質問されても明確に答えられずに歯がゆい思いをしております。進捗状況を教えてください。

①伊豆の国市との新ごみ処理施設建設計画ができてから何年も経過しています。この間に当然ごみ袋の価格検討はされてきたかと思えます。格差是正にはならなかったでしょうか。稼働までに料金が改定されると思っていただいている方が多いと思えます。住民の皆さんが納得できる説明をお願いします。

②料金が改定されない場合、伊豆市の住民が伊豆の国市のごみ袋を購入し、直接処理場に持ち込むようなことも考えられますが、このようなことがあった場合、どのように対処しますでしょうか。

③ごみ袋をまとめ買いする人もいます。万一、価格が変わった場合、どう対処するのか周

知について伺います。

④新しい「ごみ出し便利帳」を配布するということですが、各家庭にはいつ頃届くでしょうか。また、便利帳等を通じて市民にごみ処理についてPRする方針について伺います。

環境保全に配慮し、長期的に安心、安全で住民に貢献できる施設であることを望みます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの小川多美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

伊豆市の発足によって、4人の町長が1人の市長になり、56人の議員が今では16人になりました。364平方キロメートルと、広い市域にあって、市役所は最も北の外れとも言うべき場所に位置しています。行政に声が届きにくくなったと言われる中で、どのようにして地域コミュニティを維持すべきか、いかにして住民主体の地域づくりを進めるべきかを考えました。

そこで、平成20年当時の小学校区を見ると、ほぼ昔の村の行政区であることに気がつきました。住民の顔と名前が分かる範囲です。ただし、社会福祉協議会の事業で、地域福祉委員会が大見小学校区ではなく、白岩地区が独立していました。そこで、行政の施策によって、既に存在する地域づくりの枠組を変えるべきではないと考え、13の単位での地域づくり協議会を提案いたしました。

したがって、私が提案した地域づくり協議会の単位について、人口割という考えが入っておりません。

修善寺地区は市役所が所在し、また修善寺駅周辺整備事業、新中学校と拠点公園の整備、牧之郷駅周辺整備など市の大型事業も続いています。地域づくり事業は、これら市の事業と連携して進めることも少なくありませんので、当面地域づくり協議会の設置単位はこのままでお願いしてまいりました。

そのほかの御質問については総合政策部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から2つ目の御質問についてお答えをいたします。

まず、地域づくり協議会が設立されていない4地区の進捗状況及び内容の把握、設立促進に向けた考えについてお答えをいたします。

現時点で設立されていないのは、修善寺南小学校区と修善寺小学校区、白岩小学校区、狩野小学校区となります。このうち、修善寺小学校区につきましては、平成31年に勉強会を開催したものの進展がありませんでしたが、最近になって勉強会開催についての御相談があるなど動きが出ております。また、白岩小学校区につきましても、今年度勉強会を開催する予

定となっております。

他方、残りの修善寺南小学校区及び狩野小学校区につきましては、特に動きはない状況でございます。

地域づくり協議会を担当する地域づくり課におきましては、担当者と学校区ごとに5人ずつ配置した支援員が、学校区の方々とやり取りをし、設立に向けたアプローチを行わせていただいているところですが、これまでの市のスタンスといたしましては、学校区からのお問合せをいただければ、御説明に上がるという形を取ってまいりましたので、設立に至らない地域の状況を把握できていない部分もございます。

市の協議会の単位に対する考えといたしましては、平成の大合併以降、基礎自治体の広域化が進んでいることは周知のとおりであり、それに伴い、自治会の単位も広域化し、効率化を図らなければ存続できなくなるという危機感も聞かれるようになってきていることから、自治会の広域化の枠組として、小学校区単位がふさわしいと判断し、設定しているものでありますので、その辺のお考えをお酌み取りいただければと思います。

設立できていない学校区も少なくなっておりましたので、今後は積極的に学校区への働きかけを行い、設立の障害となっているものがありましたら、地域と一緒に解決方法を考え、設立に向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、3つ目の協議会の登録の取消しの判断についての御質問についてでございますが、地域づくり協議会制度の運用開始以降、これまでに登録が取消しとなった事例はございません。

取組を行うに当たっては、市に対しあらかじめ事業計画を提出する必要がございます、その段階で担当課で内容を確認するほか、事業完了時の実績報告提出時にも事業内容や会計帳簿の審査を行いまして、適正な事業執行の確認を行っております。

4つ目の御質問でございますが、ただいまの3つ目の御質問でもお答えさせていただきましたとおり、事業計画の提出時と事業完了時において、担当課において事業内容の確認を行い、適正な運用に努めており、問題はないものと認識をしております。

御指摘のとおり、交付金は高額となりますので、その使われ方については、慎重に審査を行い、単なる物品の購入や施設整備といったものではなく、地域の課題解決やにぎわい創出など、地域の自立につながるような効果を生むための財源として活用していただきたいと考えているところでございまして、有用な交付金の活用事例がありましたら、他の協議会にも積極的に情報提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） では、1番からお願いいたします。

先ほどの市長の答弁の中に人口割という考えは入っていないとのことですが、修善寺南小

学校区においては、確かに人口も多いと思います。ですけれども、それだけではなく、明らかに性格の違う住宅や生活環境地域を小学校区というくくりの協議会設立単位とすることに無理があるのではないのでしょうか。また、このことが大きなネックになっているとは考えられないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大体私が予想したとおり、こういう傾向になるんだろうなと思っていました。やはり市役所周辺、すなわち旧修善寺町の中心地域、修善寺駅周辺地域は、やはり大正から昭和中期にかけての村があった頃、どこの地域もある程度の活力があった頃と大きく異なりますので、そういったところは新しいコミュニティづくりについて行政の支援は必要だろうなと。しかし、これだけ特に私が市長になって以降は、修善寺駅周辺整備事業を中心に、多くの新しいまちづくりの投資がこの地域に直接なされているわけですね。したがって、その地域の課題が大きく異なるので、地域づくり協議会の目的に照らして考えると、修善寺地区の中心部付近というのは、こういった動きは顕著に出てこないのだろうと予測はしておりました。

そこで、ぜひお考えいただきたいのですが、もちろん大きなまちと全体としては比較するのは無理がありますけれども、東京都は23区、特別区ですよ。大阪府と大阪市は物すごく事業が重複していて、大阪都構想というのが出て、僅差でいつも負けてきたんですが、つまり課題が顕在しているわけです。静岡県においても、知事直轄の県都と静岡市では、大きく対立していて、つまりその中心、いわゆる首都、県都、市役所所在する市の中心地域で直轄事業が多いところは、しっかり地元と連携をしてやらないと、県は県、地元の県庁所在地は所在地、その方向性が合わないとはやはり大きな課題となってむしろ出てしまう。

伊豆市は、今市役所所在地という考え方はありませんけれども、しかし市役所、駅を中心にこの周辺の1キロ、2キロというのは大きく投資されているところですから、そこで独自の別の地域づくり、まちづくりというのは、むしろ考えにくいのではないかと思っています。

この地域の地域づくりをやらないということではなくて、今それだけ市が投資しているところでは、その地域としてのまちづくりの在り方が当然あるわけですね。牧之郷の駅周辺整備にしても、修善寺駅周辺整備にしても、日向地区の拠点公園にしても、私たちは地元と協議しながらやってるわけですから、そういうところと大変残念ながら歴史の流れの中で、地元の皆さんが置いていかれている感の強いところと明らかに性格が違うので、そこはこういう状況が落ち着くまでの間、当分はこのやり方で続けさせていただきたいということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 私が気になりましたのは、支援要綱の第5条に、地域住民は原則と



して小学校区に1組織の地域づくり協議会をつくることができる。ただし、地域の実情に応じ、市長が特に認める場合はこの限りではないという文言がありますが、これがすごくこの部分が気になりまして、南小学校区の場合は先ほど言いましたように、牧之郷地区、大野、年川、それから駅前、横瀬、柏久保などのそれぞれ違った生活環境のところですので、1つになるのは無理かなというか、やってみなければ分からないというところもあろうかと思えますけれども、何かこれはそれぞれの地域で、交付金などが発生するものではありませんけれども、何とかこれが幾つかというか、分かれてできることができないかなという思いで質問してみました。

自ら考え、自ら行動する組織、自分たちの地域は自分たちで考えましようというのが協議会の考え方であり、目指す姿であるということですので、市民の住居や生活環境を考慮した最善の単位というものがあるのではと思います。こうした点を踏まえて、設立単位の再検討については考えられないでしょうかという思いで、この1番の質問をさせていただきました。

次、2番をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 質問してください。②について。

○1番（小川多美子君） ②についてお願いいたします。

②ですけれども、13地区のうち設立されていない地域が4地区あり、そのうち2地区については勉強会開催の予定がある等の動きが出ているとのことですが、残り2地区の修善寺南小学校区、狩野小学校区について伺います。

担当部署としましては、設立に至らない地域に向けたアプローチは取っていないとのことですが、地域のほうでもどのような手段を踏んだらいいのか分からず、戸惑いがあるのかもしれない。それぞれの区を1つの協議会にまとめるのは、住環境の違いや生活環境の違い等、設立の障害となるものが多くあると思います。具体的に何か考えはありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも原則論について、これからもう少しはっきり申し上げたほうがよいのかなと思っています。もともと地域づくり協議会を提案したのは、さっき申し上げたような12くらいの村、北狩野村も上狩野村もあった時代から1つの市になったという流れもあったんですが、もう一つはタウンミーティングをやるたびに、もう区の役員を出せないとか、区長を3回も4回やっているとか、1つの区で数軒しかないとか、そういったことを毎年毎年幾度も耳にしてきたわけですね。そこで、土肥の八木沢が一番いい例なんですけれども、連合区というのが機能しているんです。そこで、複数の区で連合区を形成して、その連合区長さんが今の区長さんのような役割をできないかなと期待したわけですね。しかし、区の再編成を市長から言い出したらやはりうまくいかないだろうと考えて、旧小学校区単位ですね。さっき申し上げた、歩いていける顔と名前が分かる範囲で地域づくり協議会というも

のをつくっていただいて、その中で連合区的な機能ができないかなと期待をして数年やってきましたが、これからはその方向性についてもう少しはっきりと市長からお願いしようかと今考えているところです。

と申しますのは、6月第1週の全国市長会に合わせていろいろ勉強会があるんですが、ある市では地域づくり協議会を導入して区を廃止したそうです。私はそこまで大胆にできるかと思ったんですが、やはり私ごときが考えることは、全国では必ず例があって、もうそういう大きな改革をしているところがあるんですね。したがって、今回のそういう背景にある状況と進もうとしている方向性に鑑みて、議員御指摘の地域というものは、区がなくなりそうなほど疲弊している、家が数軒しかないという区はありませんので、私たちが行政の立場から課題としているところとは大きく事情が異なってまいります。そこはそこでの地域づくり、住民主体の地域づくりがあることは繰り返しますが、全く否定はしませんけれども、しかし今抱えている大きな課題はもう区が維持できないとはっきりSOSを出されているところがある、これは行政としても何とかしっかり考えていかなければいけないというのは、大きな目的ですので、そうではない活力のある地域のまちづくりについては、また別の事業の中でしっかりサポートさせていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 担当者と支援員が学区のやり方などをやり取りするとのことですが、支援員というのがよその地域、もう既に協議会が設立されている地域においては、支援員という方がかなりその地域に出ていると説明してくれたり、まとめてくださったりしているということですが、この支援員という方たちはどのような職員で構成されているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） 地域支援員でございますが、伊豆市地域づくり支援チームの設置要綱というものがございまして、そちらに基づきまして地域づくり協議会の設立から運営に至るまで、地域に寄り添った支援のほうを行わせていただいております。

対象となる小学校区に主に在住する職員を中心に管理職級がリーダーとなりまして、5名1チームで編成をしております。それぞれ13の地区にチームがございまして、市長が委嘱し、2年間の任期で活動を行っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ②は結構です。

③についてお願いいたします。

地域づくり協議会がスタートして、第1号となる協議会が設立されてから8年が過ぎようとしています。これまで設立された協議会は、それぞれ特色を持って活動してきたかと思えます。地域づくり協議会制度の運用開始以降、取消しとなった事例はないということを伺いました。これは適正な事業執行の確認を行っているということだということが分かりました。

④をお願いいたします。

④ですけれども、各地区からの要望が出されて、市が事業として進めるべきものと地域づくり協議会でやるべき事業との境界が曖昧になったり混在していたりということはありませんでしょうか。例えば地域の公道に設置されている街灯のLED化について地域づくり協議会で整備をしたなどという本来の協議会に求められている事業ではないものかと考えられることがあるようです。市または区でやる事業が協議会でやるべき事業かとの境界というのはどこにあるか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 地区要望との明確な基準という御質問と理解してお答えをさせていただきますと思います。

地区要望とそれから協議会の交付金での取組との明確な基準はございませんが、地区要望は地域でお困りの部分、地域について市がやるべき事案について地区から要望という形で市に案件をお知らせいただき、予算や緊急度に応じて市が実施するものになります。

一方、地域づくり交付金の事業につきましても、地域住民が主体となって個性を生かしたまちづくりを行うため、協議会が計画した主にソフト事業を想定しております。ただ、その中で、先ほど議員のほうから御発言がありましたLEDの設置等につきましても、防犯とか、安全の面で当然市がやるべきものでもあります。一方で地域の方々が自分たちの地域を見たときに、ここが危ないとか、子供のためにここが危険だとかという部分の中で事業計画を立てていただいて、それに対して取組をしていくというものでありますので、事業として重複する部分は当然あるかと思えます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 交付金の使い方というのは、どのようなものがあるか教えていただけますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 市が考えます地域活動に対する交付金の使途でございますが、大きく7つ程度ございます。

まず、1つ目が防災マップなどの作成をしていただき、地域の安全、安心に関する取組を

していただくということ。

2つ目が独り暮らしの高齢者の安否確認とか、高齢者の生きがいつくりなど、高齢者福祉に関する取組をしていただくこと。

それから、3つ目が地域交流の場づくりということで、地域のコミュニティや世代間交流に関する取組を行っていただくこと。

それから、4つ目が通学路の見守りなど、子供の健全育成に関する取組。

5つ目が地域の環境美化や緑化など、環境保全に関する取組。

6つ目が空き店舗の活用など、地域経済の振興に関する取組。

7つ目が買物支援や空き家対策など、地域における生活支援に関する取組。その他地域に有益な取組をしていただきたいと考えておりますが、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、主にはソフト事業を想定しております。それぞれの地域に合った特色のある事業を実施していただけることを期待しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 今までこれらの使い方について不相当と判断した事業はありますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） これまで不相当と判断した事業の事例という御質問でございますが、ボランティア活動に対し、茶菓子代程度は支出として認められているんですが、ボランティア活動に対し人件費を計上されていたという事例がございました。それについてはそもそもこの制度を御理解できていなかったということから生じた事案でありましたので、そちらについては交付金の対象外とさせていただきました。

そういう事例がございましたが、そもそも協議会制度の趣旨に反するような事例は、これまではございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございました。1番の地域づくり協議会についての質問は終わります。

2番目の新ごみ施設稼働に向けてに移ります。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません。さきの質問の最後のところで参考までになんですが、私が市長になって数年、すぐくらいに大野の中心の方々にサイクルスポーツセンターで地域の

皆さんで直売所をやりませんかと提言したんですね。サイクルスポーツセンターのほうでは、例えば土曜日とか、日曜日とか、お客様がいっぱい来られる午後3時ぐらいに、帰りのお客様に農産物を買っていただくことは向こうもウェルカムだし、ぜひという話だったんですが、残念ながらそれだけの余裕がないということで、実現はしていただけなかったんですが、我々はこの地域の特色を見ながら、皆さんこんなことをしたらいかがでしょうかと、提案はさせていただいているんです、いろいろ。今地域づくり協議会をまだ持っていないところのそれぞれの区の特色に基づく地域づくりを我々が気がつけば、また提言させていただきますので、ぜひ御検討いただければと思います。

御質問のごみ焼却施設におけるごみ袋についてですが、以前にも申し上げましたが、伊豆市と伊豆の国市でごみ袋の製造価格に違いがあるわけではありません。30リットルで7円だと思います。伊豆の国市は、その価格のままに市民に販売していますが、伊豆市はこれにごみの回収等焼却費用の一部をのせて価格設定しています。つまり1袋7円でごみ袋を買っていただき、ごみを入れてごみ集積所まで持っていき、ここの負担は同じように7円なんです。ごみ収集車がそれを収集して回って持って帰って焼却炉で焼くところのコストを伊豆市は1袋につき13円の負担をいただいているわけです。ごみ袋に価格をのせているわけではありません。

そのごみの回収と焼却に費用がかかりますので、これを誰が負担すべきかというのが論点です。一般財源で賄うことは全市民が負担するということです。介護施設に入所されているお年寄りも、昨日生まれた赤ちゃんも負担するということです。

伊豆市は、やはり受益者、つまりごみを出す人が一定の負担をすべきとの考え方に立っています。1個なら13円、10個なら130円です。そうしないと100個出す人の回収焼却費用も全市民で負担することになってしまいます。

ただし、大量におむつなどを使用する介護が必要な人や乳幼児のいる家庭には軽減策を講じています。この施策の目的と意味について、ぜひ御理解いただきたいと思います。

先日ある議員さんから、ごみ袋に価格の内訳を書いたらどうかという提案もいただいて、それもなるほどなと思いましたので、検討させていただきたいと思います。

そのほかの御質問については、市民部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） それでは、私からは②から④についてお答えをさせていただきます。

②の伊豆市の住民が伊豆の国市のごみ袋を購入し、直接処理場に持ち込むようなことがあった場合の対処についてですが、新ごみ処理施設に直接搬入する場合、伊豆市と伊豆の国市のごみ量を分けて把握するために、指定袋の場合は別のコンテナに入れてもらうようになります。また、指定袋以外の持込みの場合は、計量後に受付をしてもらうようになります。現在両市と組合において、搬入者の受付や確認方法について協議をしております。誤ったご

み袋での搬入についても抑止できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

③のごみ袋の価格が変わった場合の対応についてですが、価格の変更があった際には、平成22年度にごみ袋の有料化を開始したときの対応を生かし、早めの周知とともに、適切な対応をしていきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、指定ごみ袋の等価交換期間を設け、従前の指定ごみ袋を回収させていただきます、改定後は混在しない方法などが考えられます。

④の新しい「ごみの出し方・便利帳」の配布時期や便利帳等を通じて市民にごみ処理についてPRする方針についてですが、「ごみの出し方・便利帳」については、新ごみ処理施設稼働に合わせ11月末頃に市民の皆様へ配布する計画で、現在改定作業を進めております。

今回の改定では、これまで分別や排出の方法で御質問があった内容を分かりやすく改定するほか、災害時の災害廃棄物の搬出時の分別方法や新ごみ処理場への直接搬入の方法等についても掲載を予定しております。

こうした内容により、分別等を適切に進めていただき、家庭でのごみの減量化を進めていただくとともに、地球温暖化対策に向けたPRについても便利帳に盛り込むことにより、ごみを通した環境問題にも関心を持っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ①ですけれども、この料金価格というのは本当に難しいことがよく分かりました。分かりましたし、以前から質問をさせていただいているんですけれども、なかなか住民の皆さん、話をしましても受益者負担という言葉、どういうことなのかというのが分かったようで分からないようでということで、具体的な例をこれこれこういうわけということ私もここで伺ったことを話ししても、半分、分かって、半分、分からないという方が多くいるように思います。伊豆市、伊豆の国市というのは、それぞれに価格設定には理由があつての7円あるいは20円だということは思いますけれども、平成27年4月に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設立されてから7年がたっています。その間、両市において、ごみ袋の価格についてという話合いはあったとは思いますが、決定されていないというのはなぜかということをお教えいただけますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一部事務組合をつくっておりますけれども、その中の伊豆市、伊豆の国市はそれぞれ独自の独立した地方公共団体ですから、それぞれの施策があります。ただ、うちはこの制度を既に取り入れていますので、伊豆の国市さんからどういう状況かという御相談はありました。

そこで今、市民部長から話があつたように、かなりこれ本質的な話なので、繰り返させて

いただきますけれども、今のごみ袋だけの料金を賦課すると、ごみ集積所まで持っていくところだけは皆さんに負担していただいて、ずっとごみ収集車が回収して燃やすところは、ごみを出す人の負担ではなくて、一般財源、全市民の負担になるわけですね。そうすると、ごみが多ければ多く出す人の負担が総体的に小さくなるわけです。つまりごみをたくさん出す人の自分の負担が総体的に小さくなるということは、地球温暖化対策に逆行するわけですね。これは市民の皆さんの地球温暖化対策、環境保全に対する啓発も含めて価格をのせさせていただくことによって、ここのPRが私たちもうちょっと弱かったのかもしれませんが、これはこういうことのためにやっているんですということをやったりもう少し鮮明に御説明する必要があるかと考えました。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 1番に関しましては分かりました。

やはり住民目線で考えてみますと、ごみ袋を見たときに、高いとか安いとかというふうなことも思いますけれども、公平にしてほしい、その公平というのが今市長のお話しにもありましたいろいろな面でのことがあって、難しいことかとは思いますが、なかなかそれが納得をされていただけないというところが多々あると思いますので、それを納得していただけるような何か説明方法といえましょうか、そういった例えばごみ袋の出し方・便利帳が新しくなるというときに、そのようなことも載せていただけたらいいかなということも思います。

2番をお願いします。

2番ですけれども、伊豆市の住民が伊豆の国市のごみ袋を購入しということとはあり得ないことのようにも思いますが、絶対にはないと言い切れません。担当の方も慣れるまで大変かと思いますが、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めますか。

○1番（小川多美子君） 答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 誤って間違っ使ったり、友達とか親戚がいて、ごみ袋をこっち使ったらとかというようなそういった錯誤が生じないように、そこは先ほど市民部長が説明したような現場での対策はしっかり講じることといたします。

その上で、市長として皆さんに申し上げたいことは、市長というのは、あるいは市長が指揮する伊豆市の行政というのは、あくまでも主権者の行政の執行なんです。有権者の皆さんの声だけではなく、全ての主権者の皆さんの代わりに私が執行しているのであって、主権者は市民の皆さんなんです。だから、こういうことをやれば、自分が安くなるよとか、主権者ですから、皆さんが。一番偉いのは伊豆市民ですから、その市民の皆さんたちが伊豆市の財政はどうあるべきかとか、伊豆市の自然はどう守らなければいけないとか、ごみはどう

やってきれいに処分するかというのを考えて、主権者の皆さんが自分の判断でこういうことが起こらないように、そういった主権者であってほしいというのが1つあります。

それから、まさにこのシンボリックなごみ焼却場、最初は一度否決もされました。我々が想定した価格の半分でできるとか、運営費は半分でできるとか、相当苦勞して1年近く全体の事業が遅れました。そのときに財源の問題があったわけですね。相当不正確な情報も飛び交ったんですが、それも含めて一体誰がどのように負担すればいいのか。先ほど申し上げたとおり、回収収集業務を一般財源で負担すれば、ほかの事業に使える数千万円をそちらに回さなければいけないわけですね。皆さん当然子育てとか、弱い人の福祉とかやるべき事業がいっぱいあると思うんですね。そういった財源をどう考えなければいけないかというのは、私の責任でもありますけれども、市民の皆さんに主権者として考えていただきたい。ああいった大きな混乱の後で完成直前までたどり着いたこの事業において、そういったものをもう一度考えるきっかけにさせていただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 2番については分かりました。ありがとうございます。

3番目についてですけれども、これもやはり早めの周知をお願いしたいと思います。

4番目に移らせてください。

粗大ごみの処理ですとか、庭木の伐採後の処理について教えていただきたいと思います。といいますのは、高齢になると何をどうしていいか分からない。ましてや独り暮らしだったりすると、ごみを出すことに関してとても不便というか、不安さえ感じる方もいらっしゃるようです。そういう方たちに対して先ほどの新しくできるごみに関する冊子ですね、それを見やすいように意外と高齢になって字が小さいと読みにくいと、ああ面倒くさいというような感じになってしまうと思いますので、ごみの出し方・便利帳を配布する、どこまでできているか分かりませんが、もしこれからでしたら、ちょっと字も大きめの字で高齢の方たちにも見やすいような配慮をしていただけたらということをお願いします。答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ごみの処分は物すごく市民の皆さんにとってストレスのかかる事業です。極めて市長としては重視しています。職員は大変苦勞しているんですけれども、何とか頑張れと叱咤激励しながら、少しでも市民の皆さんがごみを出しやすい、処分をしやすい、面倒くさいからといって山に捨てないようなそういった改善策を私から強く求め、この十数年で少なくとも私の市長の経験の中では一番変わった事業だと思います。変わったというのは、うまくいいほうに改善されてきた事業だと思います。当初非常に批判の多かった資源ごみの収集所でも、今全く市民の皆さんから不平不満も聞きませんし、今日私自身も古いゴルフバックにドライバー1本入れて置いてきたんですが、何のストレスもなく処分できますし、大きく変わったと思います。



ただ、まだこれはどこに捨てたらいいんだろうとか、収集してくれるのか、持っていかなければならないのかとか、持っていくときに本当に100円でいいのだろうかとか、お年寄りの方で傘の布のところは取れないよとか、あるいはこれは市役所では収集できませんとか、そういったことのないように、新しいリサイクルセンターでは何を持っていても持って帰ってくださいと言わないような事業にしろと強く言ってきました。ただ、法律上、家電製品とか、できないものをどのようにあそこで扱うかということと、それからもう一つは先ほどから申し上げているコストです。全部ただというわけにはいきません。全部100円というわけには多分いけないので、ある基準以上のごみ、不燃物を持って行っていただいた場合には、年金でもコスト負担いただける程度、200円とか300円以内くらいで、だけれども、何を持っていてもちゃんと引き取ってくれるような、そんなリサイクルセンターにしたいと考えております。

ごみ出し・便利帳も含めて、これはなるべく分かりやすいようにつくります。うちは30品目だったかな、分別が物すごく厳しいので、私自身もあれを見ないと分からないことはたくさんありますし、普通の市民の皆さんが御覧になって分かりやすいような便利帳をつくるように努力してまいります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 粗大ごみの処理などについては、今市長からもいろいろお話をいただきまして分かりましたけれども、その粗大ごみに関連したことなんですけれども、最近終活という言葉をよく耳にしますけれども、やはり年を重ねてきますと、自分の身の回りのことというのが大変心配になってきて、ふだん暮らしている身の回りのもの、いざ自分が最期のときを迎えそうなときにどうしたらいいのかなということ、あるいはその前から自分ではきちっと整理している方もいらっしゃると思いますけれども、そういう場合にどこにどのように、特に独り暮らしの方なんかは不安になると思います。ですから、そういうふうなことも含めてごみ出し・便利帳に書いていただけるのか、あるいはどのような方法を取っていただけるのか、高齢者にとってもあるいは高齢者だけではないわけですが、そういうふうなことについても分かるような何かあったらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私ごとですので、これも私から答弁させていただきますが、エンディングノートを書きました。3つ書いて、家内と子供に渡してあります。昨日も段ボール3つ、もう読まないという本のあるところに持って行って、28冊2,500円で処分してまいりました。

ネット検索すると、段ボールも届けてくれて、宅配で取りに来てくれる古本の購入のサービスも最近はできているようです。そういったものも使えるようになりました。私の年齢だと、このコートまだ使えるのになと思って、リサイクルセンターのあのの中にやむなく、使え

るのになと思ひながら、だけれども、誰もこんなおふる嫌がるだろうしなと思ひながら捨てる場合もあるんですね。そういったことを考えると、日本では定着していないガレージセールを何とかボランティアの皆さんと一緒にできないかなと思ひます。狩野川記念公園でやっている蚕の市は、ある程度専門にやっている方ですので、誰でもちょっと持って行って、会場設営ぐらいを有志の方にやっていただけたらいいところ、お互いに欲しいものを探す、ある意味遊びながらですね。そんなこともあっていいのではないかなと。

最終的には大きな家具が残りますが、それはどうしても持っていけないという方には、有料になりますけれども、市が直接収集に行くこともできますので、それぞれの皆さんができるやり方を選んでいただければ。そういうことが分からない方は、うちの環境衛生課にぜひ遠慮なく御相談いただける、そんな雰囲気づくりもつくっていきたくと思ひます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 再質問といひましようか、新しく稼働するごみ焼却施設が長期的に安心、安全な施設であるためには、私たち住民がふだんの生活で当たり前のように出していたごみについて、改めて考える必要があるかと思ひますので、こちらにいらっしやる皆さんも女性、男性という言葉はあまり使いたくないですけれども、ふだんの生活の中でごみの処理なども多く手がけていると思ひますが、男性に関してはやっいていらっしやる方もいると思ひますが、全部が全部の皆様やっいていらっしやるわけでもないと思ひます。ですから、男性においでもごみ処理についてはもう少し関心を持っていただけたらなと思ひまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） これで小川多美子議員の質問を終了いたします。

10時35分まで12分ほどありますが、休憩といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時34分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（小長谷順二君） 次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

通告に従い、2件の一般質問を行います。答弁を市長、教育長に求めます。

初めに、地方創生臨時交付金を活用した物価高騰から家計・企業を守る取組について伺い

ます。

長引くコロナ禍に加えて、原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。

政府が4月に発表した総合緊急対策では、自治体の事業を国が財政支援する「地方創生臨時交付金」を拡充し「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」1兆円の創設が決まり、自治体への配分も決定しているとのことです。

この交付金は自治体の判断で生活者支援や事業者支援など、様々な事業に活用できるとされていますが、当市での活用状況について伺います。

①学校給食費等の負担軽減についてです。食材費の高騰による保護者の負担増回避のための活用について、交付金は学校だけでなく、幼児施設や介護施設の食事にも適用可能とされていますが、いかがでしょうか。

②生活困窮者に対する臨時特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せについて。

③子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や給付金の上乗せについて。

④水道料金をはじめ公共料金負担に対する補助について。

⑤バスやタクシーなどの地域公共交通、貸切りバスやトラック運送など、道路運送事業者への経営支援。

⑥地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行。

⑦このほかに地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用を検討している事業についてお伺いいたします。

ただし、この交付金の活用については、まだ内容が固まっていないとも聞いていますので、これらについて基本的な方針であるとか、今後のスケジュールについてはいかがでしょうか。

次に、ヤングケアラーの支援について伺います。

大人に代わって毎日のように家族の世話や家事をする18歳未満の子供「ヤングケアラー」について、政府が昨年4月に公表した全国の公立中学校に通う2年生や全日制高校の2年生を対象に、2020年12月から翌年2月にかけて行った調査結果では、世話をする家族がいると答えた割合は、中学生が5.7%で17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で24人に1人でした。

世話をする家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは中学2年生で45.1%、全日制高校2年生は47.6%に上がりました。

平日1日に費やす時間は、中2が平均4時間、高2が同3.8時間、その上で7時間以上との回答がそれぞれ約1割ありました。世話をする家族の内訳を複数内容で聞いたところ「きょうだい」が中2で61.8%、高2で44.3%と最も多く、また世話をする家族がいる中高生の6割以上は相談経験がないとのことでした。

さらに、今年1月には全国の小学6年生を対象に、郵送などで調査を実施して9,759の回答をまとめ、大学3年生にもインターネットで調査9,679人の回答をまとめました。これによると、小学6年生では世話をする家族がいるのは6.5%で15人に1人、家族の内訳は複数

回答で「きょうだい」が71%と多く、母親の19.8%が続きました。世話の内容は食事の準備や洗濯、送り迎え、入浴やトイレの介助などで、その頻度はほぼ毎日が半数を超えました。また平日1日に費やす時間は1から2時間未満が27.4%で最多でしたが、7時間以上が7.1%に上がっています。

小学生のヤングケアラーの中に、お手伝いの範囲を超えて家族を支える子供がいる現状は深刻で、世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高いことも判明しており、健康や学業への影響が強く懸念されています。家族のために献身する行為自体は尊いもので否定されるものではありませんが、それが原因で自分の将来に希望が持てず、苦しむようなことがあってはなりません。

政府は、ヤングケアラーに関する実態調査と前後して、支援策の強化を進め、2022年度から3年間を集中取組期間と定め、関連費用を予算化しています。

地方自治体での取組も求められており、マニュアルも公表されていますが、ヤングケアラーの実態把握や支援について、当市ではどのように取り組むおつもりでしょうか伺います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 現状コロナ対策と物価高対策の2つがあるんですが、特に伊豆市として予算を準備しておりますコロナ対策について、大変ありがたいことにといいますか、大変厳しい地域に比べて伊豆市では、少しコロナが落ち着くとお客様に来ていただけるような状況にあります。そして、依然、経営が厳しい飲食店も、もう我々自身も気をつけ方が分かっていますので、過度に自粛しないで、しっかり議員の皆さんも含めて伊豆市の職員も含めて市内の飲食店を理性的、合理的にもう少し使っていく姿勢が必要だと思っています。

それを踏まえた上で、伊豆市の場合には、この貴重な財源をいわゆる赤字補填のようなばんそうここのな使い方ではなくて、将来の生産性向上につながるような使い方をしたいと去年からずっと訴えてまいりました。例えば電子決済の導入ですとか、状況によっては光ファイバーの活用のような、それを使つてのプロモーションのような、DX活用を含めたやはり経営力改善につなげるような、そういった事業にぜひ使わせていただきたいと考えております。

ただ、実際に先日、西村康稔先生のお話を伺った中で、非常に印象に残る言葉が円安は輸入資材の値上げということになるんですが、これは全体としてはいいこと、だけれども全員ではないという、こういう表現をされたんですね。ですから、輸出企業を中心に全体としてはいい傾向なんだけれども、しかしそれ全員に効果があるわけではない。つまり、それによって厳しい方々もいらっしゃる、そこをしっかりとケアしていくことは、やはり行政の責任として大事だと思いますので、そういった点だけはしっかりと配慮してまいりたいと思っております。

ます。

それぞれの御質問については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 改めましておはようございます。

教育委員会所管のことについてということで、給食費に関わることについてお答えします。

食材の高騰については、報道等でも取り上げられているところですが、先日、中伊豆支所のある会議室で市内の栄養士が頭を突き合わせて悩んでいるのを見かけまして、どうしたんですかということで、あまりにも高騰しているということについて言っていました。ただ、今は何とか対応できていますよというようなそんなお話も伺ったんですが、なかなか大きな問題だなとは思っております。

詳しいことについては、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、地方創生臨時交付金の活用につきまして、①から⑦までの御質問まで、一括してお答えをさせていただきます。

議員御発言のとおり、新型コロナ対策のための地方創生臨時交付金が拡充されまして、コロナ禍における原油価格高騰・物価高騰対応分として交付されることになりました。

当市への交付限度額は約1億5,000万円となりますが、4月末に交付が決まったばかりでありまして、現時点では具体的な活用方法については、まだ検討の段階となっております。

国から示された対象事業といたしまして、コロナ禍による原油価格や物価高騰の影響に対する生活支援と産業支援となっておりますので、今後広く市内の状況について情報収集を行うなど、情勢を精査した上で、的確で効果的な支援となるよう早急に検討、実施したいと考えております。

それから、先ほどありましたスケジュール感でございますが、こちら緊急対応ということでの交付でありますので、こちらにつきましては早急に検討、実施ということで、早めのスケジュール感で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうから①の学校給食費等の負担軽減についてお答えさせていただきます。

ただいまの総合政策部長の答弁にもありまして、現時点では具体的な活用方法の検討段階ですので、議員御指摘の学校給食での活用もあらゆる施策の中の一つの選択肢として、財政当局と協議していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分については、文字どおりコロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する生活者、事業者に対して支援が実施されるように、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施できるように創設されたものということで、今いろいろな情報収集で、これから具体策を決めていくという答弁を伺いました。

公明党では、3月17日に国民生活総点検緊急対策本部を立ち上げて、全国ネットで総点検運動を実施してきました。党本部では、47の各種団体からヒアリングを行ったほか、全国各地の地方議員が中心となって、事業者や家計の実感といった意見、要望を聞き取り、それを集約して具体策として政府に提言してきたところであります。

私も市内で事業関係者や市民100人以上と対話してきましたが、燃料や資材の値上がり分を販売価格に転換することが難しく、経営が圧迫されているとか、日々の生活に係る消費をできるだけ抑える努力をしているなど、多くの声が聞かれました。

交付金の具体的な使い道はまだ決まっていないということですが、物価の高騰で経営が厳しい事業者や生活に困窮する市民に対して、効果的な支援を行っていただきたいと思っております。

スケジュールについてもできるだけ早急に、計画書の提出期限も決まっているとのことで、できるだけ早くお願いしたいと思います。

その上で通告したそれぞれのことについて基本的な考えを伺いたいと思います。

①の学校給食費の負担軽減についてですけれども、食材費が高騰している中で、保護者負担が増えないように、交付金が活用できるということで質問事項に挙げさせていただきましたけれども、本市、伊豆市での学校給食は公会計で行われているということ伺いました。食材費の値上がりが即給食費の値上がりにつながるということで、一応保護者負担が増えるということは、物価高騰からの影響が直接は及ばないということ伺いましたけれども、交付金を活用することによってよりよい給食であるとか、いろいろな面で得られる効果が多いと思いますけれども、そういった今の給食費の組立て方のそういった仕組みであるとか、そういった内容について少し御説明いただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 伊豆市では、給食の食材にかかります経費は一般会計のほうから支出しております。保護者からいただいております給食費は、一般会計の歳入に充当という形でさせていただいております。足りなくなりましたら、市費で賄うというような現状形になっております。これによりまして安定的な給食事業が進められておりまして、保護者からいただいている給食費に直接影響するということは、現在のところございません。

ただ、全国にはやはり保護者からの給食費で直接材料費を購入している、そのために今回

の交付金でそれに充てなさいというようなどころもあるようですので、先ほど教育長のお話にもありましたけれども、栄養士が日々頭を悩ましており、献立に非常に工夫をしております。このような給食費の仕組みになっておりますので、経費につきましてこの交付金が活用できれば、本当に交付金の有効な活用にもつながりますし、給食の内容につきましても質を落とさず、続けて提供できていけないのではないかと考えております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） どうしても食材費が値上がりすると、ところによっては量を落とすというお話も聞きましたけれども、伊豆市はそのようなことはないと思いますけれども、どうしてもやはり安いものとか、メニューに豊かさがなくなるというようなこともあると思いますので、活用されればいいなということで、交付金の活用の有効利用にはなるということを確認いたしました。

では、これは今回まだ具体的なことが決まっていないということなものですから、今後の交付金の活用にぜひ参考にさせていただければいいなと思っております。

次の2番と3番ですけれども、これは伊豆市議会の6月3日の本会議初日に可決成立した特別給付金のさらなる拡充に関連しての質問になっています。

静岡経済研究所が4月中旬から下旬にかけて、県内で値上りの実感について調査しましたところ、およそ9割が値上がりを実感していると回答しているそうです。その中で商品やサービスについて多くが大きく値上がりと答えた人が38.8%に上るとのことです。多くの品、見渡したところほとんどの品が値上がりしている。しかも値上がり幅が大きいということで、今回の物価高騰の特徴は、食料品やエネルギーなど生活必需品の価格が上がっていることとされています。

このことで特に大きな影響を受けるのは、低所得者です。年収300万円未満の世帯の年収に対する負担率の増加分は2.1ポイントで、激変緩和の影響を受けなければ2.6ポイントになり、これは消費税率3%引上げに相当する負担増が発生すると言われております。ある識者の話では年7万円前後負担が増えるということも伺っております。

ウクライナ情勢の影響が本格化するのはいずれからで、輸入に頼る日本では、さらなる物価上昇が続き、1年以上先の読めない状況が続くと見ている専門家もいます。

このような状況、これから物価もさらに値上がっていくであろう生活に与える影響も大きいであろうということはどのように捉えておるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） まず、②の生活困窮者ですが、今回対象なのは住民税均等割の非課税世帯となります。ただし、昨年、令和3年度の支給対象者を除くということはありません。

ますので、こちらにつきましては昨年支給されなかった方との不公平感等はないように考えていきたいと思っております。

③の子育て世帯につきましては、大きくはひとり親世帯とあとやはり同じく住民税均等割非課税世帯で、児童手当を受給している方となります。今回家計急変、収入が直近で減少した方等もあるんですけれども、その中でいう非課税は例えば夫婦、子供2人の世帯でいいますと給与収入で209万7,000円、そこを対象を拡大するということになると、例えばそこを300万円とかという線を引いたときに、やはり今度そこを超えた方との公平性等は考えられますので、そういったところをしっかりと考えながら検討していきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） どこかで線を引かなければならないということは理解できます。ただ、今回の物価高騰、またあるいは燃料費の高騰がやはり所得の少ない人ほど影響が大きいということを踏まえて、やはり低所得者や低所得の子育て世帯、この方たちへの目配りをしっかりしていただき、現状の把握に努めていただきたいと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

次の公共料金のことについて質問させていただきましたけれども、物価高騰で収入が追いつかなくなって、電気料金を滞納してしまい、電気を止められたという事例も伺いました。伊豆市が関わるのは水道料金のことになるかと思うんですけれども、現状水道料の滞納から水道の停止ということは、話は聞かないんですけれども、そのような極端に今回のコロナ、そして原油価格、物価高騰の影響で生活に困窮してしまって、公共料金が払えなくなった場合に水道料金の減免等の考えを持っていただきたいということで質問に入れさせていただきましたけれども、具体的なことはこれからということなものですから、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

次の5番目です。運送業事業者、燃料費高騰の影響を大きく受けております。特に貸切りバスの運行事業者は、コロナ禍で客足が遠のいていたこともありまして、ほとんど動いていなかったという状況も伺っています。やっと少し動きが出てきたんですけれども、燃料費高騰で追い打ちをかけるように打撃を受けています。こういった事業者、このことはどういふふうにご認識しておられるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 御質問にありました貸切りバスや運送業等についての現状というところになろうかと思っております。

現在、商工会であるとか、金融機関、また一部事業者に聞き取りによる調査を今行っているところでございます。

○議長（小長谷順二君） マイクを口元に置いてください。



○産業部長（井上貴宏君） 現在商工会、また金融機関、一部事業者に聞き取り等による調査を行っているところでございます。やはり道路運送事業者はじめ様々な業種の事業者に影響が出ているというようなことを伺っております。

特に貸切りバスにつきましては、コロナの影響がもともとあったわけで、昨年までは密を避けるために通常は1台のところを2台で移動するなどの対策をしていたようではございますけれども、現在は通常運行に戻りつつあるというようなことを聞いております。

また、最近では学校行事等で貸切りバスを使用されることがありまして、回復傾向と聞いておりますが、その他一般であるとか、ツアー等の利用はまだまだ少ない状況と聞いております。

また、運送業につきましては、宅配業者につきましては、コロナ禍によりネット購入される方が多くなり、コロナ前より増えているというような状況もあるようです。ただし、ここで昨今の燃料費の高騰の影響もありまして、経費が増加していると伺っております。原油価格高騰の影響が非常に大きい業種となりますので、こちらの交付金の活用について前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次の6番ですけれども、プレミアム付商品券について質問に入れさせていただきました。今回の地方創生臨時交付金の拡充分でなくても活用できるというお話は伺っています。ただ、市内には小規模事業者が多くて、先ほども触れましたが、市民の購買意欲が減少している中で、仕入価格の上昇分を販売価格に反映すると、なかなか他店、特に市外にあるある程度の規模を持つ店などとの競争力が低下して、さらなる経営悪化を招くという声も多く伺いました。物価高騰分を販売あるいはサービスに反映できない事業者、この方たちの存在というのはどのように認識しておられるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 商品券の話でございますけれども、やはりこちら事業者の支援という目的と市民の生活支援という目的と2つ目的があろうかと思えます。これまでもコロナ対策ということで、食得券であるとか、いづち券の発行によって、市民の購買意欲の向上であるとか、事業者の振興という部分で支援ということでやってきております。

ただ、中小規模の事業者を支援ということでメインで考えていきますと、市内事業者で使用できる商品券であるとか、あと電子マネーでポイントを付加するとか、そういった市内の事業者の方々が特にそういう支援が受けられる方法というのは、やはり他市の事例なんかもございますので、そういったものを参考にさせていただきながら、今後こちらの交付金の活用について検討させていただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） まず、事業者支援ということを考えて質問させていただいたんですけれども、利用者の支援ということになりますと、ある程度の資力のある方がより有利になるというふうなお話も伺っています。ですので、利用者に対する支援はまた困窮者とか、そういう方の支援に振り向けていただいて、確かに物価上昇で市民の皆さん大変な思いしているんですけれども、今回の交付金は財源が限られておりますので、ぜひ私としてはそういった材料費の高騰で収益が減少している商店あるいはそういった関係者、事業者、そういった方たちの支援を強化していただきたいと思い、質問に取上げさせていただきました。

いずれにしても、政府が示している今回の交付金の追加分、それぞれ生活者支援、事業者支援、13項目が事例として挙げられていますけれども、これは国からして決めるものではなく、地域の実情に合ったということで、自治体のそういった取組、工夫、力の入れようが求められておりますので、ぜひ伊豆市の実態に合った効果的な事業としてこの交付金を活用していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実際に食って得券のようなプレミアム率の高いプレミアム商品券を出すと、市民の皆さんの評判はとてもいいんです。これは所得のある方、必ずしも所得が高くない方、皆さん使えますから、とても評判がいいんですが、しかし、それだとやはり一過性になってしまうんですね。今行政的な課題としては、最も本質的なのは、今議員から御指摘のあった状況の把握なんです。今商工会の会員が1,000会員ぐらいいますから、そのネットワークをつくってくださいとお願いしているんですが、なかなか難しいというような返答で、ここを何とかつuckingていただきたいんですが、そのネットワークができれば本当に1日、2日で皆さんの営業、今経営はどうですか、ガソリンスタンドはどうですか、飲食店はどうですか、床屋さんはどうですか、スーパーマーケットはどうですか、何が困っていますかとって一斉に流して、業種ごと一斉に整理できるのは本当に1日、2日でできるのに、職員が聞き取りしても10件ぐらいですし、商工会の文書でのアンケートだと本当に何か月もかかってしまいますし、やはり今このネットワークづくりができる、そういうことにも使える財源で、かつ今年やっておかないと同じ問題が将来起こったときにまた同じ状況を繰り返す。ですから、非常に厳しい方々へのケアはしっかりした上で、今回は満遍なく使える、皆さんが今日、明日の生活が少し楽になるというよりは、我々の体質をしっかりと変えるほうにできれば使わせていただきたい。

ただ、くれぐれも繰り返しますが、一番苦しい方々のケア、これ公共交通含めてそこに怠りなきようにということが前提となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○16番（杉山 誠君） 次の質問をお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、ヤングケアラー支援について答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 昨日、青木議員との議論の中で宅地整備の話があったんですが、実は小学校周辺に宅地整備をすべきだという思いを具現化しようと思ったのは、小学校を絶対維持しなければいけないということと実はもう一つありまして、あるところで学校を視察したときに、ヤングケアラーとは逆のパターンで、ひとり親で働かなければいけない、子供も送っていかねばいけない、自分が仕事に行かなければいけないあるいは自分が病気になってしまったときに学校の送迎が非常に困ると。学校の近くに住宅地が欲しいということがあって、それはなるほどなと思いました。これはヤングケアラーの場合も同じなんですよね。昨日、うちの担当部長から伊豆市には現在確認しておりませんということでしたが、こういう子供さんが出たときに、やはり学校から5キロ、3キロではなくて、学校の近くに住んでいて、できれば中伊豆なんかそうですね、小学校近いし、カドイケは近いし、そういったところにそういう家族が住居を選べるような環境は、やはり行政としてつくってやらなければいけないだろうなど、そんな背景で昨日はあのような事業を組ませていただいたこともあります。

個々の御質問については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） ヤングケアラーのことについては、昨日も話題に上ったわけですが、このようなアンケートのことが上がるたびに伊豆市の保護者、それから地域の力を感ずることが多いです。全国一律に何%いるから、伊豆市には何人いるはずだということよりも、伊豆市ではそういうところはかなりの確率でケアされている状況が見られるなどと思います。とはいえ、間野議員の御質問でも答弁したように、伊豆市においても見逃さずに対応しなければならないということについては、十分承知しております。

自分の経験で恐縮なんですけれども、実は教育委員会等で土曜日に行事を読むことがありまして、ある高学年の子にこれには参加しないのというようなそういう話をしましたら、土曜日はお父さんが田んぼ、お母さんも仕事に行くので、私が妹の面倒を見なければならないと、そういうようなことを聞いたことがありました。まだ保育園の子だったので、その子は4年生だったんですけれども、そういうようなことを言って、この子も広い意味ではヤングケアラーというふうに言えるのかなんていうことを考えたことを思い出しました。今はその下の子も大きくなって、みんなでその行事に参加できるぐらい大きくなったんですけれども、それまでは妹の面倒を見る、下の子の面倒を見る、とてもいい子でした。その子自体の昔は当たり前のように行われてきたことなんですけれども、今の状況では注視していかなきゃならない状況だなということは感じております。

詳細については教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） ヤングケアラーの実態把握や支援についてお答えさせていただきます。

ヤングケアラーにつきまして、子供がケアしている家族は、幼い「きょうだい」や高齢者、障害や病気の家族など、子供から大人まで様々であり、また家族構成としてはひとり親家庭や生活困窮世帯なども多いのではないかと考えております。

その中で、市の福祉相談センターや家庭児童相談室では、現在ヤングケアラーとしての実態は把握しておりません。ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がない、または認めたくないといった理由から、表面化しにくい面もあり、早期発見するためには、高齢者や障害などの様々な福祉機関がヤングケアラーの可能性があるとということも意識して日々の業務に当たることが重要であると考えております。

今後のヤングケアラーの支援に当たっては、厚労省が示した多機関・多職種連携による支援マニュアルなども参考にしながら、市の福祉相談センターをはじめとした相談支援窓口を周知し、早期発見に努め、適切な福祉サービスとの連携に努めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） ヤングケアラーの支援についてお答えをさせていただきます。

重ねてとなってしまいますけれども、市内の各学校に聞き取りを行いましたところ、ヤングケアラーに該当すると思われる児童生徒は確認できなかったとの報告を受けております。また、現時点では、家庭児童相談室、福祉相談センター等の関係部署からヤングケアラーに関連すると思われる児童生徒の情報提供もございませんが、ここはやはり潜在化している可能性があるかと、常に心に留めておく必要があると考えております。

ヤングケアラーに関する今後の対応ですが、まずは子供たちの僅かな変化を見逃さずに早期発見に努めてまいります。学校においては、児童生徒が家庭生活に関する悩みを気軽に相談できるような環境づくりを心がけます。

万が一学校におきまして、ヤングケアラーに該当する児童生徒が確認された場合には、スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談室、福祉相談センター等の関係部署と情報共有しまして、早期対応に努めてまいります。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） これまでにも間野議員と小川議員からヤングケアラーについて質問が出されていきました。国でも今年度から3年間を集中取組期間と定めて、対策を進めているということで、改めて質問させていただくわけですが、1年前の小川議員の質問に対して、市内でヤングケアラーの存在は把握されていないということでした。1年たった今で

も存在が確認されないということですが、答弁にありましたように、家庭内のデリケートな問題である、本人や家族に自覚がないとか、子供にとって家族のことを知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになっている場合もあるということですので、表面化しにくい構造であるということは考えられます。

特に、今年1月に行われた小学6年生を対象にした調査ですが、15人に1人が世話をする家族がいると回答していきまして、平日1日に費やす時間は7時間以上が7.1%に上るとのこと、これはやはり深刻に考える必要があると思います。家族のために献身するという尊い行為をはるかに超えて、小さな体で大き過ぎる負担を背負っているということが言えると思います。

当市でも様々な方法でヤングケアラーの早期把握と支援につながる取組を進めていっていただきたいと思うわけですが、ヤングケアラーの把握については学校の先生方、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいと思います。ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると言えます。

このようなことについて一部の意見では、学校は教育の場であり、福祉に関することまで負担させるのはいかなるものかというような意見がちょっと見られたんですけども、やはり私は子供の幸せのために教育があり、また学校があるのであって、伊豆市の学校はそうであると思っております。本当に子供の幸せのために尽力していただいていると思っておりますけれども、教育長いかがでしょうか、その辺の考えは。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に議員のおっしゃるとおりです。学校は教育の場であるから、ほかのことは何もなくていいなんて考えたことは一度もありませんし、教員がそのように思っているとは考えられないです。というのは、子供たちの学びに家庭の状況であるとか、それからその子の心の機微みたいなものは物すごく影響することであって、本人がやる気のない様子を見せているときに悩み事があることはもう明白です。ですから、そういうことに絶えず気をつけながらやっている。

家庭訪問という行事というんですか、そういう取組があるんですけども、いつか家庭訪問をやるべきではないというようなそういうようなことが殊さら言われたことがあります。それはプライバシーの侵害に当たるとか、そういうことが主な原因ですけども、それをやめたときに保護者は来なくてよかった、それから教員も行かなくてよかったみたいなそういう物理的なことはあるわけですけども、結局そこから得られるお互いの信頼関係ですとか、それから子供たちの細かな情報については当然失われていくわけですよ。今は市内では本当に範囲が広くてとても大変なんですけれども、先生方に保護者と密接にそういう時間が取れるように訪問したり、それから面談をしたりしていただいて、子供たちの細かな部分まで話ができるようなコミュニケーションを取っていただいているところです。

議員のおっしゃるとおりです。以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ありがとうございます。

教員の負担増ということに関しては、やはりこれも問題ですので、それはまた別の観点からいろいろな支援制度、校務支援システムということも前に伺ったことありますけれども、そういったいろいろな面で負担軽減は図っていただいていると思いますし、やはり心を通じ合って、こういった子供たちの把握、支援に努めていただきたいと思います。

教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて、子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気づき、必要に応じて学校におけるケース会議、関係者間で情報共有する取組が教育長おっしゃられたとおり、ヤングケアラーの早期発見、把握につながる可能性があるとされています。このためには、やはり教職員にヤングケアラーの概念ということについて周知していることが大切になると思います。現状では、学校におけるヤングケアラーの認知度はどの程度進んでいると思われるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 昨年このような場でも話題に上がっては、学校のほうにはそのマニュアルについても周知するように伝えてはあります。では、その全てについて、ヤングケアラーだけのことについて研修しているということは十分ではありませんけれども、共有している状況です。

1つ、学校の状況を今いいますと、とても若い教員が増えております。これはとてもいいことなんですね。子供たちの年齢に近い教員が担任をしているということは、とてもいいことですけれども、反面、そういう経験値に基づいたいろいろな気づきにやや疎いところありますので、ベテランとそういう状況を共有して発見に努める、そういうような研修については、今後も継続して指導していくようにしていきます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） よろしくお願ひしたいと思います。

あと、やはり子供にとって家庭の状況、これはなかなか話しにくいことと思います。そこでですけれども、掛川市ですけれども、昨年12月に児童生徒に配備されているタブレット端末を使って、いじめや学校生活、家庭などの悩みを相談できるシステム、心の相談ノートというそうですけれども、この運用を始めて、導入の初日には27件の相談があり、1か月間で150件以上の相談が寄せられたということです。

また、三島市でも同様のシステムを取り入れていると伺っております。対面ではなかなか話せない困りごと、これを打ち明けられるものですから、ヤングケアラーの把握にも役立つ

と思うんですけれども、当市でもこういったことの導入を考えてはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 対面での相談ができない子供に対して以前SNSのLINEを使った相談なども話題になったこともありますので、1人1台の端末を使った相談というのは、非常に有効だと考えます。

現在のタブレットのアプリですと、拡張性などをちょっと調べてみないと、使用可能か細かいところ分かりませんので、まずはその可能性について調査を進めていきたいと考えております。また、必要であれば、先ほど議員が御紹介していただいたようなアプリの導入なども考えていきたいと思っております。

いろいろな方法があると思いますけれども、とにかく児童生徒1人1台手元に端末がありますので、有効的な活用を図っていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） そのタブレットのことについてですけれども、有効的な活用ということの一方で、以前悪口が書き込まれるなどして、いじめがあつて、1人の生徒が自殺したというようなこともありまして、問題化されたことがあります。そのことなんですけれども、兵庫県尼崎市の教育委員会では、他人を中傷する単語を入力できなくしたり、投稿しようとする児童名が教員に通知されるようなそういうシステムを入れて、いじめの早期発見と指導につなげているということです。やはりタブレット、デジタルの技術はどんどん進歩していますので、ぜひ有効的な活用、これをまた先ほどのヤングケアラーの相談に関してももちろんなんですけれども、効果的な取組を進めていただきたいと思います。

あと、ヤングケアラーの発見には、学校以外にも高齢者福祉や障害福祉、生活保護や生活困窮、医療機関、そして地域やアルバイト先など、様々な機関の関係者が、ヤングケアラーがいるかもしれないということを常に意識して業務に当たることが大切と言われています。

そのためには、多くの人々がヤングケアラーに対する理解を深める必要があります。国では、ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や関係機関の職員研修に対して財政支援をするということですが、当市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 関係機関のことにつきまして、今進めております重層的支援体制整備の中で、多機関協働事業というものがございます。その中、福祉相談センターが中心となりまして、各事業所へ例えば今実際ヤングケアラーと捉えていなくてもその可能性がある方というのは、各事業所で情報を持っている可能性もあります。なので、昨日も少し答

弁しましたが、福祉相談センターのほうからそういった事業所へどういったケース、当然昨日も出ましたひきこもりやごみの関係、いろいろな課題があると思いますので、ヤングケアラーだけにとどまらず、いろいろ困っている家庭があると思いますので、そういったところは連携して進めていきたいと考えております。

研修につきましては、国のほうで今年度ヤングケアラー支援体制強化事業という中で、関係機関の職員研修に対しまして、国2分の1、自治体2分の1で事業のほうはできております。こちらを活用して行政あるいは教育委員会のほうとも連携をしながら、また開催に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ヤングケアラーのおかれた状況や家族が抱える課題というのは複雑であります。様々な機関が連携して、切れ目のない支援が求められています。社会全体で支える仕組みづくりが求められているわけですけれども、この際、様々な機関の連携、そして素早い情報共有のためには、支援計画を立てた上で、役割分担を明確にすることが大切とされていますけれども、先ほどの組織づくり、そして研修を含めて今後の取組、同じような質問になるかもしれないですけれども、組織づくり、このようなことについてもう少し説明いただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 支援計画につきましては、これから始めるところですので、具体的にどういった形でというのは、今答弁はできませんけれども、そちらにつきましても前向きに進めていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 集中取組期間を定めている文部科学省や厚労省なんですけれども、ヤングケアラーについて、日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不登校、就職機会の喪失など、深刻な問題に発展しているケースがあると見ています。ただ、ヤングケアラーは、幼い頃からそうした状況におかれていることが多く、当事者自らが相談したり、助けを求めることが少ないとされています。現状がなかなかそういった方の把握ができないということの一因にもなっていると思います。このために、学校での助けを求めることの大切さ、あなた独りで悩んでいなくてもいいんだよと、みんなが守っていくからというような声を出すことの大切さを周知していく方針とのことですけれども、やはりこれは学校でも家族のことを独りで抱え込まないで言ってもいいんだよということを言うことも大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。



○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 同じようなことが児童虐待のときにも言われていますし、それから今ですとセクハラとか、それから体罰、それらのことについても言われているところであります。学校でできることは、かなり限られていることなんですね。学校は子供にとって一つのオフィシャルな場ですので、なかなかそこで本音を吐露するというのは、難しい子もいるのが現状です。

そういった中でもアンケートを使って、そういうような片りんでも気づくことができればとは思って、伊豆市では年間そのようなアンケートを5回行っています。いじめに関わるものを何とか早期発見ということでやっているわけですけれども、そういう中に先ほど言った虐待ですとか、それからヤングケアラーというよりもですね、自分の困っていること、悩んでいることを把握するような、そういう場面を増やしていくように努めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 家族のために献身する行為自体、これ尊いものであって、否定すべきものではありませんけれども、それが原因で自分の将来に希望が持てずに苦しむことがあってはならないと思います。子供たちが思い描く人生を、希望を持って進めるように、行政や教育機関が連携して、一人一人に寄り添う支援ができる体制を整えていきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで杉山誠議員の質問を終了します。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開は午後1時からです。

休憩 午前11時31分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（小長谷順二君） 次に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

発言通告書のとおり、一般質問をいたします。

件名、インフラ整備の課題と対策。

伊豆の国市との広域連携による新ごみ処理場の完成稼働まで残り7か月となりました。また、日向地区では、新中学校の造成工事が始まり、さらにその南側には防災公園の計画もされております。伊豆市の自治体規模の割には、大型公共事業がめじろ押しです。いずれも市民の命を守り、魅力あふれるふるさと伊豆を目指し、市民の満足度を高めるための持続可能なまちづくりの推進であると思っております。

しかしながら、2年以上も新型コロナ感染に苦しむ中、ロシアによるウクライナ侵攻がさらに不安定な世界情勢に拍車をかけています。エネルギー資源や建築資材の高騰により、その確保が困難な状況に陥り、上がらぬ国民所得に比べ、物価はさらに高騰しつつあります。結果的に伊豆市もこの先、厳しい財政運営を強いられることが危惧される中、現状のインフラ整備の課題とその対策について伺います。

①伊豆市の主力産業は観光であり、伊豆を訪れる観光客には、美しい自然とその景観は、観光地のおもてなしとして、大きなアドバンテージであると思えます。まん延防止が解除された今年のゴールデンウィークは、多くの観光客が伊豆を訪れ、久々に市内各所でも渋滞が起きるほどにぎわいましたが、美しい眺望が堪能できているのか、幹線道路沿線の美化は十分に整備されているか不安を覚えました。

今後の道路整備計画と観光客を意識した沿線の景観整備について伺います。

②経済状況の変化により自治体の専門職員不足や建設業界の人手不足が深刻化しています。大型公共事業を抱える本市として、この課題にどのように向き合い取り組んでいくのか伺います。

③新中学校の造成工事が始まり、工事の進捗状況を度々目にしています。しかしながら、過去の公共工事で高力ボルトの品不足により工事に支障を来し、完成が半年も遅れたケースがありました。新中学校の建設工事の進捗は、確実に進んでいるか、現状と今後の見込みについてお聞きします。

④一般的なインフラ整備ではありませんが、住民の命を守り、快適な暮らしを支えるべき行政の役割としてお聞きします。

昨年、静岡県は宗教法人平和寺に対し、敷地内の土砂を撤去するよう措置命令を発令しました。その期限は今年3月末であり、既に2か月が経過しました。その後の動向を市民と情報共有すべきであると思えます。現段階での県の動向と伊豆市としての対策について伺います。

⑤土地利用事業に影響が出ています。土採取、盛土等の法規制に伴い、公共事業による残土処理は工事を進めていく上で重い負担となっております。市民や市内建設業者の皆さんとの連携により、伊豆市で残土処分場を確保すべきだと思えますが、いかがですか。

以上、5点、市長、教育長に答弁を求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 御質問の4について副市長に、1、2、5についてはそれぞれ担当する部長に答弁をさせますが、総論として我が国のインフラは極めて整備が遅れていると思っています。これまで市長をやってきて、今まで自分が地方行政を担う以前に感じていたよりも、より強く感じるように今なっています。

日本は、よく道路をもう要らないとか、十数年前でしょうか、言われましたけれども、主要な港にも直接高速道路がついていないですよ。イギリスが抜けたEUは大陸国ですから、1ミリの隙間もなく鉄道と道路が接続されています。日本の場合には輸出入が主要道路から港湾までの輸送費が極めて高い状況になっている、つまりこれだけマイナスがある。

観光立国伊豆半島においては、4,000万人もお客様がおいでになる伊豆半島がいまだに道路がつながっていない。道路は伊豆半島の伊豆市までつながりましたから、そこで御殿場バイパスがつながりましたので、つまりここから御殿場まで1時間、そして山中湖まで1時間半になったということは、道路がつながって、向こうのお客様が伊豆市に来るだけではなく、マーケット全体が広がったわけですから、かつての1時間マーケットが2時間マーケットとなったということは、その中の全体が動く環境ができたということです、当然ストック効果が出てまいります。

また、30年でしょうか、前に、1990年代に情報ハイウェーをつくらうとしたアメリカから、30年遅れていまだに日本では情報ネットワークができていない、問題は財源なんですね。常にこの議論は財源になります。やはり昨日申し上げたとおり、私は150年前の明治の時代にもう一度戻って外国から学ぶべきだと申し上げたんですけれども、御承知のとおり、ヨーロッパはほとんどの国が消費税20%前後です。日本はその半分ですから、20兆円ぐらいでしょうか、税収にして、それを国民の皆さんに税率を10%入れた形でヨーロッパに比べれば還元しているわけですよ。法人税は大体先進国は同じくらいになりましたから、その結果、個人と企業の内部留保を合わせておよそ2,400兆円のお金がたまっているだけになっているわけです。

この2,400兆円のお金が3%動けば10%成長になりますから、問題は2,400兆円が動かない。それから使っていただく環境もまだできていない、企業は投資しない。そうするともう残された道は公共投資でこれを使うしかないんですよ。もし別のことができれば、そのお金で活力が生まれて公共投資にも向くんですが、現状個人のお金も動かない、内部留保も動かない、この状況で2,000兆円以上のお金がたまっていることを考えると、やはり無駄ではない、将来の投資にしっかりと効果が反映できる投資に向かうべきだというのは、貧しいインフラのまま残念ながら滞っている日本の現状を考えると、やはりそれは有力な選択肢なんだろうと思っております。

具体的な個々の御質問については、先ほどの担当から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 本来なら開校3年目なんていうことを時々思ってしまうこともあります。それにしてもこれを造るに当たって、オリンピックと重ならなければよかったのになとか、そんなことを言っている間にコロナでどうするんだろう、そして加えてウクライナ侵攻がというような次から次へと難題が降りかかっているということは日々感じているところです。

僕らにできることは、今できる最善を尽くすことしかないというふうに思いながら、昨日も飯田議員のときにお話ししましたけれども、気を引き締めてこの事業に取り組んでいくしかないかなと、そのように感じているところです。

詳細については教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 次に、副市長。自席でお願いします。

○副市長（佐藤信太郎君） 4の平和寺環境汚染問題に関する御質問につきましては、部局横断的な大きな課題でありますとともに、県との関係も聞かれておりますので、私のほうから御答弁させていただきます。

昨年9月29日に発出されました県による廃掃法第19条の5に基づく措置命令につきましては、とうに履行期限を過ぎましたけれども、平和寺側からは今日現在、何らの是正措置も行われておりません。

この命令は出して終わりということではなくて、履行されなければ同法に基づき罰則が適用されますので、ここから先は刑事事件としての手続になりますけれども、犯罪の捜査に関することにつきましては、当然のことでございますが、県や県警からは特段の情報提供がないのが現状であります。

市といたしましては、犯罪を犯した者が厳正に処罰をされまして、今後の同様の事案の抑止力になることを期待しているところでございます。

それから、刑事事件としては別な次元の問題として、現場に今もなお残存している土砂を最終的にどうするのかという問題が残されております。

これについては、昨年10月4日の県議会本会議の一般質問におきまして難波副知事が、宗教法人が措置を講じない場合、または講じる見込みがない場合には、県が自ら生活環境保全上の支障を除去するための措置を講じ、その措置を宗教法人から徴収する代執行による解決を検討するということが答弁しておりまして、県においても現在そうしたことを視野に入れた検討がなされていると聞いておりますので、その状況を注視したいと考えております。

伊豆市としても、現在係争中の民事裁判におきまして、被告平和寺らに対しまして、損害賠償の請求に加えて、物権的請求権に基づく廃棄物及び土砂の除去等を請求しておりますので、裁判に勝訴して、確定判決を得た上で、平和寺側に何らかの是正措置を取らせることを目指しまして、引き続き法廷の場で戦っていく所存でございます。

市といたしましては、県及び関係団体等と連携し、地元住民の皆様の不安の払拭に努める

とともに、本事案の最終的な解決に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、私から1番と5番についてお答えをします。

1番について、市内の道路整備計画としまして、国では、伊豆縦貫自動車道天城峠工区の計画が進められており、本年度中に都市計画決定がされる見込みとなっております。また、県では、伊東修善寺線や修善寺天城湯ヶ島線の整備が計画をされております。

市といたしましても、通学路対策としての歩道整備や大型事業に伴う道路整備、地区要望など、状況に合わせて今後の道路の整備計画を立て、進めていきたいと考えております。

次に、沿道の景観整備についてでございますが、市では景観まちづくりとして条例の制定や計画の策定を行い、景観に配慮したまちづくりを進めております。沿道の景観においても、建物の色彩などの一定の規制や重点地区の位置づけ、違法屋外広告物の是正の取組などを行っております。

また、幹線道路沿線の美化につきましては、森林環境譲与税を活用した沿道森林整備事業補助金による交通量の多い路線の優先的な樹木の伐採等の実施や沿道の草刈りや支障木の伐採、側溝清掃などを行うことにより、美化を図ってまいりたいと考えております。

次に、5番になります。

5番の残土処分場の確保についてお答えします。

市では、財産として流用できる残土を除き、市内の民間の処分場に処理をしております。これら処分場の受入れはまだ余裕があるもののいずれ許容量に達してしまうことや市外への搬出には事業費が増えることなどの問題を抱えております。

また、農地を用地とする場合には、農業調整といった大きな障壁も出てくるため、新たな処分場の確保については、候補地や方法などこれら実情を熟知している市内の建設業者等の関係者と意見交換を通じ、その可能性について検討し、残土処分場の確保に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私からは②についてお答え申し上げます。

まず、専門職員不足への取組でございますが、社会インフラの整備や維持補修、災害発生時の対応に際して、土木技術に高い専門性を持った人材を確保することが必要不可欠であるという認識に立ち、市でも土木、建築技術職員を採用しておりますが、多くの自治体と同様にその人材確保が難しいのが実情です。

こうした状況の中で、これまでどうやって専門職員を採用するかを念頭に、年齢枠をはじめとした募集要件や試験日程の工夫などによって受験機会の拡大を図ってまいりました。しかし、他自治体や民間企業との競合という状況下での人材確保は難しく、今後は外部人材の

活用など、職員としての採用と育成という形によらない方法での高い専門性を持った人材の確保も検討していかなければならないと考えております。

次に、建設業界の人手不足への取組でございますが、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するために、令和元年に成立しました新担い手3法では、働き方改革の推進、生産性向上、災害時の緊急対応の強化の3つを軸とした取組を推進しております。

このうち、働き方改革の推進の発注者の責務として、適正な工期設定、施工時期の平準化などが示されており、市においても債務負担行為や繰越明許費などを活用した適正な工期設定、施工時期の平準化を図るなど、建設業界が魅力的な職場となり、担い手の確保につながるような取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうから③の新中学校の建設工事の進捗状況と今後についてお答えさせていただきます。

建設工事では、議員御指摘のとおり、世界情勢が不安定な中、エネルギー資源や建設資材の高騰及び資材の品不足による納期の遅れなどが心配されるところです。

現在、設計事務所と協議を進め、最新の単価や見積りを聴取して積算を行い、また資材等の納期の遅れ等も考えられることから、現在の建設資材等の納期の期間についても調べております。

新中学校の建設工事の進捗につきましては、最新の単価の採用と資材等の見積聴取に約2か月ほど期間を要しますが、おおむね順調に進捗しております。

今後の予定につきましては、建設資材等の納期等に数か月の遅れが生じると予想されるため、調達期間をしっかりと確保した上で、本年11月末までに発注しまして、12月議会で議会承認をいただいた後、本契約を締結して、建築工事を進め、令和6年11月をめどに完成させたいと考えております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、1から順番に再質問をさせていただきます。

昨日の青木議員の質問にもありましたが、2021年ふるさと回帰支援センターの窓口相談者が選んだ移住希望地は、静岡県が第1位になりました。市町が連携して移住フェアやセミナー出張相談会などを数多く開催したことが理由のようです。

先ほども言いましたが、今年のゴールデンウィークは伊豆にも観光客がどっと押し寄せて、マイカーやレンタカーは全国各地のナンバーが確認できるほど、にぎやかなにぎわいを取り戻しておりました。コロナ感染以前から観光行楽シーズンには、熱海、伊東などの東海岸をはじめ伊豆の各地で度々渋滞が発生しています。その渋滞解消と市民生活の利便性の向上や

さらなる観光発展のためには、伊豆縦貫道を縦軸にし、今後はその横軸の道路整備が必要であると再三言われております。

部長の答弁では、伊豆市内の県道では伊東修善寺線、それから修善寺天城湯ヶ島線の道路整備が計画されており、沿道の景観整備については、景観に配慮したまちづくりを進めているという答弁がありましたが、市長はよく自転車で市内を走ると、小1時間でごみ袋がいっぱいになり、持ち帰って空き缶などを洗ってごみ出ししていると聞いていますので、市内の幹線道路の状況は十分把握されていると思いますが、観光客をお迎えするため、十分な景観整備がされているかどうか、どういうふうに判断していますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの点でまだまだ道半ばだなと思います。

幸いなことにオリンピックの開催地決定を機に、知事の非常に強いイニシアチブで伊豆半島の違法看板の撤去等、大分進んできました。しかし、やはり基本にお客様、沼津、熱海から伊豆に入ると、伊豆に入ったなと思われるはずなんですね。その景観がどこにでもあのようなまちなのか、やはり伊豆らしい景観整備がなされているか。特に大半のお客様は車でいらっしゃいますから、車から外を望んだときの景観整備というのは大事だと思います。

もう一つは交通標識と観光案内標識で、まだ正直なところ分かりにくいところがあります。基本的にここになじんでいない方々が走られる道路にとって、どのような場所にどのような案内標識があるのが一番分かりやすいのかというのは、もう少しユーザー目線で整理すべきかなと、まだ課題として残っているのだろうと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 沿線の美化というところに焦点を当てたいと思うんですが、私も県道沿いの田畑の草刈りをしていると、ありとあらゆるごみが捨てられていて、草刈りの作業に入る前にまずごみの掃除をする。時間を取られて辟易したことも少なくありません。

このような現状認識の上で伺います。市民の安心、安全はもとより、観光客へのおもてなしとして、常に景観整備がなされて、観光の活性化につながるような具体的な道路整備、観光景観整備計画について具体的にどのように進めているかお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 最初の答弁で少し申し上げましたが、景観整備については草刈り等、支障木の伐採、側溝清掃など基本的な美化清掃をまずしっかりとやっていく。これについては市民のほうで朝の清掃とか、そういうものをお願いしているというのは承知しておりますが、それ以外のところについて行政としてどういうふうやっていくかということを考えていかなければならないと感じております。

地元からについては、高齢化も含めてやれる人、人材が少し減ってきているというお話もありますので、今後の整備計画というか、考え方については、人材の確保をいかにしていくか、こういうところに考え方の焦点を絞ってしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。例えば伊豆総合高校の生徒さんを中心にした修善寺大掃除とか、ライオンズクラブさんの花植えとか、各自治会の年末のクリーン作戦とか、各種団体がやってくれてはいるんですが、自分たちがやはり市外へ行くと、どうしても沿道の景観や美化が気になります。きっと伊豆を訪れる多くの観光客も美しい景色を求めて訪れるのではないかと思いますので、ふだんから美しい伊豆市を常に維持したいなというふうに思います。

次に、市内の幹線道路のアスファルト舗装が相当荒れている路線が散見されています。例えば伊東修善寺線、特に八幡の近辺ですね。それから牧之郷の地区とか、舗装の表面にわだちができていくような箇所もあります。運転していると相当な揺れを感じて重大な事故につながる可能性も十分考えられますけれども、市内道路の舗装の整備計画はどのようにされているのかお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 今議員おっしゃられた道路については、県道が主立ったところだと思っておりますけれども、県道のわだちとか、そういう舗装の荒れたものについては、情報を得た後にすぐに県に報告して処置をしていただいている状況になっております。

市内の道路の舗装については、昨年度舗装の長寿命化計画ということで、1、2級路線、約170キロ分を調査して、この計画に基づいて重要度や損傷の状況を判断しながら、舗装の打ち直し等は考えていきたいと思っております。

しかしながら、そのほかの路線、3級路線については、まだ約500キロ、600キロという舗装のところが残っています。これについてはこの計画には入っておりませんが、市民からの情報、その他私どものパトロールにおいてしっかりと把握した上で、通行に支障のないような維持の仕方をしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほど私の言った県道について、長い期間荒れていると思うんですよ。ということは、情報がしっかり県に伝わっていないのか、県に予算がないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。



○建設部長（大村俊之君） 情報については、随時忘れることなく、すぐにそこで情報を上げるように心がけております。ただ、内部の予算のお話については、県の状況ですので、しっかりとは申し上げることはできませんけれども、事故があるとやはり瑕疵を問われるのは道路管理者になりますので、その点を含めてしっかりと県道であっても情報はしっかり上げて市民、通行者にけがのないような措置はしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。事故があつてからでは遅いということで、事業費の問題もあるかもしれませんが、それから市内全域を一気に整備するというのも大変難しいと思いますが、とにかく事故があつてからでは遅いので、ぜひ今後も対処をよろしくお願いいたします。

それから、市内小中学生や高校生の自転車通学路として交通安全対策とまたは市民のウォーキングやサイクリストのため、そして一流の観光地として、部長の答弁にもありましたが、歩道の沿線の草刈り、それから支障木の伐採作業など、特にこの時期からが必要になるかと思うんですが、森林環境譲与税を活用した沿線森林整備事業補助金による沿線の美化という先ほどお話がありましたけれども、市内全域で具体的にこれはどのように進めていくのか、お聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 議員御質問の森林環境譲与税を活用した沿道森林整備事業についてですけれども、こちらにつきましては令和元年度からできた要綱になります。その制度を活用して、これまで伊東修善寺線の冷川地区を約2キロ実施しております。また、国道414号下田街道の大滝より上流側の部分も去年、おとしと行っております。今年度は虹の郷に向かう市道温泉場大芝山線を予定しております。そういった中で森林環境譲与税の活用実績を多くの市民に周知するということも目的の一つとしてありますので、交通量の多い路線を優先的にそういった補助金を活用して整備を実施しているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 本議会の補正にも森林環境譲与税が1,100万円増額になったと出ておりましたので、今後ともそれも有効活用できればなというふうに思っております。

次に、本年1月21日に伊豆市は、本立野地区の代表団体とせずおかアダプトロード及びリバーフレンドシップを締結されました。自分たちの地域を子供を育てるかのように、地域が一体となって美化活動を進めていくというすばらしい取組だと思っておりますが、この取組の現状及びアダプトロードプログラムを市内全域に拡大していく、そんな考えはありませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） アダプトロードプログラムについては、県がやっているプログラムになっております。市内においては、6団体が締結をして、美化活動をしております。これらのプログラムを市でも活用して広げたほうがよろしいのではないかとということなんですけれども、先ほども少し申し上げましたが、地域の美化については、元来地域でやっていたという現状がございます。あえて協定を結んでしっかりとやっていく、プログラムによっていろいろな啓発ということが考えられますので、プログラム、協定を結んでいくことも重要かと思いますが、現状の中で地域でやっている活動もありますので、それらとともに先ほどちょっと申し上げた人材が少し減っていくというところも全部踏まえて、今後どういうやり方が一番長くできるのか、美化が図れるのか、その辺もしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 道路脇にごみが落ちていたり、空き缶が落ちていたりしても、例えば拾おうかなと思っても、何か個人的なパフォーマンスではないかと、人に見られたりしていると、そういうふう感じて、実際に行動に移せないというようなケースもあるかと思うんです。だから、ぜひこういったプログラムを全域に広げて地域が一体となって取り組んでいけばなというふうには私は思うんですけれども。またアダプトロードプログラムは、ボランティア活動レベルと道路舗装や支障木の撤去など、重機を必要とするようなケースなんかもあるかと思うんですが、これ市内の建設業者さんと連携はされているのかどうか、またその状況と今後の計画はどうかお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 県のアダプトロードプログラムの団体の中に建設業者が含まれているのは承知しております。県の中でやっているプログラムなので、詳細はちょっと分かっておりませんが、それら業者さんたちが重機を使ってやっているというところもあるかと思えます。ただ、ほかの団体の方について、重機はもちろんない中でどうしていくかというお話になるかと思いますが、そういうことについてはこちら行政のほうに言ってきていただいて、市民じゃやはりできないレベルについては、行政でやってくださいと、そういう要望はやはり来ますので、そこは行政でしっかりと対応させていただいております。

また、率先してやっていただいている地区の中に、例えば高い木を切りたいという形で高所作業車等の重機の借り上げという形でも市のほうは援助している形になっておりますので、いろいろな場合を含めていろいろな形で市はしっかりとそこはサポートしてやっていっている、引き続きそこをもう少し皆さんに周知するというか、こういうやり方もありますよ、

こういうやり方できれいになっていきますよというところをしっかりと伝えて美化が図ればと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 市民が一体となって取り組んで、一流の観光都市として、単発ではなく、常に美しい景観を維持していくべきだと思っております。今後も前向きにいろいろ検討してください。

次、②に移ります。

台風や豪雨災害、南海トラフ地震などの今後起こり得る大災害に備えて、今まで以上に自治体職員の専門知識が必要だと言われております。専門知識を持った技術系職員の育成や確保については大変難しく、外部からの人材の確保も検討しているということですが、具体的な取組はどうか、教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、お答えさせていただきます。

市では、平成28年度から土木、建築等の技術職員の募集を行っておりますが、実際には応募のない年もあり、計画どおりの採用に至っていないというのが現状でございます。こうした人材の確保が困難な状況において、先ほど申し上げましたとおり、今後の外部人材の活用など、その手法についてはいろいろな手法があると思っておりますので、今後検討してまいります。ただ災害時などの対応におきましては、やはり高い専門性を持った職員がいるということは、大変重要であると考えており、その意味で一定数の職員の確保は必要であるというふうにも考えております。このため、先ほど申し上げましたとおり、募集における様々な工夫によりまして、引き続き高い専門性を持った人材を確保した上で、そのスキルを最大限発揮できる部署に配置をして、育成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 静岡県でも専門的な知識を備えた難波副知事が副知事を退任されて理事になられたようですね。熱海市伊豆山の土砂災害で被災された遺族は、今後の県の対応には大変不安を覚えているようです。答弁のとおり、近隣の自治体でも技術系職員の採用は、特に給与面において民間と行政とのギャップがあつて、それが大きなネックとなり、ほとんど応募がなくて、大変苦慮されていると聞いております。行政のみならず、建設業界でもいまだに社員の応募がなく、担い手不足と叫ばれておりますが、県内建設業界と行政は、公共工事について2021年度は第2土曜日に、今年度から毎月第4土曜日を一斉休日にして、土曜日休みを拡充するという、そんな動きがあるようですが、労働条件にも環境にも改善を図り、担い手不足の解消を目指すということですが、伊豆市はこの取組についてはどのように受け

止めているか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） ただいま議員がお話になりました第2、第4土曜日の休日につきましては、県内の建設産業の労働環境の改善を目指す官民連携による一斉休工、工事を休む休工の取組、通称ふじ丸デーということだと思います。そちらにつきましては、県の建設業協会、また静岡県県内35市町が賛同して今パンフレット等で周知をしているというふうに伺っており、こうした取組は、建設産業における働き方改革の機運醸成として非常に重要であるというふうに受け止めております。また、同じような目的ではございますが、将来の担い手を確保する取組として、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを目指して、市では、一昨年度、令和2年度に週休2日推進工事施行要領を制定し、昨年、令和3年度に、週休2日の推進工事を1件試行的に実施し、また今年度も、今現在では1件の発注を予定しているところでございます。

今後も建設産業の働き方改革、こちらを推進するために、可能な限りこうした取組を推進し、労働環境の改善に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 私も現役時代は金融機関に勤めておりました、入社当時は、ある役員から、「おまえら、365日休みはないと思え」というようなことを言われておりましたけれども、それでも土曜日は半ドンでした。それから、第2、第4の土曜日が隔週休みとなり、完全週休2日制へと移行してきましたけれども、当初はあまり休みが多くなると仕事が回らなくなるのではないかなというような不安もありましたけれども、それも、時とともに徐々に慣れてきたという、そんな経験があります。休みが取れないことを理由に建設業を敬遠する若者を減らして、少しでも建設業界の担い手不足の解消を図っていくべきだと思っております。

次に、伊豆の国市では入札監視委員会を設置すると聞いております。当市には入札監視委員会というものはあるのでしょうか。なければ、今後検討するのかどうか、お聞きいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） 伊豆の国市と同様の入札監視委員会というのは、現時点で当市ではございません。また、ちょっと今の時点で、その検討について行っているということはありません。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 公共工事の入札をめぐる発注者の課題として、やはり技術者が不足していると、設計、積算、施工業者の選定、施工の監督などを適切に行うことができないという問題があるようです。国が様々な法改正を行い、改革を促す中で、公共事業の発注方式が変わってきて、民が官を補完するというコンストラクションマネジメント、CMという方式が広がっていると聞いておりますが、当市は、公共工事の発注方法は、このような方式はあるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） コンストラクションマネジメント方式、こちらの方式というのは国土交通省等からもいろいろ通達、通知がありますけれども、支援を受けたい大型工事などにおいて、発注を含めた支援を受けるということで非常に有効な手段であると考えており、当市において、これがコンストラクションマネジメント方式か否かはちょっと分かりませんが、現在施工しております新中学校の敷地造成工事において、外部機関、一般社団法人ふじのくにづくり支援センターによる支援を受けているという現状がございます。

コンストラクションマネジメント方式の活用でございますが、発注者側、いわゆる市のほうの体制や能力の質的また量的な補完を図れるというメリットもあり、先ほど申し上げましたとおり、国交省からも活用のガイドラインが示されておりますので、CM方式のメリットや課題を検証し、市の状況に即してその活用について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 大型工事だけでなく、小さな工事も、なかなかこれも使えるというようなことも聞いていますので、官民ともに発注者からの期待が高まっているようです。今後とも、公共工事の公平で公正な入札を励行するための対策として、ぜひ検討していくべき課題だと思っておりますので、お願いします。

次、3番目に移ります。

新中学校の建設工事の進捗につきましては、先週6月3日の全員協議会で説明を受けました。さらに、部長の答弁で、おおむね順調に進捗しているとのことですが、文教の否決による無念の遅れは、コロナやロシアのウクライナ侵攻という誰もが予期していなかった事態となり、5年前の世界情勢とは激変しております。結果的に、誰もが、建設費、人件費の高騰、建築資材の品不足により新中学校建設の工事が大きく遅れるようなことがないか心配しております。

改めてお伺いしますが、建築資材の数、いろいろあると思うんですけども、全て

の建築資材が確保できるという、そういう見込みでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 校舎とか体育館、いわゆる本体になりますその本体では、特に特殊な資材を使用しないということですので、現在の情報では、おおむね工期を確保していただければできるというように伺っております。ただ、様々な電気関係の基盤類の納入に時間が多少かかっているというような情報もございますので、今予定しています工事のスケジュールですと、それは電気の関係は工事の後半になってくるというふうに考えておりますので、発注時からしっかりと製品の確保に努めていただければ、納期の問題はないと今のところ考えております。

以上になります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先週の全員協議会のときにも私は質問したんですが、今年の11月末まで一括して発注予定だと。資材の高騰による入札の不調のリスクを減らすという説明がありましたけれども、これは、具体的に入札不調のリスクを回避するような、そのような対策は考えているのか、見直しされているのか、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 今入札の不調が一番起こり得る原因というのは、現在設計しています金額と入札時の金額が大きく離れてしまって、金額が追いつかないというような状況が想定されると思います。ですので、7月に県の単価が改定されるということですので、それら単価を使用すると、あと見積りも再度時期を逸しないように近々の見積りを徴しまして、その見積りの単価によりまして、設計を現在再度組み直しているといいますか再確認を行っている最中です。それによりまして、金額の大きな差異が生じないというふうに考えております。現在のところ、不調というのは金額による部分が一番大きいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 仮に金額に差異が生じた場合には、今後補正の上程が、可能性があるのかどうか。今の時点では分からないでしょうけれども、一応聞いておきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まさに、私ども一番そこを心配しておりますけれども、今のところ

ろ何とか収まるのではないかというようなことは考えておりますけれども、どうしても事業費を増やさざるを得ない状況になりましたら、補正予算などをお願いするというような状況になるということも想定してございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 現在の国際情勢から考えると、補正の上程も十分考えられるのかなというふうに、私はやさしいもので、そういうふうに思っております。

今後もし予期しない事案が発生するかもしれませんが、過去に杉山誠議員が質問されていましたが、体育館での部活や式典の開催など、最近の猛暑対策として、また大災害時には避難所として使うことも想定すると、体育館にエアコンの設置はあるのかどうか。そして、避難所にした場合に、避難者の人数をどれだけ受けられるのか。あるいは避難所として使用する期間はどのぐらいなのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） まず、エアコンに関してですけれども、エアコンに関しましては、体育館の大アリーナ、小アリーナ、武道場には設置予定です。そのほかの教室には当初から計画はございます。また、大アリーナ、小アリーナ、武道場のエアコンですけれども、停電で電気が来なくても使えますようガス式を今のところ検討してございます。また、避難者の数なんですけれども、以前各設備の機能を設計段階で検証するために担当課のほうに避難所の必要面積はどれぐらいだということを知りましたところ、県の基準では、おおむね1人当たり3.3平米必要だということですので、避難所の運用の方法にもよりますけれども、想定しています体育館及びその周辺教室ですと、現在の換算では600人程度の収容が可能となるかと考えております。

期間ですけれども、今最低3日間は避難者が600人、今想定しています600人を収容できたとしても、何とか72時間、3日間はそこに滞在していただけるというような計画でおります。

以上になります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 避難期間が3日間、600人は確保できるということは分かりました。

ガス式のエアコンということですが、それは停電でも大丈夫なんですか。最初からガスだけで動くのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 停電でも動きます。多少のバッテリーも装備しておりますので、

多少の電源にもなるということを想定しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。エアコンの確保も大変厳しくなっておりますので、全てに対して早め早めの対策が必要だと考えておりますので、お願いします。また、私が過去に何回かお聞きしていますけれども、校舎の建設に当たって、できる限り地産材を使って、ぬくもりのある校舎を造るべきだと提案しておりますけれども、最近この協議はどうなっておりますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 建物を建てる際、木を使いますと、非常に温かみのある建物になるということは十分承知をしております。市の地産材、木材を使いまして、今のところ、校舎の中の天井ですとか、あと外部でも屋根の下の軒天板あたりに木材を使用することを考えておりますし、また大きな窓がありますと、その窓の棧、木枠ですね、棧にも木材を使用しようかと考えております。余裕がありますれば、多少の家具なんかも地産材を活用して製作していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） みんな待ちに待った新中学校ですので、少しでも地域の特色を生かした魅力ある新中学校を期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に、4番に入ります。

平和寺の問題につきましても6月3日の全員協議会で説明がありまして、今日も現段階での状況について答弁がありました。二、三確認させていただきます。

県の措置命令に対して、きっと何も是正しないだろうということは、初めからこれは想定内でした。しかしながら、去年の熱海市伊豆山の大規模土砂災害の原因究明や責任問題を明らかにするための熱海市議会による百条委員会の内容、それからその報道を見ると、まるで熱海市と静岡県との責任のなすり合いとも思えてなりません。伊豆市の平和寺問題も、この先同様な事態になる懸念もあるのではないかと心配していますが、当局としてはどのように捉えていますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 先月発表されました熱海市の土石流災害に係る県の行政対応検証委員会の最終報告の中におきまして、あの事案については、最終的に組織的な対応の失敗というふうな総括をされました。一方で、県や市などの自治体には裁量権というものがございます。



ます。これ難しい言葉ですけれども、平たく言いますと、法の解釈とか適用については、自ら判断して執行する権限が与えられているというものでございます。もうちょっと実態に即して言いますと、例えば熱海市のあの件におきましては、森林法の開発面積が1ヘクタールを超えているので、これは県の権限になるのではないかというふうに熱海市は判断したわけですけれども、県の側から見ると、いや、それはそうではないと、超えていないという判断をしたわけです。この県の判断が正しかったかどうかということは別にしまして、県にも言い分があるわけでありまして、こうした判断をしたこと自体は裁量の範囲内であったということで、この判断という行為自体は全く適法なものだったということが言えると思います。

ですので、このように自治体が裁量権というのを持っている以上、事象の捉え方とか対応の仕方にもおのずと相違が出てくるのはある意味当然なこととございまして、両者の間で擦れ違いですとか連携不足があったということは事実であると思いますけれども、そうしたことが外向きには責任のなすり合いだというふうに映ったということも、これもまたごく自然な受け止めであったかなというふうに思われます。

平和寺の案件につきましても、県のほうでは廃掃法に基づく法的処分により対処し、市のほうでは民事訴訟と、それから現場対策をしっかりと行うということで、よくよく両者で話し合った上で、合意の上、それぞれが適切に役割を分担してやっていくということでやっておりますので、熱海市の事案を我々としては貴重な教訓として受け止めまして、今後の行政運営に生かしていくことが極めて重要であるというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） この4月の人事異動で、部長から課長から担当者まで異動になりましたので、それも心配の一つなんですけど、初めから時間がかかることは承知してはいたけれども、以前にも指摘させていただきましたが、時間がたてばたつほど、住民の気持ちは不安から不満に変わっていくのだと思います。近々、平和寺の環境汚染問題対策協議会、ここへの経過説明会は開催するのか、地元への情報共有はするのかどうか、お聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） 地元の対策協議会につきましては、昨年10月に行って以来開催をしておりますが、これまでも、市と県において、隔月において水質検査を行っており、そうした状況は、毎月地元等に情報提供させていただいております。御質問の対策協議会につきましては、今副市長からの答弁もありましたとおり、今後、例えば県の措置命令に基づく行政代執行等の動きが見えまされたときには、適切にこうした協議会を通して地元へ説明してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 産廃を含んだ土砂が今なお残存しております。市や県だけでなく、環境省や国交省にもこの問題は伝わっているんじゃないかなと思います。地元の協議会の要望に応じてくれた難波副知事の代執行についても、この先のスケジュールというのは全く見えていません。副知事退任後は、専門知識を持った担当者が誠意を持って対応してくれるのか、それも疑問です。地元住民として、解決の方向に向けた具体的な対策が目に見えているとは思えず、大変不安だと思います。この問題は、本当に今後起こり得る大災害など最悪のケースを想定した上で、確実に解決に向けた具体的な取組を一つ一つ丁寧に進めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤達義君） ただいま議員の御指摘のとおり、平和寺の敷地内には、今なお多くの廃棄物混じりの土砂が残っているのは事実でございます。ただ、現場に施工しました7か所の土砂等の流出防護柵によりまして、相当程度柿木川への流出は防げるものと考えております。しかしながら、今後、3年前の例えば台風19号並みの大型台風が襲来した場合には、これに耐えられるかどうか、なお懸念が残るところでございます。今後も平和寺側から何らの措置を取らなかった場合は、先ほど副市長の説明にもありまして、行政的な措置としては、県の措置命令に基づく行政代執行か、市の民事判決に基づく民事的な強制執行が考えられますので、民事裁判の確定はもうしばらく時間がかかると思いますので、まずは県による行政代執行が速やかに、かつ確実に実行されるよう県に対して強く要請してまいりたいと考えております。市としましては、この平和寺環境汚染問題により市民や事業者の皆様により深刻な社会不安をもたらさないように、万全を期してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 国交省から、令和4年度の箇所付けで、柿木第一砂防ダムの改修の予算もついたという、そんな情報もあります。副市長の答弁のとおり、地元住民の皆さんの不安を一刻も早く払拭できるように、市民一丸となって取り組むべきだと思います。引き続きの対応をお願いいたします。

次に、最後5番ですが、5月20日、熱海市伊豆山の土石流災害を受けて、盛土規制法が参議院本会議で可決成立いたしました。罰則も強化され、来年の夏までに施行されるようですが、同時に、公共工事の建設発生土の適正処理を徹底するため、発注段階で残土搬出先を指定するように指針変更されました。これについて、伊豆市はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 指針で変更がされたということは承知しております。ただ、現在伊豆市の発注時には、建設残土については、処分先を明示して距離と処分費を含めた一番安いところで設計を行っております。現場のほうにおいても、施工計画書などを確認して、実際そこに運ばれたかどうかというのを最後の書類の中で、納入先の書類をしっかりと受け取って、どこに運ばれたかというのを確認しておりますので、この指針に基づいた変更は承知はしておりますが、引き続きここは徹底して、市の工事については施工管理していきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 伊豆縦貫自動車道の河津から下田までの工事が今進められておりますけれども、国交省も残土の処理に大変苦慮されていると聞いております。今後の伊豆市の市内公共工事は、残土処理というのは大きな課題になってくると思います。伊豆市が主導して残土処理場を確保する計画は、もう一度聞きますけれども、ありますか。先ほど確保に努めたいという、努めたいと考えているという、そういう答弁がありましたけれども、これは早急に進めなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のように、これはかなり深刻な状況、おそれがありますので、昨年度来、伊豆市も入り、建設関係者それから水道事業関係者と一緒になって残土置場を設定することを考えよという指示を出しました。それから、業界の代表の方とも会いました。その方たちとだけで決めるわけにはいきませんので、建設部長はやはり職員ですから、ここで決まっていないことをなかなか明言しにくいと思ったので市長があえて答弁しますけれども、そんな方向で今準備には着手しています。ただ、そのチームとか候補地について、まだそこまで行っていないということなんですけれども、2つの論点がありまして、1つは、今まで建設業者さんが自分で残土置場を探してきて、そして土を置くということが多かったものですから、農地は使えませんので、大平柿木とか田沢とか、そういった奥の中で、まあここなら使わないようなところに土を置いて、谷間に置くというのは多分これからなかなか認められないだろうと。つまり置場が、下手をすると公共事業は続くけれども、伊豆市内で置場がなくなるおそれがある、これが1つあります。

もう一つは、せっかくきれいな土が出てきますから、先般地鎮祭をやった大平の中間土場なんかが、あれは残土を入れて換地したときに、おおよそ2ヘクタールできた土地に県の森林組合の中間土場ができた。これ、県内5か所目ですから、そういったものができて、新たな林業の拠点にできる。東伊豆町長になられた岩井先生が国交省副大臣のときに、せっかくきれいな土が出てきているものを、土地を造成するというにもっと有効に使いなさいと

いう指示を出されたことがあります、それはとても大きな一つの論点になっています。ですから、公共事業が滞らないように市も一緒になって残土置場を造るといことと、きれいな土は有効に使うという2つの論点から、市も今まで以上に関与していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 熱海市の伊豆山土砂災害の後、残土処理の報道は連日のように新聞に掲載されております。首都圏から運ばれた残土は、静岡県東部地区が矢面に立っているようなことも書いてありました。三島市では、市内に2か所ある残土処分場の許容量が切迫している、新たな残土処分場の確保を検討しているようです。来年夏までに盛土規制法が施行されると、公共工事残土の適正処理は、市内の建設業者さんの皆さんも相当な負担となってくると考えます。また、昨日も静岡新聞の夕刊には、残土ではありませんけれども、長泉町の公共工事を受注している業者が、2019年頃から木くずを違法投棄していたという、そんな記事もありました。伊豆市は8割以上が山林で、隣の伊豆の国市のような田方平野がありませんけれども、市長にもさっき答弁してもらいましたけれども、建設業者さん等の議論も始まっていると、情報交換も始まっているということですが、その上で、十分に安全性を確保した上で、市が主導して公共事業の残土処分場をまず確保して、その再利用として、昨日も青木議員の質問に出ていましたけれども、民間宅地開発支援補助金制度の活用ができるような住宅地の確保も視野に進めるべきだと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市は平らなところがほとんど農地ですので、今までは、比較的土地の安い谷間に土を置いてきたということですが、逆に本当に、じゃあ、農地は使えないのかと、農地というのは水田とは限りませんので。昨日確認したところ、今の伊豆市の全人口の主食である米を確保するために必要な土地以上の面積の水田を今やっています。ですから、必ずしも、伊豆市の水田を転用したら、何かあったときに米が全く不足するというような状況にはありません。あくまで数字の上ですよ、数字の上で言えば。したがって、きれいな土を入れて、より生産性の高い、つまり収益性の高い農作物に転換をして、新たな産業として作っていくというのも一つ。それから、私たちの里山風情の暮らし方として、白地にできる水田については、非常にコストがかかるんです、用水路の維持とか整備とか。そういった、昔ながらやっていたから水田をやっているということではなくて、自分の生活の一部として、畑作、自分で野菜を作りながらゆったりとした生活環境をつくる、そういった地域があれば、それはあえて水田にこだわらずとも、同じようにきれいな土を入れて畑に変えていくという選択肢もあるんだろうと思います。

これは、あくまでも農業をやるべきではないということとは全く違いますので、伊豆市としてふさわしい農業を維持しながら、より効果的な土地の使い方というものを考えていき

い。

ここで、1つ大きな問題がまだ実は残ってしまっていて、国は法律改正をしましたが、相変わらず土と廃棄物は分けて処理するという事なんです。これ、私は熱海の例がありましたし、うちの平和寺の例もありましたから、下手に制度をつくってしまうと、意図的に安定型の廃棄物を粉砕して混ぜると、それが合法になってしまうんです。これ、再三具体的に申し上げてきたんですが、大変残念ながら、本当に大変残念ながらなんですが、この6月の人事で私は全国市長会の経済委員会から外れてしまいました。そういう場があったので強く言えたんですが、ただ、今度熱海市長が経済委員会に新たに入りましたので、しっかり熱海市長に、この課題を引き続き国に強く働きかけていただいて、くれぐれも廃棄物を粉砕して混ぜたらそれが合法にならないように、これはとても大きな課題だと思って、これはまだ宿題として残っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。今回の私の一般質問は、インフラ整備の課題と対策をテーマにしましたけれども、インフラ整備の中でも最も重い課題の一つに、上下水道行政もあります。最近も、菊川市において大規模な断水がニュースになりました。当市でも、市内各地で度々断水が発生しています。下水道、上水道とも、経営戦略から審議会の立ち上げ、さらには料金改定も視野に入れなければならないと認識しております。今後起こり得る大災害時には、行政だけの復旧事業は到底考えられません。市内の建設業者さんや上下水道業者さん、電気業者さんの支援に頼ることになると思います。そのための対策は十分に考えていることと思いますけれども、互いに情報交換しながら課題解決を図り、市民の快適な生活の維持に努めるといふ、いざというときには市民の命を守る行政の役割を確実に遂行していただくように期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小長谷順二君） これで、下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで、2時20分まで10分間休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（小長谷順二君） 次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 本定例会最後の一般質問をさせていただきます。

3点ほど、市長及び教育長にお願いいたします。

14番、三田忠男です。

1点目、伊豆市の各種計画の作成と進捗管理について、お伺いいたします。

第2次伊豆市総合計画をはじめとして、伊豆市の新しい都市計画マスタープラン、伊豆市公共施設再配置基準方針あるいは再配置計画、伊豆市地域福祉計画、伊豆市高齢者保健福祉計画あるいは介護保険事業計画、障害者計画、障害者福祉計画、障害児福祉計画、伊豆市教育大綱、伊豆市学校施設長寿命化計画等々がいろいろ計画され、いろいろ作成等大変だったなど思慮いたしますが、それらが行政施設の基本に位置づけられていると考えます。

以下、ここでは概略的に伺います。

1、国からの指針もあるでしょうが、計画作成時、一番これまで大事にしてきたことはどのようなことですか。

2番目、その際、市民の意見はどのように把握していたのでしょうか。

3番目、作成された計画の市民への周知はどのようにして行ってきたのでしょうか。

4番目、計画の進捗状況の把握や見直しはどのようにしていますか。

5番目、その結果、進捗状況が遅れていると判断した場合、どのような対応で取り組んできましたか、お伺いしたいと思います。

2は、その中の伊豆市教育大綱と障害児者施策について、お伺いしたいと思います。

伊豆市教育大綱の文面で、1、障害児者関係の記載が私の中では見受けられませんでした。どのように位置づけられているのか伺います。

2番目、個別事業の修善寺地区小学校の統廃合、あるいは特別支援教育就学奨励事業の内容と進捗状況を伺います。

3番目、令和3年度の伊豆市の学校教育のそういったものの中の、特別支援教育の充実の項目の進捗状況と課題について伺います。

4番目、医療的あるいは医的ケア児童、医療的ケア児の義務教育への取組について伺います。

5番目、伊豆市学校施設長寿命化計画と伊豆市公共施設再配置基本方針あるいは基本計画の中伊豆小学校の取扱いの進捗状況を伺います。これも市長、教育長に伺います。

3、最後ですが、第2次伊豆市総合計画等と障害児者の施策について伺います。

まず初めに、これは市長にぜひお願いしたいんですが、伊豆市の障害児者への行政施策の所感と、市長として重点的に取り組んできた事業について伺います。

以下、各論で伺います。各論は各部長でも結構です。

1、総合計画の中での位置づけはどのようになされているのか伺います。

2番目、伊豆市の障害児者の人数や生活実態、就労状況、介護状況等について、概略的に伺います。

3番目、利用しているサービスの内容の実際と不足している施策の内容と、その結果とし

て、今後どのように計画するかについて伺います。

4番目、障害者優先調達推進法の調達方針と実績について、伊豆市の実情を、二、三年の推移の中で伺います。

5番目、農福連携事業の取組実績と庁内連携について伺います。

6番目、障害児者の文化芸術活動支援の取組と実績、あるいはその結果、今後の方針について。

以上について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、計画作成時に大切にしてきたことは何かということですが、これは、どの市町にも適用できるような計画にせず、伊豆市の状況の特質を踏まえた計画にするということです。

次に、市民の意見の把握についてですが、企画機能を有する課、最初であれば企画課、今なら企画財政課のような企画機能を有する課において、住民アンケートなどを繰り返してまいりました。これももちろん重要な手法の一つですが、市民に直結している自治体であり、かつ伊豆市のような小規模自治体においては、様々な機会に市民の意見を直接確認することが肝要であると考えてきました。市主催のタウンミーティング、例年行ってまいりましたこども園にて保護者意見を聴取すること、それから重要案件のある地区での住民説明会などのほか、市民と接する様々な場を通じて住民意思の確認をしてまいりました。

策定した計画の周知ですが、総合計画のような基本的な計画は概要版を各戸配布しますが、多くの場合は、関係者に配布するほか、広報紙やホームページでの掲載ということになります。

進捗状況の把握については、計画の性質によって異なります。地方創生計画のように国から指定された形式、進捗管理に従う場合もありますし、地域防災計画などは完成形がありません。計画が有する目的に応じて、管理の仕方が異なってまいります。

最後に、遅れている場合の対応ですが、これも先ほどの質問と同様、計画の性質によって異なります。本来計画は、可能な限り詳細な見積りに基づいて具体的に記述し、状況の変化などによって事業推進に計画と差異が生じた場合の判断基準とすべきものが計画です。しかし、実際には、そのような機能を備えていない計画も存在します。計画の性質に応じて少しでも公益にかなうような計画の実行、すなわち事業の推進をすべきと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 先ほど市長がおっしゃられたとおりのことを教育委員会でも行って

いるわけですが、教育委員会所管の計画もたくさんありまして、それらについて、まず私として考えていることをお話しします。

計画作成時に大切にしてきたことですが、もちろん市民を想定して考えていくわけですが、学校関係ですので、児童生徒、保護者のことを第一義に考えることが多かったと思います。加えて、社会教育のところまで広がると、市民全体へということ、それぞれの受益者の思いがどのようにかなうのかということ、これをイメージして計画を作成するように努めてまいりました。計画どおりの進捗の徹底を図っていかなければならないと考えています。

2番目以降の質問について、もう少し詳しく教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 2番目の市民の意見の把握ですが、学校であれば、やはり保護者アンケート、イベントであれば、参加者アンケートなど、市民の皆様の見解を得るにはやはりアンケートが有効な手段だと考えています。皆さんに集まっていたら説明が有効だと思っておりますが、コロナ禍では、大勢の皆さんに集まっていたら説明会や意見を聞く会などが開催できませんでしたので、地区の役員会やPTAの理事会、各種団体の会合などにお邪魔させていただいて意見を伺うこともありました。いずれにせよ、様々な機会を捉えての皆さんの御意見を伺うことが重要だと感じております。

3番目の策定された計画の市民への周知ですが、学校再編を進めているときは、各学区に出向いて保護者説明会などを開催しております。近年では、コロナの影響で説明会の開催が難しいときは、お伝えしたい内容をパンフレットにまとめ、児童生徒等に自宅への持ち帰りをお願いするとともに、広報紙にも折り込んで各戸配布を行いました。また、機会をいただければ、先ほどの役員会などの会合でも説明させていただいております。令和3年12月に改定されました教育大綱につきましてはホームページ上でお示ししておりますが、市民の皆様への周知が十分とは言えないので、今後努めてまいります。

4の計画の進捗状況の把握や見直しについてですが、時限があるものにつきましては、年度ごとの部門の目標ですとか予算計上で確認を行っております。指標や目標となる計画等につきましては、個別事業の達成度など、計画の目的に応じて目標値等を定め進捗を図っております。計画の柱となります上位法や指導要領などが改定されれば当然見直しを図っていきますけれども、時勢の課題や社会情勢の変化などにも対応していきたいと考えております。

5番目の進捗が遅れている場合の対応ですが、計画の遅れには必ずその背景がありますので、まずは原因への対処に取り組んでいきます。しかしながら、どうしても対処できない事象もありますので、受益者の利益を損なわないよう計画を変更することがあります。先ほどの計画の見直しにも関連しますが、状況の変化に対応できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上となります。



○議長（小長谷順二君） それでは、再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） これは、各自治体から見れば非常に、自らにしてつくる計画ならいいんですが、国からやりなさいという計画だと、非常に大変だなと思っています。確か内閣府に今見直される課題が出ているとか聞きましたけれども、本当に必要な計画をもっと絞りなさいと、地方自治体は悲鳴を上げているんじゃないかみたいな文章がどこかにあったような気がしたんですけれども。ただ、そういっても、こういった計画をつくる時は非常に勉強するでしょうし、またその計画の中で、公務員となって自分の生まれ育った地域に夢を描けるようないい機会だなと思ったりもするわけです。それが押し付けじゃなくて、自らにしてその計画に参加するならば、非常に楽しい仕事じゃないかなと私は思うわけですけれども、そうやってつくられた計画が、なんとなくつくられただけで終わっていないかという懸念を持っていたり、あるいはつくることに1年や1年半ぐらいかかって、さあ実行しようとしたときは、また人事異動で動かなければならなくなっている。ただ、先ほど前段で言いました計画をつくるときの部署に残っていればいいんですが、人事異動で違うところに行っちゃうと、計画をつくる前の人に来たときには、自分の思い等が反映されていないと、なかなか自らのものとして取り組まれないのかなと思いつつこの質問をさせていただきました。

その計画の前提には、データとか実態をちゃんと正確に把握しておくのが大事じゃないかなと思ったわけですけれども、アンケートとかあれですけども、どうなんでしょうか、業務外を含めてですけども、一般市民との情報交換とかで、時間外も含めて情報を仕入れるような場というのは公務員にはあるんでしょうか。どのようにやられているんですか。勤務時間は分からないわけじゃないですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさに、私、先週の全国市長会で内閣府の担当の事務局長がおいででしたので、一番総合計画にそっくりなのが地方創生戦略、最初は地方創生戦略、今はまち・ひと・しごと戦略、今度はデジタル田園都市構想に名前が変わって、でもほとんど骨格は総合計画と同じなんですよね。でも、両方ともつくって、両方とも進捗管理をやっているわけです。これは1つでいいじゃないですかと申し上げたんですが、それで1つに合わせるんですが、タイミングが合わなかったので、伊豆市の場合には。でも、ほかの市町では、やはり総合計画そのものをまち・ひと・しごと創生戦略にしているところが既にあるんだそうです。

それから、福祉関係もそうですけれども、個別につくる計画、ほとんど目次は総合計画と同じですよ。「はじめに」がある。「伊豆市の特性」があって、「状況」があって。けれども、総合計画をつくる時に、既に伊豆市の中の状況は全部整理しているわけです。私たちはここが生まれ故郷で周りをみんな知っている町ですから、おおよそ計画をつくる時に漏れている話というのは、まずない。したがって、これをつくった後、どうなっているの

と、まさにそこなんです。したがって、私がずっと国に申しあげているのは、総合計画のアクションプランとして国に出させてください。例えばコロナ交付金だったらコロナ禍のこれ、デジタルだったら総合計画の中のこの部分のアクションプランです。そうすると、また「はじめに」から「伊豆市の特性」から何から書かなくていいわけですよ。総合計画の添付1なんとか計画とつくればいいわけです。そのために戦略的な総合計画をつくってあるわけです。そこがどうして国に通じないのかなと思っていて非常に私は不思議なんです。国の立場から見たら、いや、やっぱり審議委員とか会計検査院とか、誤解なきように、ちゃんと整合の取れた正しい税金の使い方ですということだと思っんです。であれば、なおさら私たちが自分たちでつくった総合計画のアクションプランとして出すことに何の抵抗があるんでしょうか。ここは、非常にじくじたる思いを今でもしているところです。

それから、今市長以外の職員も、じゃあ、情報収集をどういうふうにしているんだということは、これは、まだ私が考える十分なところまでは行っていないんですが、とにかく該当するところに行って聞いてこいと。もうそれに尽きるので、市内外。むしろ私が今心配しているのは、ちょっとこの傾向なんでしょうか、一時期お金がなくて県外出張を禁止していたときもあったんです。私が市長になったころは、確か出張は県内に限定されていたと思います、職員は。それって勉強しないことです。やはり我々の課題を先行的にやっていると、市内の状況を把握するとともに、自分が担当するところで、よそ様でいい例があったら一生懸命行って勉強してきなさいと、今こんなことを指示しているところです。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私が職員に求めたのは、自らの企画したものがその計画に入れば、いわゆる機関としての市役所がつくったのではなくて、自分たちの計画になるのかなと思っんです。

これも前に述べさせてもらいましたけれども、県の委員会とか委員とかやると、必ず言ったことがなんとなくどこかの一文に入っているんですよ。そうすると、ほかのところは反対でも、入れてくれたなと思ってなんとなくこれを実行しなきゃいけないなと、そういう気になるわけなんです。そういった意味で、今度は伊豆市民が委員として選ばれたときに、そういった人たちの意見が反映されると、住民自らがつくったという感覚になって、それをバックアップできるんじゃないかなと、そんな思いでこの1番は質問させてもらっています。ただ、それが市民になかなか行き渡らない。ホームページのところを見れば全部上げてくれるところもあれば、つくったような形跡があるけれども議会のほうにも回ってこなかったとか、そんなことがあったりしたものですから、ここではやらせてもらいました。

その中で、今度は2番目の教育大綱のほうに入っていきたいなと思います。よろしく願いします。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか、次に入って。

それでは、伊豆市教育大綱と障害者施策について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 教育大綱のところで、すみません、御質問の5が市長に関連しますの  
で、総務部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 先ほどの計画の中で、教育大綱も議員がおっしゃられるように本当  
につくらなければならない大本になる計画になります。その計画は、私が教育長になってか  
らいろいろ見直してきたわけですが、学校は学校でそれぞれ計画があるわけです。そ  
れから教育委員会があって、それから社会教育課があってというように、本当に議員のおっ  
しゃられるように、計画を立てて計画にまみれてというような、そういうようなことも考え  
られるわけですが、今一番気をつけているのは、それぞれの計画が連携をする。連携  
というよりも連動するような、そういう計画にしたいなと思っております。同じ方向、同じ  
ベクトルを向けて、それらがお互いに関わり合うような、そういう計画を目指しています。  
これは、1に関わることです。

教育大綱と障害児施策について、お答えします。

1の教育大綱の中の障害児者の位置づけについてですが、教育大綱とは、市の教育、  
学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定  
めるものであることから、伊豆市教育大綱の本文は、全ての市民に向けて進むべき方向を示  
しているものです。御存じのとおりです。本文には記載がありませんけれども、本大綱に基  
づいて事業を推進してまいりますので、各種施策では、障害児者の参画も積極的に促し、共  
生社会の実現、それから多様性を認め合うこと、それらのことの事業につなげていきたいと  
考えております。

教育大綱自体が障害児者の方々を含めた方向性であるというふうに考えています。

2番目以降の御質問については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（滝川正樹君） それでは、私からは、5番目の公共施設再配置基本方針の中伊豆  
小学校の取扱いということでお答えさせていただきます。

公共施設再配置基本方針における中伊豆小学校の方策は、令和12年までの第一期において  
当面継続としております。また、現在策定中の公共施設再配置計画（案）におきましても、  
同様に令和12年度までの第一期について校舎・体育館とも継続の方策をお示ししてござ  
います。ただし、校舎につきましては、建築後、相当期間を経過しているために、長寿命化改修  
時期であるということも併せて記載をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 私のほうから、2番目から5番目の御質問について、お答えさせていただきます。

2の個別事業の修善寺地区の小学校の統廃合、特別支援教育就学奨励事業の内容と進捗状況についてですが、修善寺地区におけます小学校の再編につきましては、教育環境の整備をする上で検討していかなければならない課題と認識しております。現在新中学校整備事業を進めている最中ではありますが、保護者や地域の皆様の御意見を伺いながら、今後の進め方について検討をしていきたいと考えております。また、特別支援教育就学奨励事業につきましては、特別支援学級に在籍します児童生徒に対する就学支援といたしまして、国の特別支援教育就学奨励費補助金を受けまして、現在も引き続き実施しております。

3の令和3年度の伊豆市の学校教育における特別支援教育の充実の進捗状況と課題ですが、通級指導教室につきましては、令和3年度から修善寺南小学校に発達通級指導教室を開設しまして、就学に関する間口を広げ、選択肢の一つとすることができました。また、本年度につきましては、言語通級指導教室と発達通級指導教室のサテライト教室を中伊豆小学校にも新設することができました。特別支援教育に関しましては、課題というよりは、より充実した支援に対する検討が必要だと考えております。

4の医的ケア児童の義務教育の取組についてですが、通常の小中学校は、特別支援学校に比べまして教員1人が担当する児童生徒数が多く、施設や設備面でも大きな差があります。また、必要とされる医的ケアが医療技術の進歩に伴い軽微なものに限らない場合も多く、一般の教員の知識も十分とは言えない状況です。教育現場で医的ケアを提供するためには、学校の受入れでの体制面、施設を整備するための財政面、また現在医的ケアを実施しております特別支援学校を運営している静岡県の支援が受けられるかなど、実現に向けては並々ならぬ環境整備が必要になると認識しております。今後、市内の小中義務教育学校で医的ケアを提供できる学校運営が可能かどうかについて、様々な角度から検討していかなければならないと感じております。

5の伊豆市学校施設長寿命化計画と伊豆市公共施設再配置基本方針の中伊豆小学校の取扱いの進捗状況について、お答えいたします。

学校施設の長寿命化計画は、学校施設を維持管理しながら使っていくために、劣化度から判断して、何年後にどのぐらい費用がかかる改修費が必要なのか指標として作成されています。個別の学校ごとの指標となっておりますけれども、令和3年度から令和38年度までの36年間で想定される改修をまとめたものとなっております。その中で、中伊豆小学校の取扱いにつきましては、今後おおむね10年間ぐらいで、校舎は長寿命化を含めた大規模改修、体育館は、改築を総額で約10億円程度かけて実施する時期になるということになっております。

以上となります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆるメインストリームじゃない障害をお持ちの方等は、なかなか脇に置きやられるものですから、そういう文書がないと施策の保障の脇にないのかなと思うことが多いものですから、そこで確認してみました、全ての市民の中には、当然のごとく入っていると。じゃあ、それが施策で反映しているということを今後見ていかなければいけないんですけれども、この辺については、社会教育も含めて、障害者スポーツ活動とか障害者のための学級とか社会教育の分野、そういうものが私はないじゃないかと指摘しているんですけれども、そういうのはあるということ、意識しているということ。じゃあ、それを実現してくださいという、ここではそんな言い方で終わらせていただきますが、お願いします。

それで、2番目の小学校等の統廃合のこと、特別支援教育等のことについては、いわゆる一番目の各種の計画の進捗状況のところでも触れたんですが、どの文書を見ても、「検討します」「検討します」。大分10年ぐらい前の古いのも見せてもらいましたが、それも「検討します」と書いてある。いつ検討するんですか、いつ成果がでるんですかというところなんです。どうも計画を見たら、期限がないものですから、さっき言ったような30年後、私がもう存在しないような長い期間の中でのことでは、つくったときの実現なんて、ないに等しい。国から言われたからつくったみたいなレベルに取られがちになってしまうんです。そんなところで、「検討します」というけれども本当に検討しているんですかという話で、じゃあ、検討結果を出していただだけませんかと言いたいんですけれども、これは、検討を本当に進めませんかということはこの質問では言わせていただければなと思っているんですけれども。検討検討というのは、前に言っていますが、役所用語で「検討」は「やらないよ」ということだと私は先輩から聞いたものですからあえて言っていますけれども、検討という言葉を使ったときには、どんな意味を持って、皆さん検討と言っているんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、今伺っていて分からなかったんですが、具体的に何ができていないということなんでしょうか。

○14番（三田忠男君） 検討と言った場合、どんな意味があってやろうとしているのか。各論で、ここではあとで触れますけれども、例えば修善寺小学校の統廃合について検討しますといったけれども、今まで検討という言葉が過去に遡っていっぱい出てくるんですけれども、いまだに「検討」というと、検討という言葉で、どんな意味を持って皆さんは使っているんですかというまづ質問になっています。

○議長（小長谷順二君） 市長、答えられますか。

○市長（菊地 豊君） 多分、今ちょっと私もここでざわざわしていたのは、小学校における。

○議長（小長谷順二君） 勝手に進めないでください。

もう一度、質問の主旨を、三田議員、お願いします。三田議員、もう一度質問してください、市長に対して。分かりやすく。

○14番（三田忠男君） 私の調べでは、伊豆市教育大綱の文書の中に、個別事業の修善寺地区の小学校の統廃合等について「検討します」という言葉があったものですから、どの程度進んでいるんでしょうかということをお伺いしています。

（発言する者あり）

○14番（三田忠男君） 「検討します」ということになっていますので、その検討というのは過去に遡って何回も聞いているものですから、じゃあ、皆さんは検討という言葉はどういう意味で使っているんですかという今質問をさせてもらっています。

○議長（小長谷順二君） 学校に関してです。分かりましたか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 行政が、伊豆市が「検討します」という言葉を使った場合には、やりませんということではなくて、私の性格ですから、やらない場合には、「きわめて難しいですね」とかいう言い方をします。「検討します」と私が使った場合には、実現する方向で考えることを「検討」と称しておりますが、今の内容、この内容については教育委員会のほうですので、教育委員会から答えてもらいます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 平成27年に遡った教育大綱の中のものになると思いますけれども、そこで、その前には、学校再編成計画が第2次を実施している最中のことだったと思います。もちろん修善寺の小学校4校を統合するという計画が進んでいる最中だったんですけれども、そこで、その実施よりも先に中学校、それから4中学校のことについて検討を始めると。その過程で、土肥をまず小中一貫校、義務教育学校に編成をして、それから3中学校を1つにするという、そういう方向に大きく転換されたときの教育大綱だと自分は認識しているんですけれども、その時点で、議会でそれについてノーが出たということについて、ここで自分が思っているところでは、教育長がゼロベースにしますということをお話ししましたので、修善寺4校についてはゼロベースという認識です、今は。ですので、ここから、じゃあ、今から4校について教育委員会事務局から始めるということは、ちょっとやり方としては乱暴かなということで、自分としては、教育振興審議会の中でもう一度その4校統合については話し合うことが本来の形かなというふうには自分は思っております。そのほかの要望等あるようでしたら、その方向から話を進めることも考えておりますけれども、現在は、教育振興審議会がまず第一かなというふうを考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 教育審議会、じゃあ、これは誰が提案するんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 教育委員会からお願いをして、そのようなものを起こしてやるように、今まで二度ほど行っていますけれども、そういう段取りでやっていると思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） そうすると、それは市長なり教育長が提案しないと、部下の方は自ら上程するみたいなイメージはないということで理解していいでしょうか。あるいは、教育委員さんたちの誰かが検討するべきだといって何か採択して検討するようになるんですか、段取りみたいなことは。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） もちろん市民の方からそのような方向を求められることが一番だと自分は思っております。もちろん議員さんは市民の代表ですので、議員さんのほうから、この前鈴木議員からも少しお話をお伺いしましたけれども、そういう方向を考えた上で進めていくというのが順序かなと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） なぜここで問題にしたのかということ、いわゆる昨日の質問等でも、あるいは公共施設の再配置計画等でも、財政計画を含めても、いわゆる本丸たる学校教育の現場が大きな再配計画で方針が決まれば、おのずと次が決まってくると。それが決まらない限り、財政計画も本来立てられないんじゃないかと。独自にやる試算は総額何十億円出ますと聞くんですけども、じゃあ、一体どうなっているんだというのは、またそういうことを質問すると検討しますということで終わっちゃうものですから。一番やらなきゃいけないのは、学校をどうするかということじゃないかなと私は思ったんですよね。中学校が新しくなるわけですから、新しい時代で1つの中学校になれば、おのずと義務教育学校をどうするかというのは、それこそ同時並行して検討しますという文書がどこかにあると思うので、しなきゃおかしい。じゃあ、なぜしないんだと。市民が待っているというのはおかしいじゃないかというような認識で質問しているんですけども、今聞いていると、誰もやらないのか。じゃあ、市民の誰がやるのかなと思ったりするわけです。

ちょっと長くなりますけれども、再配置計画等の中で、いろんな学者先生の話の聞くと、当然ながら学校教育が一番難しいらしいですね、再編すると。そうしたら、それを逆手に取って、学校教育には手につけませんと。10年ぐらい手をつけませんということを決めれば、決めればですよ、おのずと決めたことに基づいて、ほかの福祉部門だとか観光部門とか道路とか含めて、おのずとそっちをちゃんと計画せざるを得なくなるというんです。それも手かなと。

今度は、学校に手をつけないというのは何も触らないじゃなくて、学校という機能を残

しつつ、その機能に、それならば地域のコミュニティの中心に学校があると私も思っているんですけども、コミュニティにするなら、今の学校だけでコミュニティの中核に本当になるのかと。それよりも、子供の施設をくっつけたり老人のデイサービス部門をくっつけたり社会福祉部門をくっつけたり、あるいは公共施設が少なくなる中で、いわゆる音楽教室は地域の音楽をやっている活動家に貸して、そこでお金を取ってもいいし。そうすると、その学者先生は、縮充と言うんです。いわゆる縮小して充実させると。同じ機能を充実して、機能アップして、本当の地域のコミュニティみたいな使い方もあるんだよと。つまり、ただ残すだけがいいんじゃないよということを書いて、ああ、そうだなと思ったものですから、もし地域の核になるというならば、残すという方針を早く決めてやらないと、財政的に本当にどうなっていくか心配があったわけです。

それで、残せという人もいれば、いやいや、もっとこんな少ない生徒の中では、やがて学校も変わらざるを得ないし、新しくしなきゃいけない。特に中伊豆小学校については、確か行政計画じゃないというのが最近分かったんですが、やがて中学校がなくなると、小学校をそちらに移転する。それまで我慢してくれということ、最小限の、我慢に我慢を重ねた最小限での、今も雨漏りをしているそうですけれども、その中で今の生徒はいるということですから、早く次の世代によりよい教育環境を与えたいというのが、それが私たち世代の務めだと思ったものですから、どうなっているのかと質問しているわけです。

今検討するというと、あの中学校でさえ五、六年さらに延びたわけですから、さらに延びてしまうと。今いる人たちが、もう東京かどこかにいなくなっちゃってから学校ができたって、何も愛着も感じないだろう。ちょっと回りくどいですがけれども、そんな意味で、止まっている時間はないじゃないかということなんです。

検討しろと私も言った手前、議会も当然検討しなきゃいけないと思いましたので、議員の皆さんにちょっとずつ声をかけて、どうなんでしょうねと。賛成反対ということではなくて、とにかく今後の義務教育の在り方をみんなで話題にしませんかといったら、それはいいじゃないのという賛同を得たものですから、ちょっと強い言葉で皆さんに、何をやっているんですかという言い方をしています。本心はもっと優しいんですけども、そういう言い方をしていますので、検討という言葉は、じゃあ、検討を一緒にしませんかと。議会はやりますと。

今先ほど間違っただけで、議長ではありませんので責任持って言えませんが、そういった立場でちょっと今いると思ったものですから、機関としての議会としてやりたいなと思ったものですから、どうでしょうかねということ、ここであえて確認させてもらっています。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） やっぱり私ども、議会の決定権限の極めて強いことを本当に痛感しましたから、それ以降は、もちろんそれまでも慎重にやってきましたけれども、最大限の配慮、



議会の意思がどこにあるんだろうかということ。そこで、御承知のとおり、修善寺地区の小学校に影響にするから中学校統合に反対ということがありましたので、そこで、当時の教育長は、小学校4校の再編成は一旦ゼロです。ですから、そこから全く動いていません。全く動いていません。検討もしていません。したがって、中伊豆地区、天城地区、土肥地区はもう方向が決まりましたから、私は2年前から中伊豆小学校は移転しますと明言をしてまいりました。ここに入っていないのは、私は市長ですから、入れようと思ったらもちろん入れる指揮権限はあったんですが、この類いのことをやると、ほかに必ず影響することを危惧したわけです。財政の問題が出てきて、こちらが財源構成を説明しても、やれ無駄遣いだとか、6年前7年前も、100億円もかけてなんで中学校を統合するんだと。今のままならお金がかからないじゃないかといっぱいありましたよね。結果的に物すごいお金が今かかっているわけです。先に延ばせば延ばすほど、延ばせば延ばすほどお金はかかるんです。我々、皆さんの税金を一番効果的に使おうと、死ぬほどの苦勞をして計画をつくっていますから、それを延ばせば延ばすほど、必ずお金が余計にかかる。だけれども、議会の同意がないとできない。したがって、今議会の同意が得られた中伊豆小学校の移転を私は言ってきました。

ただ、その2年前は、まだ中学校の財源構成とか拠点公園の整備だとか、それからごみ焼却場もようやく土木工事が始まった頃でしたから、ここでもう一つ小学校の移転を入れてしまうと、本質ではないところで、ほかの事業に影響するのではないかということ私に危惧して、ここには入れろと指示してこなかったんです。

ただ、私の脳みその中では、新しい中学校ができれば速やかに中伊豆中学校の校舎を壊して、そして中伊豆小学校を移転して、体育館を使いながら小学校を移させてやりたい。なぜならば、そこまでは議会が決定（後日、訂正の申し出あり）しているからです。学校設置に同意を得ているので、あとは中伊豆小学校の移転だけです。これは行政でできますから、住所を変えるだけなので。そこまでを考えてきました。

ただ、前回の議会で、議員さんから、修善寺東小と修善寺南小については、この子供さんがわざわざ歩いて遠い修善寺東小学校まで通っている子供さんも加殿にはいるわけですよ。そこで、議員さんからそこを先に統合したらどうかという御意見があったので、先般の総合教育会議で、市長として、議会からの御提案（後日、訂正の申し出あり）だから、これは教育委員会として、学校設置は教育委員会ですから市長は指示しないけれども、指揮はしないけれども、議会の提案（後日、訂正の申し出あり）があったので、教育会議で学校設置の観点から修善寺南小と修善寺東小の統合については検討してくださいという指示をしました。今はそういう状況にあります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 聞いていいのかな、その指示を受けて、教育長たちはどうしたんでしょうか。どうなっているんでしょうか、今は。

○議長（小長谷順二君） 答弁できますか。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今のような経緯で、今お話をされて、市長から指示があったからといって、修善寺東小と修善寺南小を統合するということは、言うことはできません。これは、ほかの、あと熊坂小、それから修善寺小の子供、保護者の思い、修善寺小と熊坂小、そこに入らない2つの学校のこと。これは、自分はこれにかかわってもう十何年になるんですけども、これは10年前から4校の統合についてはどうなんだということは、前回の教育振興審議会でもずっと論議されていまして、その前の教育振興審議会でも論議されて、結論は出ていません。2校で統合するのがいいのか、それとも熊坂小だけ残そうとか、そういうことも今までの中では記録に残っていますので、御覧になっていただければいいですけども、現在そのようなことについて、お話があったから、じゃあ、どうしましょうかというところには至っていませんので、今後は、やはりいろいろな方々の話を聞きながら進めることについては何も異論はありませんけれども、スタートしてこれから取り組むということについてはあります。それにしても、今中学校のことでいっぱいというのはい言訳にしかありませんが、現在はそういう状況です。今後進めていくことは、進めていくようにします。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私も議会がと言ったのは、別に修善寺の小学校のことをどうしようかということじゃなくて、義務教育の在り方をどうするのか。そういう勉強会を兼ねないと、新人議員もいますので、いきさつの流れとか分からないので、改めてそういう勉強を含めて、ある面ではゼロベースに立って、さあ、どうするかということも議会も考えたいものですから、またそのときには講師でぜひ来ていただければ幸いです。

それで、また私が言っているのは、4番目に戻るんですけども、医的ケア児童の義務教育の取組について、去年の法律で義務化されているんですよね。すると、新しい中学校にもそういうった子が来るという前提を考えなきゃいけないわけですから、バリアフリーになったり医務室になったり看護者の配置だって考えなきゃいけないじゃないかということで。今度は義務教育の学校の在り方、中伊豆のことについても当然そういった設備なんていうものも必要になってくるものですから、それで質問をしているんですよね。

それで、今伊豆市にはそういう児童が何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。関係部署にお願いしたいんですけど。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 今現在、伊豆市におきまして、医療的ケアが必要な児童は2人いるというふうに認識をしております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 全国では2万人で、県内で559人とあるんですが、この559人の中に2人いるということなんですか。じゃあ、その2人が今どんな状況に置かれているかという把握はされているんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 東部の特別支援学校のほうに通っているということを聞いております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） それは、就学支援委員会等で、本人たちの意向も兼ねて、伊豆市の学校ではなくて、向こうに行きたいという、行きたいというのは失礼な言い方でしたね。行ったほうがより適切だろうという判断の下、行っていると理解していいのか、それとも、まだこういうのが伊豆市は整っていないからやむを得ず行っているのか、もし状況を把握していたら教えていただければと思うんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（小塚 剛君） 就学支援委員会ですと、医療的ケアが必要な児童につきましては、特別支援学校がふさわしいということで判定が出るかと思えます。その判定を基に、保護者の方が、そこに行くかどうか。市内の学校でというお話でありましたら、そういうお話が伝わってきますけれども、ちょっとこの児童2名につきましてはそのようなお話を聞いていませんので、保護者の方が支援学校のほうに行かれるという判断をして、現在支援学校のほうに通学しているというふうを考えられます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 医的ケアとその支援学校が適切かとはまた別の問題で、医的ケアの方は、知的障害があるわけじゃないんですよ、ある方もいらっしゃいますけれども。そうすると、それを普通学校の中でやるんだよというのが法律になったということで、その整備をやらなきゃいけない責務が自治体にあるということなんですよ。ですから、支援学校のほうが適切だということは、また別の個人の次元の話であって、体制としては、ちゃんと各自治体で、基礎自治体で用意をします。それを支援するために、県が今年7月、静岡市にそのセンターを造るみたいですけれども、これはすぐではなくて徐々に整備しなければいけないんですけれども、私は、中学校を目の前に造っているわけですから、そういうのが新しく法律が入ったものですから、そこにちゃんと付加して制度設計をしないと私はまずいんじゃないかなと思っているわけです。そんなことで聞いていますけれども。

国の通知とか見ると、かなり細かくいっぱいあって大変だなと思いつつ読みながら読ませてもらうんですけども、私がちょっと関係している障害者差別解消法の中の県の相談員をやっていると、そういったことで地元の学校に断られたと。小学校は受けてくれたのに中学校は行かせてもらえないと。これは差別じゃないかということで、いわゆる苦情が県に上がってくるんです。そうすると、当然教育委員会に返すわけですけども、教育委員会は教育委員会で、また地元で話し合っという話をするわけですけども、そういった認識になってくる。そのときはまだ法律がなかったときなんですけれども、法律があると、それはもう受けないわけにはいけないわけですから、全ての児童生徒の中にそういった方が入っているという解釈を伊豆市はするそうですから、ぜひ体制を整えなきゃいけないんじゃないかなと思ったものだと思います。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 大変重い言葉だと思います。実際に、近隣の学校で、現在の施設のまま医学的ケアの生徒を受け入れている学校も、話は聞いています。どのような対応をしているかという、看護師の方に常時待機していただいて、吸引をしたりだとか、それから導尿ですとかそういうことをしているというお話は聞いています。教員にはそういう資格がありませんので、もちろんそれについての財政的な手当が必要です。それから、そのことをする施設として、教室でそういうことを行うわけにはいきませんので、保健室等にカーテンで仕切ったような場所を、今の状況だと作るのかなということも考えています。新中学校にそれ専用の場所を作るということについては、まだそれは検討に上がっていませんけれども、検討しますではまた怒られますけれども、それについても、配慮しながらやっていく準備はしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） これは、義務教育学校だけじゃなくて、こども園とか幼稚園もそうですので、ぜひ福祉部門も検討していただきたいなと思います。

3番目をお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、第2次伊豆市総合計画等と障害児者施策について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと補足ですが、先ほど義務教育の状況について議員から御指摘がありましたけれども、ぜひ議員の皆さんも、中学校は今建築中ですから、現状の小学校の校舎を御覧いただきたいと思うんです。私も、コロナで最初は自粛してはいたんですけども、

最近いろんなイベントで小学校に行くと、やっぱりもう老朽化がすさまじくて、雨漏りが収まらないし、それから、割とやはり市民の皆さんが、児童の数も御存じない方が多いですから、校舎の状況とか児童の数をぜひ直接御覧いただきたいと思います。

3つ目の御質問ですけれども、この門外漢であった福祉については随分勉強させていただきました。今重点的に取り組んだ事業という御質問ですが、というよりも、私が重視してきたのは、当事者の皆さんの声を直接伺うということです。障害の方は、いろいろ個人差がありますから同じという方はいらっしゃいませんし、その当事者の方々がどういうニーズを持っていらっしゃるのかということ、特に私が素人でしたから一番気を遣ってきたところです。具体的に申し上げれば、御存じのとおり沼津の特別支援学校への通学が長い。バスを出してもらうとか途中までの移動手段を確保するとか、あるいは分校をこちらに作って、できれば伊豆箱根鉄道で通いたいとか、そういったこともありましたし、それから、非常に効果があったなと思ったのは、5歳児健診です。5歳児健診を入れることによって、早く発見し、小学校入学への意向も、ここはかなり効果があったと思っています。

それから、児童発達支援センターも、本当は伊豆の国市と一緒に作るはずだったんですけれども、どういう状況か分離してしまったんですが、ここは、私は、修善寺東こども園と一緒にしたのは、うちの場合、小学校もそうなんですけれども、あまりきっちり分けたくない。一緒に勉強できる、一緒に遊べる状況とか、子供さんの場合には一緒にのほうがいいし、でも、議員御存じのとおり、明らかに分けたほうがいい場合もあるわけです。いい場合とか、いい状況とか、いい症状とか。したがって、別の特別なケアの場合にはこちらがあるけれども、すぐ横に子供たち、友達がいて、一緒に学べる、一緒に遊べるときは一緒に、このようなことを伊豆市としてはやってきたつもりです。かなりこの期間に、福祉事業は、私は厚くなったと思っています。

私が誘致したわけではありませんけれども、非常に喜ばしかったのが、順天堂の病院の中に小児外科ができて、この4月1日からですが、今までは、重度の障害の方が、月1回ぐらいでしょうか県立こども病院まで行かなければいけなかった方々が順天堂で済むようになって、これはとても大きな励みになると思います。一つ一つすべきことを積み上げていく、このような姿勢でこれからも望みたいと思います。

個々の御質問については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、まず1番目の総合計画の中での位置づけについて、答弁をさせていただきます。

障害児者の施策について、総合計画の中では、共に支え合う地域福祉の推進として位置づけ、市民や福祉関係者が連携協力し、問題に取り組んでいくとしております。具体的には、総合計画の分野別計画である第3次伊豆市障害者計画において、社会参加の促進や雇用就労の支援、生活支援とサービスの充実などの施策を策定しております。

2番目の障害児者の人数や生活実態でございます。令和3年度の障害児は69人、障害者は1,544人です。その中で、サービスを利用している障害児の生活実態としまして、在宅サービス利用者は150人、施設入所、共同生活介護、療養介護の利用者は107人となっています。就労状況は、就労継続支援A型B型の利用者が149人、そのうち一般就労に移行した人数は、1人となっています。また、居宅介護、生活介護などの介護給付費の利用者は212人、就労継続支援や共同生活援助などの訓練等給付費の利用者は200人、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用者は、137人となっております。

3番目のサービスの内容の実際と、不足している施策等です。障害者のサービスの生活介護、就労継続支援B型、共同生活支援などの利用が増加しております。また、放課後等デイサービスが昨年市内に開設され、利用者が増加しております。その中で、市外の事業所の利用が多い共同生活援助や増加している放課後等デイサービスの利用実績も踏まえ、サービスが不足しているのかなど、関係機関と協議をして対応を考えてまいります。

4番の優先調達推進法の調達方針と実績です。調達方針は、前年の調達実績の5%増を目標として、障害者就労施設等からの調達する物品や役務の目標額を定めており、令和元年度は361万2,000円、令和2年度は371万3,000円、令和3年度は426万円です。利用実績では、令和元年度は353万6,000円、令和2年度は405万7,000円、令和3年度は537万6,000円で、令和3年度は目標額を大きく上回っております。

5番目の農福連携事業の取組実績等です。農福連携事業では、市内の社会福祉法人が、地域住民と連携したライ麦のストロー作りや梅の老木のコケ取り、梅園法面の除草後の片付けなどに取り組んでおります。また、庁内連携においては、福祉と農業の担当部局間で、農福連携コーディネーターや東部農林事務所による作業可能な福祉事業所とのマッチング活用など、情報共有を行っております。

最後に、6番目の文化芸術活動支援の取組実績等です。文化芸術活動支援の取組では、障害者週間に、生きいきプラザにおいて、障害事業所が作成した作品の展示や販売を行っております。今後、文化芸術活動においては、活動内容の市民への周知や作品の販売、作品の展示できる場所について、事業所などと連携をして活動の広報に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 4番目の優先調達の金額というのは、市長部局だけの金額ですか。

教育委員会までは入っていない金額を言ったのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 健康福祉部で把握している額でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 健康福祉部で把握しているところというのは、教育部局も入っているんですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今言った金額は、伊豆市の障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針の中の調達目標と実績となっておりますので、こちらの所管は健康福祉部ですので、健康福祉部の目標額と実績になります。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） じゃあ、すみません、私が聞き間違えたのでしょうか。6月4日付の静岡新聞に、県が発表した2021年の実績で、伊豆市は537万6,638円とあるんですが、その金額はそちらと合っているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。答えられますか。

健康福祉部長。

分からなければ分からないと教えてください。

○健康福祉部長（栗山信博君） 今ちょっと教育委員会の金額が入っているかは正式には確認できませんので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） ここで言いたかったのは、伊豆市の人口の割には非常に頑張っているんですね、頑張っているんです。ちなみに、伊豆の国市が524万円。人口で行くと半分ぐらいしかない。これを言いたかったんですよ。それは皆さんの努力の結果だということで、またお願いもしておきましたけれども、さらにやっていただければと。

なぜここを気にしているかというと、いわゆる障害者の人が一番求めているのが、居住地と所得補償なんですよ。その所得で、行政と、あるいは行政が民間の方に声をかけていただいて、そういった障害者が働いている場所から物品を調達して社会貢献してくれというようなことを、もっともっと他の民間業者に働きかけてもらって、伊豆市全体で支えるのが共生社会じゃないかなと思ったもので、その中心に伊豆市もいるということで、非常に頑張っているところだと、ここは言いたかったということです。

その上に立って、5番目の農福連携事業の取組の実績と庁内連携についてということですが、けれども、私の知見では、農業ができなくなって、遊休耕作地の問題とか、あるいは担い手不足で誰かいないかと探したときに、工賃アップの中で、障害者の人たちが農業にタッチすれば、人間的な成長も含めて、地域の社会交流もできるし、一石三鳥、四鳥じゃないかという事例があるものですから、国が責任をもってこれを推進してきたと。その現状が、県もコ

一ディネーター等を設置して、マッチングで結びつけてプラムとかがそういうことをやっている。これを、伊豆市行政としてはどのように位置づけて、これを推進するのか、それとも県と民間の流れの中で見ているのか、そんな点を伺いたいなと思ったわけです。

それで、これ、福祉部門だけじゃなくて、農業を所轄している部門との連携がないとなかなかうまくいかないだろうということで、ここで問題提起させてもらっているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今議員御指摘の住むところと働くところ、これはもう本質だと思います。逆に言えば、住むところを確保し、能力に応じて働く、要するに人生の生きがい、喜びを得ることができれば、相当程度課題は克服できるのかなと。やっぱり障害の方の状況に応じて、働きやすい場所は全然違いますよね。ですから、1つの事業所で、ここに来ればみんなが働く場所があるということにならないと思うんです。私は、中伊豆ワイナリーさんが葉っぱ取りにも使っていただいてとてもいいと思うんですが、あれが得意な人と、あれでは飽きてしまう人というわけですから、ああいった方は、ああいった農業としてのブドウの手入れ。それで、昨日も今日も私はプラム弁当を食べましたけれども、ああいった職場が合う人は、そこ。ですから、就労型、特にうちはBが多いですけども、そこができる方は、みんなと一緒にそこで暮らして生活していただき、ちょっと自分の個性と違って、ほかに、こちらのほうがいいというところは、あえて場所を作るのも一つの選択肢ですけども、そういった事業に協力していただける事業者さん、状況によってはシルバー人材センターと組んで自主事業としてそういう場を作っていただく。以前農業をやっていただきましたけれども、そうやって市内にあるいろんな資源を使い合うというのが、多分うちには一番合うんだらうと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） そのとおりだと思います。そのとおりの中に、本来働く能力があるにもかかわらず、その機会がない人たちをどうするかということ私は問題提起しています。働く能力に劣っている方は、またそれなりの自分の人生のゆとりの中でどうするかというのは、これ6番でまた質問させてもらうことになっています。そんな意味で、働ける能力がある人を伊豆市で支えるために、いわゆる障害者でも稼ぐ力があるわけですから、稼ぐ力の場の提供を伊豆市としてどう保証していくんですかという質問をさせてもらっています。その保証の中に、今は農業分野、もう一つは、シイタケ等をやる場合は、林福連携と言うらしいんですけども、林業部門との連携。その以前の中には、いわゆる一般企業の中で働かせてもらえれば、雇用主にそういった奨励金が出たり、あるいは入札に参加するときの加算点数が上積みされたりということで促進するということがあるわけですけども、今ここでは、



農業分野というのが新しく出たものですから、それは農林部門はどのように県なりが通知して、それにどのようにしているのかなということが気になっているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 市としましては、主体的に何か取り組むというところはまだ行ってないんですけども、連携の中で、NPO団体であるとか県また就労支援事業所なんかと一緒に勉強会を2年ほど前から始めております。そういったものに参加しながら、市の担当職員も、そういった中で知り合いの人を広げていったりしてもらったりして、要は結構事業を市内でも、いろいろはちくぼ会と月ヶ瀬梅組合であるとか、あと椎茸屋さんもやったりする。あるいは結構人づてで関係が広がって実現しているということが結構あるものですから、そういった勉強会にまずはちょっと参加して、農業者の方々に周知していくということが、一番まず最初にそこをやらなきゃならないかなと、そういうふうに思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） この分野で県の組織に私も関わっているわけなんですけど、そうすると、いわゆる福祉部門と、県は経済部門というんでしょうか産業部門の、その連携がうまくいかないと、この事業が成り立たないみたいなんです。そして、福祉部門から見れば、もっと機械化すれば作業効率が上がって工賃がたくさん出せるにもかかわらず、そういった機械を買うお金が生み出せないの、いわゆる下請けの、あるいはちょっとした小手先のお手伝いレベルの働きしかできないよということで、この機械化の部分に補助金制度とかないのかなんていうことを思うわけなんですけれども、私の調べではないみたいなんです。

そして、今度は、農林は農林で近代化資金だとかいろいろあるもので、そういったものを福祉部門の社会福祉法人等に提供すれば、その中で、社会福祉法人として、じゃあ、その事業を活用してみようかということも可能ではないかなと思ったものですから、そういった意味の情報提供とか、福祉部門はその情報を庁内で得て、それを社会福祉法人等に伝えるというようなことをやらないと、なかなか工賃というのほううまく上がっていかないのかと。

県も3万円月々にあげるんだと言ったんですが、今1万五、六千円なんです。これから行政視察で行かせてもらう長野県等では農福連携が進んでいて、2万7,000円までの工賃が払えると。A型事業だと10万円ぐらい払っているということですので、障害者とはいうけれどもいわゆる農業を普通にやる、機械化しないと工賃は上がらないものですから、その工賃の助成制度みたいなことを創設する気もありませんかねという質問も入っているんですけども、新たな制度じゃなくて、こうした制度が使えますよというようなことを連携の中で提供してもらえれば、また違った動きを法人はするんじゃないかなと思ったものですから、その

辺の市内連携というのはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） その制度につきましては、市独自では特にまだないんですけれども、やはり県のほうでそういった取組を主体でやっていますので、県等に問合せをするなど、勉強会の中でもそういった話を積極的にこちらからも質問して、そういう情報提供、情報共有を図りたいと思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） お願いします。

6番目です。先ほど市長がおっしゃった個々の障害をお持ちの方の特性に応じての話になりますけれども、芸術分野でも秀でている人がいっぱいいるわけです。それが、いわゆる作品が発表の場に終わっていて、それが私の絡めている工賃にはなかなかかなりにくかったと。ですけれども、これからそういった分野も工賃化ができるんじゃないかということで、また県が力を入れて、まちなかみんなアートみたいなことをやっているわけですが、例えば一例で、新聞で見たかもしれませんが、西伊豆町だったか町長が町長室にそういった絵を飾って、あとから知ったんですが、レンタル料が月に5,000円かな。5,000円のうちの1,500円が、著作者、描いた障害の方に行くと、そんなことの制度もやっていると。これも伊豆市でなんとか取り入れてもらえないかなという質問なんです。

もっと言うと、今公共事業で工事をしている建設現場の壁に、そういった障害者アートを企業に買っていただいて展示してもらおうと。それで企業の社会貢献として、描いた著者にまたお金を還元すると。それを、仕様書というんですかその中に入れて、そういった壁にはそういった障害者アートを飾ることなんて書いていただくと、また違った展開ができるかなと思っているんですが、そんな点はいかがでしょうか。これは学校教育課にも、これから壁ができるでしょうから、工事現場で、そんなときに取り入れてもらうと助かるなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまでは、どちらかというとも駿豆学園の販売促進で支援をしてきたんですけれども、今議員御指摘のような、行政のほうでも直接何らかの形、あるいは民間の事業者さんと組んで、より積極的にということは、ぜひこれは前向きに検討させていただきたいと思います。

一番の多分典型的な例が、金澤翔子さんの書だと思えます。有楽町の国際フォーラムには、本当に、玄関先に物すごい生命力を感じられる大きな書が展示されていますけれども、あれを見るたびに一つの大きな個性だなと思えますし、一人でも多くの方が、そのような光

の当たる活躍をしていただければと。私を含む市の支援の仕方については、具体的にこれから検討させてください。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 教育部門でもぜひお願いしたいなと思いました。

終わるんですが、先ほど新しい法律の中での枠組みは一生懸命取り組んでくださいとお願いしましたがけれども、過去においては、確か修善寺中学校でしたか、1人の生徒がちょっと移動に困難を抱えている場合、スロープ化したとか、伊豆市は個別に対応していることを他の自治体からは非常に羨ましいということを書いてもらい、頑張っているという事実はちゃんと確認しておりますので、これからの人達に対しての先ほどの質問とかになっていきますので、誤解のないようによろしくお願ひしたいなと思いました。

また、芸術活動においては、言い出しっぱっかりじゃいけないので、ぜひ議長室等にも飾っていただいて、議会のほうもそういうところでやるべきじゃないかと提案をさせてもらって一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小長谷順二君） すみません、先ほどの件で答弁。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） すみません、先ほどの実績、令和3年度の537万6,000円ですが、市の会計システムで抽出した数字ですので、教育委員会の購入分も含まれているということで訂正をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 三田議員、よろしいですか。

これで、三田忠男議員の質問を終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月14日の午前9時30分から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後 3時34分

## 令和4年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年6月14日(火曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第 2 議案第43号 財産の取得について((仮称)日向公園用地)  
日程第 3 議案第44号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)  
日程第 4 議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について  
日程第 5 議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について  
日程第 6 議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について  
日程第 8 議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について  
日程第 9 議案第50号 市道路線の廃止について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君

健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会6月定例会4日目の会議を開きます。

◎発言訂正について

○議長（小長谷順二君） ここで、6月8日の本会議において、三田忠男議員の一般質問への答弁について、市長から発言の訂正の申出がありましたので、これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私の答弁の中でこのような発言がありました。

まずは、中伊豆小学校の将来について。市長としては、私の脳みその中では、新しい中学校ができれば速やかに中伊豆中学校の校舎を壊して、そして中伊豆小学校を移転して体育館を使いながら小学校を移させてやりたい。なぜならば、そこまでは議会が決定しているからですという部分が正確ではございません。

その後、学校設置に同意を得ているので、あとは中伊豆小学校の移転だけですからと続けてはいるんですが、あくまで議会から議決、承認いただいているのは、3小学校を統合して中伊豆小学校を設置するということまでですので、そこまでが議会が承認をいただいていることです。

当然、移転する場合には、住所変更の条例改正がございますから、また議決の承認をいただくのですが、そこは大きな誤解を生じるおそれがありますので、あくまで議会に承認をいただいているのは、中伊豆小学校の設置までということでございます。

それから、修善寺東小学校についてですが、そこで議員から、そこを先に、そこというのは修善寺東小学校と修善寺南小学校、文脈上、ということですが、先に統合したらどうかという御意見があったので、先般の総合教育会議で市長として議会からの御提案だから、これは教育委員会として学校設置は教育委員会ですから、修善寺南小と修善寺東小の統合については検討してくださいという指示をしました。この議会からの御提案というところが正確ではございませんで、議場において議員からの提案という意味でございます。これも大きな事実認定の間違いがございますので、これも訂正をさせていただきます。

それで、私の真意ですが、それも補足させていただきたいんですけども、伊豆市のような財源が厳しいところでは、行政執行部が議案として議会に提出させていただいた案件につ

いては、その時点で既に国・県との協議、地権者との交渉、財源の確保等全てが調整が整っている案件です。したがって、それを否決された場合には、極めて大きな影響があるということは、ここ数年私どもが目目の当たりにしているところです。

そこで、これは、以前からの繰り返しになりますが、したがって、施策を整理する段階、施策を整理して、議案として調整する段階、着手する前及び施策を整理する手続において、議会から御意見をいただき、そして、議案に総合化、調整し終わる段階においては、議員の皆さんの御意見が十分に反映されているように最大限の努力をしてみたいと思いますので、これからも引き続きよろしくお願いたします。

表現が不正確で大変申し訳ありませんでした。訂正をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 以上で、市長からの発言の訂正を終了いたします。

#### ◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### ◎議案第42号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、議案質疑を行います。

日程第1、議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。7番、杉山武司です。

議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について質疑をいたします。

議案書67ページ、2款総務費、1項総務管理費、10目の電子計算費の情報化推進事業についてお伺いをいたします。

令和4年度の当初予算の概要で組織の改編を行い、デジタル戦略スタッフを新設するとの説明がありました。伊豆市のIT化の遅れの対応として、今後の自治体DXを重点的に推進するためにICT分野における高度な専門知識を有する人材、CIO補佐官を配置し、行政事務の効率化を図るとしています。

今回の補正で、情報化推進事業費としてCIO補佐官報酬90万円、費用弁償42万5,000円が計上されています。この補佐官の勤務実態の内容を説明願います。

次に、議案書87ページ、6款農林水産業費、2項林業費、2目の林業振興費の森林環境譲与税活用事業についてお伺いをいたします。

森林環境譲与税の増に伴う森林環境譲与税活用事業の追加とのことだが、森林現地調査等

委託料と森林環境教育業務委託料の詳細な内容の説明を願いたい。

次に、議案書105ページ、14款予備費、この予備費についてお伺いいたします。

令和4年度当初予算では、この予備費は3,000万円の予算を計上しております。その12倍を超える補正予算3億6,200万円を計上した理由を説明願います。

以上、市長に答弁を求めます。よろしく願います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうから2款の情報化推進事業のCIO補佐官の勤務実態等の内容の説明についてお答えをさせていただきたいと思えます。

CIO補佐官でございますが、CIOとは、最高情報統括責任者という日本名になりますが、こちらの勤務実態等の内容でございますが、CIO補佐官の身分は、地方公務員法に基づく特別職非常勤職員としての任用を予定しており、伊豆市のDX推進の柱となるDX推進本部を補佐する役割を担っていただきます。

勤務日数は、月5日程度、今年度の勤務期間は本年7月から翌年、令和5年3月までの9か月間を予定しておりまして、その期間内で合計45日間勤務していただくことを想定しております。

具体的な業務といたしましては、まずは市長から我々一般職員まで自治体DXの概要や必要性について共通の理解を得るための研修の実施のほか、行政事務の効率化や見える化のための助言、伊豆市DX推進方針に基づく個別事業ごとの詳細計画を策定する際の指導などをしていただく予定でございます。

それから、14款の予備費について引き続きお答えをいたします。

予備費につきましては、当初予算に3,000万円を計上させていただいております。こちらは、自然災害など予算編成当時予期しなかった緊急的な支出が生じた場合に備え、設けさせていただいているものでございます。

今回、補正予算として計上した3億6,200万円につきましては、昨年、それから一昨年と同様、新型コロナウイルス感染症対策に機動的に対応ができるよう、地方創生臨時交付金の伊豆市への交付限度額分を予備費に計上させていただくものとなります。

私のほうからは以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 私のほうから、6款、森林環境譲与税活用事業について御説明させていただきます。

まず、森林現地調査等委託料についてですが、市内で手入れの行き届いていない私有林、



こちら私と書いた私有林になりますが、私有林について、市が所有者から経営管理の委託を受け、林業事業体に施業を委託、または林業経営に適さない森林については市が公的に管理する森林経営管理制度という制度が令和元年度からスタートしております。今回予算計上させていただいた森林現地調査等委託料は、その制度に基づく調査となります。

昨年度は、上白岩、城、八幡、柳瀬、冷川地区の居住地に比較的近い山林の所有者160名に対して森林経営管理に関する意向調査を実施しております。調査の結果、市への経営管理を検討する所有者が62名、筆数が168筆ございました。

今年度は、その結果を踏まえて、経営管理を検討されている所有者を対象に、森林現況や施業方法の確認等を行う現地調査のほか、今後のスケジュールや施業内容等の説明会を開催したいと考えております。

続きまして、森林環境教育業務委託料について御説明させていただきます。

森林環境譲与税の使途として、森林の整備を担うべき人材の育成や確保が法律にもうたわれております。これまで市では、森林環境譲与税を活用した人材育成や森林環境教育への取組ができていませんでした。

そこで今回、市内の小中高校生や保護者を対象に、市内の森林環境の現状と課題などについて学習するとともに、間伐体験や間伐材を活用した製品づくり、ネイチャーゲームなどの教育体験会を企画しました。子供たちに森林への理解や関心を高めてもらい、将来的には森林施業の担い手へとつなげていければと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ですが、款ごとをお願いします。再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） C I O補佐官の勤務内容のことですけれども、報酬自体が多いとか、少ないとかという問題ではなく、説明いただいたこの内容をもって伊豆市の I T化の遅れの対応策として最適と考えているのか。その上で、7月から来年の3月までの9か月間、45日間という、いわば短期、中期のような感じですがけれども、それで I T化の遅れの解消につながり、市民サービス、行政サービスへの高度化が図れると判断しているのか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回、私どもで予算計上させていただきました C I O補佐官の報酬が90万円、それから費用弁償が42万5,000円ということで、この規模の予算を計上させていただいております。

私どものほうでこの C I O補佐官を想定したときに、いろんな形を想定したんですが、私どもといたしましては、今年度デジタル戦略スタッフという形で新たに D Xの取組の強化を図ったところに、どのような形でこの C I O補佐官にサポートしていただくのが一番いいのかというような検討した中で、ある程度の専門的知識、それから実務経験はもろんなんで

すが、伊豆市の現状を理解したような方を選ぶことによって、伊豆市に合ったDX計画を進めることが伊豆市にとって最適な形であると考えております。

したがいまして、それに合うような条件の方を現在選考している、探しているところでありますので、その方をもって伊豆市のDXの推進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 今の答弁ですと、今探しているという話でしたけれども、まだ決定したわけではないですね。それなのに、報酬としては月額2万円ぐらい、それと費用弁償としては、交通費にすると大体1万弱、九千何がしになると、必然と、要するに、地域は絞られてきますよね。

それで、コンピューターのシステムエンジニアなんていうのは、最低でも月額5万円ぐらいの報酬を取るんですけれども、2万円という、ちょっと安いかなという気がしますけれども、このCIO補佐官を配置して、行政事務の効率化を図るこの事業は、今限りですか。2025年を目標時期としている地方公共団体の基幹業務システムの統一、標準化に対応するために継続というものは考えられませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 30年遅れましたから、日本のDXは。単年度で終わるとは思っていません。報酬の基準等については、また部長から補足させますけれども、実は、昨日、私が非常勤理事をやっています日本下水道事業団の理事会に行ってきました。2,000億円の大きな事業をやっている組織ですから、事前に下水道事業団のDX戦略とSDGs戦略を教えてくださいということをお願いしてあって、理事会が終わってからプロパーの理事の方から御説明いただきました。

DX戦略が初めてすっきりした中期構想を目にしました。御参考までに後でお分けしてもいいと思うんですけれども、令和10年にどうなっていたいかというのがまずあるんです。そのために今から数年間でどうやっていくかという行程表が非常にきれいにできていて、その中で、私が一番、ぜひこれをお願いしたいと言ったのが、令和10年頃にプラットフォームを作っていて、これを自治体とか民間企業とかに負担金で提供できるようにすると、これが欲しいんです。

本当は、政府に地方自治体も使えるようなプラットフォームを作っていて、それを都道府県とか、市町村が負担金を出して必要なものを買えるような体制にするのが、私は一番ありがたいと思っているんですが、実は、これが一番遅れています。

ですから、3年や5年でそこまで行けるとはとても思えません。長期的なDX対応は絶対に必要になると思います。ただ、現時点、私ども専門家もいませんし、伊豆市として独自に

どこまで、あるいは、少なくとも周辺市町村とか、県と連携してどこまでできるかというところさえまだもやもやとしている感じですので、そこは、やはりしっかり専門的な知識を持った方にアドバイスしていただきたいと、まさに第一歩というところでは。

処遇等について、もし部長からさらに補足すべきところがあったら説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 部長、補足ありますか。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） すみません。補足をさせていただきます。

先ほど答弁のまず補足なんですけど、人材、CIO補佐官の人選、そもそもDXの推進に当たっては、国が示しますDXの推進の手引き、手順というのがありますので、その中でどのような人材を選んだらいいのか、どのような外部人材の活用をしたらいいのかというような指針がございますので、それに基づいて人選を進めているところでございます。

人選に当たっては、先ほども言いましたが、専門的な知識の方を内々に当たっております、ある程度私どもの計上している予算の2万円の中で対応してくれるような形でいけそうなものですから、予算としては計上をしているところでございます。

それから、このCIO補佐官を任用してのDXの取組につきましては、今年度だけではなく、令和7年度までの実際DXの推進に当たりましては、継続的に支援をいただきまして、市のDXを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、6款、林業振興費について再質疑ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） まず、先ほど産業部長から、今年度は経営管理を検討されている所有者を対象に森林現況や施業方法の確認等を行う現地調査のほか、今後のスケジュールや施業内容等の説明会を開催したいと考えているとの答弁をいただきました。

令和4年度当初予算では、森林環境譲与税の歳入は3,700万円が予算措置されています。これらに関する歳出として、およそ2,000万円が計上されています。その差約1,700万円です。今回の追加交付がなくても十分当初予算の範囲内で当事業は実施できるものではないでしょうか。なぜ当初予算に組み込まず、補正予算に計上したのか伺います。

また、昨年度、中伊豆地区の上白岩、城、八幡、柳瀬、冷川の山林の所有者に対して、森林経営管理に関する意向調査を実施したという説明でしたけれども、今後は、市内全域にその対象として山林管理の意向調査を行うのですか。行うとするならば、その事業計画はできていますか。それは公表はできますか。お伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） まず、当初予算に組み込まなかった理由というところになると思いますけれども、こちらにつきましては、譲与税につきましては、毎年計画的に用途を決めて事業化をしているところです。ただし、将来的な活用を見据え、毎年基金として積立ても

しております。

先ほど当初予算で約1,700万円の差があると御指摘をいただきましたが、そちらは、森林環境整備促進基金として積立てをしております。今回の補正につきましても300万円は積立金に積立てしまして、残り800万円につきましてそれぞれ事業を前倒しする形で予算計上させていただきます。

それから、2番目の市内全域に意向調査を行うのかについてですけれども、こちら4地区全てももちろん行いますが、まずは効果が見えるというところから、居住地に比較的近いエリアから順次調査を行う予定です。

ただし、こちら山林は非常に市内広大な面積となり、筆数もかなりの筆数となります。全ての山林を調査するには、相当な年月が必要じゃないかと考えております。それに伴い、事業計画についてですけれども、昨年度市内の対象林について洗い出し調査を完了しております。ただし、こちら具体的な事業計画については、現在まだ作成中の段階です。

今年度森林環境整備の協議会を設置する予定ですので、森林環境譲与税の活用について協議する中で、地区ごとの具体的な計画について策定をしていきたいと考えております。

最後、公表ですけれども、こちら、計画が決まりましたら公表させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 調査に相当時間がかかるというようなお話でしたけれども、最近の技術ですけれども、無人ヘリコプターを使ってレーザー光線を当てれば、100ヘクタールが一、二時間で調査できるという方法もあります。

多分お金がかかることと思いますけれども、どの程度か研究なさってはいかがかなと思いますけれども。

それと、森林環境教育業務ですけれども、教育を担うのはどのような組織なのでしょう。さらに、この教育業務は、単年度事業なのか、継続事業なのか伺います。また、市内の小中高校生や保護者を対象としていると先ほど説明ありましたけれども、これも市内全域が対象ですか。対象者の選定方法は決まっているんですか。

それから、この教育対象者への安全配慮計画というものは、もう策定済みでしょうか、伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど産業部長から林業の計画を策定したら議会にもお示しすると答弁ありましたけれども、市長としては、森林環境譲与税は貴重な財源ですので、農林水産課だけではなく、企画財政課を踏まえて、全体としてどのような活用をすべきかという検討を

これから指示いたします。

森林環境譲与税は、山の整備だけではなくて、中間の製材業、それからエンドユーザーとしての地元産木材を活用したほぼあらゆる事業に展開できますので、伊豆市が強い特用林産、シイタケ、ワサビの振興も含めて、広範に活用させていただきたいと思っています。

そもそも今年4,800万円、来年も4,800万円、再来年以降は5,700万円、6,000万円近い財源が毎年来ますので、必ずしも基金を組まなくても計画さえしっかりつくれば安定した財源として活用することができます。

森林整備だけでは、全体の予算を使おうと思っても使い切れません。これに県の森の力再生事業が加わると、田方森林組合以外にも林業業者いくつかございますけれども、それだけでは使い切れないほどの、大変ありがたい話ですけれども、貴重な財源が入ります。

山を持っている伊豆市においては、山元と言われる森林整備から川下と言われる木材の活用までいろんな事業展開ができますので、今林野庁からもくれぐれも基金に多額に積まないで、速やかに活用するよという大変心強い指示も出ておりますので、ここは近々、企画財政課等も交えた伊豆市としての森林環境譲与税の総合的な活用の仕方をむしろ提示をさせていただきたいと思っております。

教育関係等、具体的な御下問については、再度部長から答弁をさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（井上貴宏君） 教育を担う組織についての御質問だと思いますけれども、こちらにつきましては、近隣で民間企業であるとか、教育機関に対して森林教育を主体とした森づくり体験活動を実施しているなど実績のある団体に委託を想定しております。

それから、単年度事業なのかについてですけれども、こちらは単年度ということではなくて、何年か継続して実施して、事業の実績、また効果について検証していく予定でございます。

それから、対象者につきましては、もちろん市内全域で、選定方法というか、募集をして参加者を決めたいと考えております。

それから、安全対策でしょうか、についてですけれども、こちらの講習の中で、事前にしっかりと講習を受けるというところで、リスクマネジメントの講習であるとか、林業機械の作業研修などを必ず受講してもらい、また、ボランティア活動保険等にもしっかり加入をして、備えたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、14款予備費について再質疑ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 地方自治法の第217条第1項の中に予備費のことが載ってしまっていて、予算外の支出または予算超過の支出に充てるために歳入歳出予算に予備費を計上しなければならないとされています。

その用途についてですが、それは、予見し難い事象等により一般会計の歳入歳出の決算上の不足が生じるおそれがあるとされています。

先ほどの説明では、要するに、新型コロナということに説明ありましたがけれども、この予見し難い事象ではなくて、もう分かっていたことですよね。こここのところの説明をしていただけませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） ただいま御指摘ありました地方自治法第217条の予備費の定めでございますが、議員の御発言にありました予期しない支出というもののほかに緊急性の部分もございます。今回の予備費につきましては、緊急性という観点の下に予備費として、予備費の制度を使って対応させていただくというふうに考えております。

したがって、緊急性という意味で予備費を予備制度による対応をさせていただいたというお答えになると思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 前にもお話ししましたが、地方自治法の第208条の第2項には、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならないということが原則です。ある年に必要な支出の財源は、同じ年度内の収入で賄うことになっています。

当初予算の策定時のコロナ感染者は、現在よりも多かったと思います。そして、加えて、物価上昇ですとか、エネルギー価格の上昇は、もう2022年の初め頃には分かっていた。その他物価の高騰というものは、ウクライナ侵攻で拍車がかかったけれども、昨年より顕在化はしていました。

それなのに、ただいまの答弁内容の事業を3月定例会の審議中の当初予算に修正計上はできなかつたのか、しなかつたのか、どちらですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新型コロナの危機管理の状況は、まだ続いておりますし、2月24日に発生しましたロシアによるウクライナ侵攻は、まさに不測事態でございます。

いずれもこれからどのような展開になるか分かりません。観光のインバウンドも復活する中で、どのような影響をもたらすのか、新しい新型ウイルスができるのか、できないのか、どこでできるのか、どのような強度になるのか予測できません。

また、ロシアによるあのような紛争も、どのような形で終わるのか、もっと拡大するのか、日本国及び伊豆市長が主導権を持ってコントロールできない状況が続きます。自分が主導権を持っていない場合に、最も大切なことは、準備するということです。

それで、準備の中で、具体的な施策を今打つことができません。中にはできるものもありますけれども、しかし、限られた財源、今年中に使わなければいけない財源の中で、これとこれとこれが必要だ、何月頃どのような施策が必要だという状況にございません。

したがって、幅広く対応可能な準備をしておく、そのためには、国から示された財源を状況の変化に応じて、即応して対応できるような体制が必要だと市長は強く状況を認識しております。

先ほど当初予算で組めなかったのか等々につきましては、再度部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 当市は昨年、それから一昨年と当初予算編成直後の第1回補正として、一昨年度は4月の臨時議会の第2回補正としてコロナの対策分の予備費を計上させていただいたところでございます。

その当時は、いずれも感染拡大の最中でありまして、状況に応じた機動的な対応が必要でありましたので、年度当初の3月、それから4月の当初の段階で予備費に計上させていただいた経緯がございます。

一方、今回は、感染拡大が小康状態にあったという部分もありまして、市内の影響を再確認させていただいて、より必要なところに必要な支援を講じようという考えがありましたので、今年度は6月補正において予備を計上し、慎重に対応をしようとしていたところでございます。

そこにこのたびの原油高騰、それから物価高騰という新たな要因によるコロナの対策を講じる必要が生じたので、併せて6月補正において予備費を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで3回目終わりましたので。

○7番（杉山武司君） 結果を聞いていない。結果を聞いているわけじゃないんです。できなかったから、しなかったからなのかということを知っている。答弁になっていない。6月に上げたということは聞いていない、別に。3月になぜできなかったのか、しなかったのか、どっちなんだって。

○議長（小長谷順二君） その答弁は答えられますか。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 当初予算の段階で計上をしなかった理由でございますが……

○7番（杉山武司君） 修正を……

○総合政策部長（新間康之君） 修正を……

○議長（小長谷順二君） ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 先ほど、すみません。先ほどの御質問なのですが、修正しようと思えばできました。ただし、先ほども申しましたとおり、感染拡大のほうが小康状態であったという認識でありましたので、市内の影響をもう少し確認をさせていただこうということで、その時点では修正という形を取らずに今回の6月で補正をさせていただこうというふうに考えておりました。よろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 以上で杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

先ほどの杉山武司議員とかぶりますが、14款、104ページ、予備費の扱いです。

予備費金額の算出根拠等を説明願います。

歳出時は事前に議会との協議の場、議決じゃなくて協議の場を設ける予定はありませんか、お伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） この3億円を超える予備費の使い方については、去年からも申し上げてまいりましたが、伊豆市は比較的、ここ3日間感染確認がゼロというふうに落ち着いておりますので、まだまだ厳しい事業所があることは十分承知の上で、損害補填的な使い方ではなく、将来の生産性向上に役立つような、例えば、まだ整備されておりません商工会、観光協会等の会員ネットワークの構築でありますとか、生産性向上、あるいは事業の体質改善に貢献するような使い方をぜひ考えさせていただきたいということで、担当にも指示をしているところです。

議会との協議の場を設けるということがございましたが、私どももいろんなところからはヒアリングはしておりますが、必ずしも十分に現状を把握できているか、ニーズを把握できているかというところは自信がないところもございます。

議会のほうからまた声をかけていただいて、全員協議会なり、あるいは意見交換会なりというような、そのような場でもぜひ皆さんから御提案をいただければ、むしろありがたいと感じております。

詳細について、御質問の具体的な内容については、総合政策部長に答弁をさせます。



○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、金額の根拠についてでございます。

予備費の金額の根拠、それから内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和3年度に交付決定され、国が令和4年度に繰越した伊豆市への交付限度額2億800万円と、コロナ禍における原油価格、それから物価高騰対応分として4月末に配分が決まった伊豆市への交付限度額1億5,400万円を合わせた額の計3億6,200万円を今回計上させていただいております。

それから、議会との協議の場でございますが、本来であればこの6月議会において地方創生臨時交付金を活用した施策をまとめ、歳出予算に計上し、議会にお諮りできればよかったと考えております。

しかし、一般質問でもお答えをさせていただきましたとおり、現在、市内の状況を確認するなどの作業を行っている段階でございます。これから計画を立てたいと考えていることから、今回もこれまでの交付金の扱いと同様、予備費による対応をお願いしているところでございます。

今後、交付金を活用する施策を実施する場合には、事前に議会に対しお知らせをする形で対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 質疑ではありません。

対話を通じてよりよい市民との生活が向上するように議会も一緒になってやらせていただければと思います。

これで終わります。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

同じく議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について質疑をさせていただきます。

まず、2款、67ページ、1項総務管理費、8目企画費の中の移住定住促進事業というところに出てくる伊豆総合高校土肥分校の下宿運営事業補助金についてであります。

内容、県立高校である伊豆総合高校の土肥分校の下宿生増加に伴う下宿運営事業補助金の増ですが、県費からの歳入はなく一般会計からの支出となっています。

この機会に改めて、確認の意味で質疑をしますが、土肥分校の地域みらい留学とはどのよ

うなものか、スポーツ強豪校のいわゆる越境入学との違いはどこなのか、県立高校の下宿運営費を県ではなく、今回市が支出する理由、県との費用の支出を含めた双方の役割分担の考え方についてなど、この機会に確認の意味で説明を求めます。

次に、同じく2款、67ページです。電子計算費の中の情報化推進事業、CIO補佐官の報酬と費用弁償についてであります。

DXデジタルトランスフォーメーション推進本部のCIO補佐官任用に係る予算ですが、本市においてのCIO補佐官の位置づけ、求める職務内容の説明をお願いします。

ですが、ここは杉山武司議員の質疑と重複していますので、求める職務の内容についての説明はありましたので、これについては結構です。CIO補佐官の位置づけについて、いわゆる給与費明細の中の位置づけではなくて、組織図の中の位置づけの説明をお願いしたいという趣旨であります。

要するに、CIOというのは最高情報統括責任者ですが、CIO補佐官ですので、CIOという立場の、要するに最高責任者はほかにいるのか。市長なのか、副市長なのか、あるいは部長なのか、その辺がいま一つ明確でないの、その位置づけを聞いています。

デジタル推進本部という言葉が、伊豆市マークの予算資料の中に出てきますが、実際は、地域づくり課の中のデジタル戦略スタッフを指導する立場ということですが、そういった意味での位置づけの確認をここでは求めます。

次に、また、本市のDX推進本部の設置目的と当面（短期・中期）の到達目標の確認をしていきたいので説明を求めます。前の議員の質疑と重複する部分についての回答は求めませんので、よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、初めに、2款の移住定住促進事業についてお答えをさせていただきます。

県立高校の下宿運営費を県ではなく市が支出する理由についてでございますが、土肥分校は土肥地区に密着した高校といたしまして地域と深く関わり、地域活性化において大きな役割を果たしております。

しかし、近年、少子化により入学者数が減少し学校の存続が危ぶまれる状況となっていることから、地域みらい留学と呼ばれる制度に参画し、令和5年度の入学者選抜より全国から生徒、留学生を募集することとなりました。

それに先立ちまして、土肥分校魅力化推進協議会を組織する、地域、学校、県、そして市がそれぞれに土肥分校に入学してくれる生徒を引きつけるための魅力化を向上させる取組を

検討する中、令和3年度から土肥留学という名の下、広く県内の遠方から生徒を募集することとしたのに対し、地域がサポート体制として下宿運営協議会を組織し、下宿生の受入れを支援してくれることとなったことから、市といたしましても下宿運営協議会を通じた留学生への生活の支援として下宿費用の補助を行うこととしたものでございます。

したがって、県立高校への支援という目的は、最終的にはあるんですが、地域の活性化の観点から支援を行っているものとなります。

それから、県との役割分担の考え方でございますが、県は、言うまでもなく学校そのものの魅力化を担い、地域は下宿運営による受入れ体制の整備と留学生の生活のサポートを、そして市は、生徒と地域との連携支援や地域みらい留学を活用した広報による支援などを行いまして、それぞれが土肥分校の魅力化を推進し、存続に向け取組を行っているところでございます。

それから、同じく2款の情報化推進事業、CIO補佐官でございます。

杉山武司議員にお答えしたとおり、CIO補佐官には、伊豆市のDX推進の柱となるDX推進本部を補助する役割を担っていただきます。

このCIOの補佐官ということで、CIOにつきましては、副市長がその任務を担いまして、副市長を中心とした伊豆市のDX推進本部の取組をサポートしていただくというのがCIO補佐官の役割になります。

それから、DX推進本部の設置目的と到達目標でございますが、DX推進本部は、伊豆市DX推進方針の目的でございます、デジタル技術を最大限生かした、誰にでも心地よく活気あふれる自立したまちづくりを目指し、市民が便利さを実感でき寄り添うことのできるサービスを提供できる市となるため、部局横断的、それから全庁的な体制を構築し取組を推進していくことを目的に設置するものでございます。

短期的な目標といたしましては、国の自治体DX推進計画に記載された特に国民の利便性の向上に資する手続について、今年度末までにオンラインによる手続が可能となるよう整備を進めたいと考えております。

それから、中期的には、自治体の基幹系と呼ばれる主要な業務を処理するシステムの標準仕様を令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することが求められておりますので、遅れることのないよう準備を進めることを目標としております。

その他、伊豆市独自といたしましては、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進に早々に着手するほか、デジタル人材の育成、デジタルデバイド対策として、市民に対するきめ細やかなデジタル活用支援にも力を入れていくこととしていますが、これらについては、今後策定をいたします個別の計画の中でそれぞれの目標と実施年度等を設定することにより進捗管理を行いまして、DXの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質疑ですけれども、同じ2款ですので、一括で質疑を

お願いいたします。

再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） まず、移住定住の土肥分校の件についてです。

説明の内容はよく分かりました。もう一点だけ確認します。

地域みらい留学について調べると、日本財団のホームページの中にこれが出てきます。県との役割分担は今、さっきの説明で分かりましたけれども、日本財団と伊豆市、あるいは県との関係というのが、補完関係のようなものが何かあるのか、一括してまとめている、ホームページだけを運営しているというわけではないような気がするので確認をします。

○議長（小長谷順二君） DXについては再質疑ありますか。

○13番（青木 靖君） DXについてですけれども、副市長が、いわゆるCIOであるということが確認できました。DX推進本部というのは、デジタル戦略スタッフとイコールではなくて、ほかの人も入った組織になっていて、それを全体として副市長がCIOになってDX化を今後進めていくということかどうかという、そういう、もう一回組織の、伊豆市としてのDX推進の組織の在り方をもう一回確認します。その2点で結構です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本会議ですので、いずれも市長としての考え方も述べさせていただきたいと思います。

まず、伊豆総合高校の土肥キャンパスについては、県内でも全国公募しているところが先行的にありますけれども、かなり性格が違って、先行的に実施した高校は、地元の子供たちがかなりの数そこに進学している。つまり、その学校がなくなると子供たちの教育機会を失うというような環境にあったそうです。

他方、土肥の子供たち、伊豆市の子供たちは、どちらかというとはほかの高校を選んでいる。ですから、この土肥キャンパスを残したい、伊豆総合高校を残したいというのは、行政を含む地元の強い意向だということになります。

市長の立場から考えますと、もちろん高校は残したい、県立高校を残したいというのもあります。それで、その地元の高校、県立高校が地域の特性を生かした学校であってほしいという願い。そして、そこからそこに県内外から広く生徒が来ることによって、これは県教委の教育目的から逸脱するとは思いますが、市長としては、地域の皆さんに自信を持っていただきたい。私たちは、高校生が選んで来てくれる地域なんだという、やはりシビックプライドの、何というんでしょうか、大きな引き金としていきたい。こういう思いから、相当程度今年からは市が踏み込んでいくというような姿勢を明らかにしているところです。

もう一つ、DXも、我々の世代は、議員の皆さんも私も、昔は、自動車は一家に1台でしたよね。お母さんたちが約3か月、約30万円払って、喜々として自動車学校に行きましたよ

ね。お金払って、時間かけて行きましたよ。この地域のお母さん方、みんな。

そして、難しい取説を読んで、洗濯機とか、冷蔵庫とか買いましたよ。なぜDXではそれが起こらないのか。DXが便利だということが、全く広く認知されていないんだと思うんです。

ですから、私は、再三いろんなところで申し上げているんですが、もう一度私たちは、もうとてもとても世界トップレベルの先進国ではないと。もう一度、明治の先人たちの思いに戻って、やはりしかるべく先進国がどのような生活をしているのか、一体北欧の人たちはどんな便利な生活をしているのかを、もう少しビジュアルに見せていただければ、そうか、DXは生活が便利になるんだということが分かると思うんですが、今は、どちらかというところ、お金をつけてでも行政的にマイナンバー取ってくださいというような、ちょっと手法と目的が逆転しているようなところがあって、まずは、私は、やはり先進地からもう一回学ぶ姿勢に伊豆市も戻って、広く勉強したいと思っています。

すみません。具体的な回答をもう一度部長から答弁させてください。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、1点目の地域みらい留学でございますが、地域みらい留学につきましては、一般財団法人の地域・教育魅力化プラットフォームというところが全国の地域みらい留学の自治体の取りまとめを行っております。そちらが一括して管理をしております、そちらが地方創生推進交付金の認定を受けることになっておりますので、こちらに係る事務費、それから生徒の生活費等、2分の1を国庫補助で受けられる、今後、歳入として見込めることとなっております。

それから、DXの推進体制でございますが、伊豆市のDX推進本部について補足をさせていただきます。

本部は、本部長、CIOを副市長、それから副本部長を私、総合政策部長がつきます。それから、CIO補佐官を外部人材、それから、推進本部には委員がおりまして、委員については部長級の職員で構成をしております。事務局は、地域づくり課デジタル戦略スタッフが担当いたします。

具体的なDXの関連事業は、各部局で推進をしていきますが、部局間をまたぐ重要なものについては、この推進本部の中で協議をいたしまして、その下部組織であります情報化推進委員会、それから情報化リーダー会議みたいな組織もございますので、それらを使いながらDXの推進を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

○13番（青木 靖君） ありません。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで、青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第1項の規定により、配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

ここで10時40分まで、約10分間休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第43号及び議案第44号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第2、議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）及び日程第3、議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）の2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第43号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）。

財産の取得を静岡県土地開発公社から行う理由や行政上の業務効果について伺います。

取得金額の用地別、補償別の算出根拠等をお伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 子育て世代の皆さんから、長い間大変に強い要望があったリバーサイドパークのような公園が欲しい。ようやく、ようやく、着手できる見込みになってまいりました。まだまだ課題たくさんこれから出てくると思いますが、何とぞ議会の皆さんの引き続き力強い御支援、御理解をいただいて、この事業が着実に進むように最大限の努力をしてまいりたいと思います。

御質問については、建設部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） それでは、私のほうから質疑にお答えをさせていただきます。

今年度全ての用地買収を予定しておりますが、用地取得費を後年度に平準化できる用地先取得制度を活用し、用地の取得をすることとしております。

地権者から静岡県土地開発公社が土地を買い、その後、静岡県土地開発公社から伊豆市が買い戻すこととしております。

公共用地取得事業を行うことのできる団体は、静岡県土地開発公社以外になく、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第1号の規定に該当する業務として、随意契約するものであります。土地開発公社は用地取得に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、公社職員を活用することで、短期間に円滑かつ着実な用地取得が可能であると考えております。

土地開発公社との契約の内容につきましては、用地買収が5万166平米のうち、田んぼが4万3,367平米、畑が2,128平米、山林が4,671平米で、金額といたしまして4億7,943万6,100円、建物、工作物、立木の補償費が3件で700万円、その他事務費といたしまして1,667万1,093円で、合計5億310万7,193円となっております。

用地単価や補償費の算定については、不動産鑑定評価及び用地調査により算出はしておりますが、個別の金額については、個人の権利利益を害するおそれがあるため、回答は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） プロパーに任せるということで理解しました。

金額についてですけれども、私もちょっと迷ったんですが、契約書の中に宅地とか、田畑、山林とかあるわけです。概算ぐらいのことはどうなのかなと思って質問させてもらったんですが、個別の細かい金額を求めているわけではございませんが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） ちょっと今、質問、すみません、ちょっと聞こえなかったので、もう一度よろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 三田議員。

○14番（三田忠男君） 契約書がありますよね。仮契約書の中の一番最後に別記として、本件事業用地等の内訳、宅地、田、畑、山林、建物、工作物とありますが、とりわけ用地について、大体宅地ならばどのぐらいとか、田畑ならばどのぐらいでというぐらいのことは、単価を言えませんか。平米当たりとか。坪当たりとか。

○議長（小長谷順二君） 確認取れましたか。

答弁願います。

建設部長。

○建設部長（大村俊之君） すみませんでした。

単価については、先ほども申し上げましたが、回答のほうは控えさせていただきたいと思

います。

○議長（小長谷順二君） 再質疑ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 個人がどの平米なんということではなく、一般的な基準単価とか、そういうものの、公表されている中で基準になったということですから、公表されている単価とか、そんなことも言えないんでしょうかね。

○議長（小長谷順二君） 公表されている単価については言えないのかという質疑ですが、建設部長。

○建設部長（大村俊之君） すみません。今日、この場で、ちょっと単価については、今数字を持ち合わせていませんので、またこれについては、公表されているものについては公表ができるかと思いますが、ここでの個別の単価については今持ち合わせていませんので、それについては、ちょっとお答えはできません。

○議長（小長谷順二君） 委員会等で説明ができますか。建設部長。

○建設部長（大村俊之君） 単価については、改めてちょっと確認をさせていただき、回答できるかできないかについてお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 三田議員、3回目です。

○14番（三田忠男君） 終わりにします。

○議長（小長谷順二君） 以上で三田忠男議員の質疑を終わります。通告による質疑をここで終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号の2議案は、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

#### ◎議案第45号～議案第48号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正についてから日程第7、議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第48号までの4議案については、議案付託表のとおり、それぞれ所管する委員会に付託いたします。

#### ◎議案第49号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第8、議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。



これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号については、議案付託表のとおり、教育厚生委員会に付託いたします。

**◎議案第50号の質疑、委員会付託**

○議長（小長谷順二君） 日程第9、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号については、議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

**◎散会宣告**

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月28日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時48分

## 令和4年伊豆市議会6月定例会

### 議事日程(第5号)

令和4年6月28日(火曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)  
日程第 2 議案第43号 財産の取得について((仮称)日向公園用地)  
日程第 3 議案第44号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)  
日程第 4 議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について  
日程第 5 議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について  
日程第 6 議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 7 議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について  
日程第 8 議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合規約の一部を変更する規約について  
日程第 9 議案第50号 市道路線の廃止について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(15名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
4番	飯田大君	5番	黒須淳美君
6番	下山祥二君	7番	杉山武司君
8番	星谷和馬君	9番	鈴木正人君
10番	間野みどり君	11番	波多野靖明君
12番	小長谷順二君	13番	青木靖君
14番	三田忠男君	15番	永岡康司君
16番	杉山誠君		

### 欠席議員(1名)

3番 鈴木優治君

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地豊君 副市長 佐藤信太郎君  
教育長 梅原賢治君 総合政策部長 新聞康之君

総務部長	滝川正樹君	市民部長	佐藤達義君
健康福祉部長	栗山信博君	産業部長	井上貴宏君
建設部長	大村俊之君	危機管理監	加藤博永君
教育部長	小塚剛君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	土屋洋美
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日、3番、鈴木優治議員より欠席の届出がありますので、お知らせをいたします。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会6月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、総務経済委員会所管科目の委員会審査の経過と結果について御報告いたします。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、質疑の主なものを報告いたします。

初めに、産業部所管科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

議案書87ページ、森林現地調査等委託料700万円の委託先とどのような調査を行うのかとの質疑に対し、委託先は入札により実績のある団体を考えております。調査の内容は昨年度からモデル地区として、中伊豆地区の八幡から冷川までの所有者の方に意向調査を行いました。今年度はその地区の現地調査に入る目的で計上させていただきましたとの答弁がありました。

同じく議案書87ページ、森林環境教育業務委託料の100万円の内容について、全国で起きている水害の統計を見ると皆伐された山の大きな作業道が災害の原因とも指摘されている。森林整備の施業の方法や防災教育も取り入れられるかとの質疑に対し、今の林業事業体は高性能の機械を活用しながら、なるべく効率のよい施業がメインになっております。今後は委

託先の業者と作業道や防災教育の必要性についても協議していきますとの答弁がありました。

次に、総務部所管科目につきましては、当局からの補足説明の後、質疑に入りました。

職員給与に関わる人件費6,479万6,000円の減ですが、相当な金額です。退職者の内訳の公表はできますか、また永年勤続された方が退職をされたことによって人件費が減ったのかとの質疑に対し、3月31日での退職者と4月1日に新規に採用した職員もおります。その差額を表記しており全体として10名の減、その分の人件費として削減をさせていただきましたとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管科目について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

議案書94ページ、災害対策費200万円、新型コロナ感染者への食料支援は具体的にどのようにやっているのか、その流れはとの質疑に対し、コロナに感染された御家族の家庭からコロナ対策室に電話が入り、そこで何人家族なのか等の聞き取りをしてマックスバリュに連絡を入れ、準備ができ次第、職員が御自宅の玄関まで持っていく流れですとの答弁がありました。

次に、同じく食料支援は実際に何件あったのかとの質疑に対し、食料支援は2月から始めて、2月、3月で支援は25件、支援金額の合計は32万8,919円でした。今年度は4月、5月で10件の支援、支援金額の合計は15万3,063円ですとの答弁がありました。

次に、総合政策部の所管科目について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

議案書67ページ、ふるさと納税促進事業136万3,000円で、寄附金額が増えてきたので新しいシステムを導入することのだが、さらに具体的な説明を求めたのに対し、ふるさと納税ポータルサイトから寄附の申込みが届くと、その内容を現在は職員が手入力で作成し、返礼品の注文書を取りまとめて発注しています。今回のシステムを導入することにより、寄附の申込み内容を自動で取りまとめて台帳を作成し、返礼品の注文書も事業者ごとに自動で作成されます。寄附証明書の作成についても台帳で一括管理していますので、自動で印刷されるなど、事業の効率化が図られますとの答弁がありました。

同じく議案書67ページ、移住定住促進事業384万円、伊豆総合高校土肥分校の下宿生が5名から13名になると土肥ペンションでは下宿先が足りなくなると思うが、他の下宿を探すとか下宿先の募集をしているのかとの質疑に対し、土肥ペンションの9部屋のうち8部屋に入居しております。下宿先としてもう2か所ありますが、足りないの下宿運営協議会で観光協会や民宿組合等に協力していただき随時探している状況ですとの答弁がありました。

次に、補足説明資料2ページの予備費3億6,200万円について、実際の予算というものは年度内に消化すべきものだが、使い切れなかった場合には基金に入れるのか国に返すのかとの質疑に対し、国の予算が令和3年度から4年度に繰り越した予算を伊豆市に割り当てられておりますので、令和4年度から5年度への繰越しはできないことになっております。コロナ交付金として使い切れなかった場合は国に返還することになっておりますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

詳細につきましては、委員会室にて概要書が閲覧できますので、質疑の主なものを御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、小学校管理費、中学校管理費、義務教育学校管理費の新型コロナウイルス対策事業として消耗品費と施設備品購入費があるが、当初予算ではなく6月補正予算で計上した理由はとの質疑に対し、予算編成の際に、コロナの関係も視野に入れていかなければならないということで話は進んでいましたが、その段階では補助金の活用は見えていない部分もありましたので、各学校に割り当てた消耗品費の1%を新型コロナウイルス対策として盛り込んでいました。今回、補助金の活用が視野に入ってきましたので、各学校の意見を聞きながら補正予算として計上しましたとの答弁がありました。

続いて、委員より、消毒用のアルコールやアルコール噴霧器などを購入するとの説明があったが、それで全てかとの質疑に対し、昨年度、有効に機能するものを優先的に購入しました。今年度は、また意見を聞き、必要だというものについて全て網羅できるように予算を計上させていただきました。ただし、今後、感染状況が進み必要なものが変わってくることも考えられますので、学校と相談しながら柔軟に対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、2分の1の国庫補助金が使えそうなので、今回備品購入などの補正を組んだということだが、伊豆市分の割当てがあり、それに市が半分足した金額で購入できるものにしたのかとの質疑に対し、割当てがあったのではなく要望をした形です。学校から不足しているものについて申請をもらい、各学校の申請内容を見て、調整した上で要望しましたとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第42号については、討論はなく採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑の申出がありませんので、質疑を終結します。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第42号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

それでは、賛成討論を行います。

11番、波多野靖明議員。

[11番 波多野靖明君登壇]

○11番（波多野靖明君） 11番、波多野靖明です。

議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、賛成討論を行います。

この予算でふるさと納税管理システムの使用料がございました。年々増えるふるさと納税寄附額に一般の表計算ソフトでの手入力対応では処理がし切れなくなってきたと説明がございました。

今後は、データ処理の単純化が図られ、今後も間違いなく処理されること、人事異動に伴う引継ぎ作業も軽減されると推測をいたします。

このまちへ多くの方から御寄附をいただき、市民の一人としても喜ばしいことと感じます。皆様の御寄附をしっかりと記録し、正しい使われ方、誠意ある返礼品対応等するようお願いをいたします。

そして、下宿生の増加に伴う伊豆総合高等学校土肥分校下宿運営事業補助金の増について、以前から土肥キャンパス、地元の市民からは旧土肥高校の存続を希望される方が多くいらっしゃいました。今回、当初見込んでいた予算よりも多くの生徒の下宿があると聞いたことで、卒業生の私もうれしく思いますが、地元の方々はさらに大変喜んでいられると思われま

す。今まで地理的にも特に過疎化が進む地域ですが、逆に可能性が十分にある地域だとも思います。今後も力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

電子計算費としてのDX推進本部CIO補佐官任用に係る報酬及び費用弁償ですが、質疑

の中でIT関係の人材を登用するには少ない予算ではないのかということも質疑があったと思います。私も実際そのように感じたわけですが、ただ、一番はこの伊豆市にフィットしたDX化であることが一番であると思います。どのような方を任用していただけるのか気になりますが、今後、しっかりと説明をよろしくお願いいたします。

そして、予備費の新型コロナウイルス感染症対応の増額についても、2年以上苦しめられたコロナ生活、その中で判明したこの伊豆市内の問題点の改善、それを改善するために何が必要であるのか、市の実情に応じたきめ細かな対応をデジタル化やDX化と絡めても考えていただきたいと思っております。

いまだ厳しい財政状況でしょうが、伊豆市の未来へ健全な財政運営の取組を期待して、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 続いて、賛成討論、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、賛成の立場で討論を行います。

この補正予算は、4月1日付の定期人事異動に伴う人件費の補正やふるさと納税の納税件数の増加に対応するための管理システムの導入、伊豆総合高校土肥分校の下宿希望者が当初予算で見込んだ5名から13名と増えたことに伴う補助金の増額、DX推進のためのCIO補佐官を非常勤特別職員として任用するための予算、森林環境譲与税が当初見込額を上回って配分されることとなったため、それを有効活用して林業振興につなげるための事業予算、また、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に食料品などを支援するための予算、さらに、小中義務教育学校における新型コロナウイルス感染症対策の消耗品や備品購入のための予算、そして、新型コロナウイルス感染症対応のための予備費の積み増しなどを盛り込んだものとなっています。

自主財源の乏しい伊豆市では、国や県からの交付金や補助金を有効に活用し、住民福祉の向上や市の活性化につなげる事業を行っていくことが求められています。

この補正予算でも、森林環境譲与税や国の教育費補助金、県の消防費補助金など、当初予算編成時には確定していなかった補助金などを活用して必要な予算が計上されていることが認められます。

この中で、特に予備費については、国の地方創生臨時交付金の令和4年度への繰越し分の中での伊豆市への交付限度額と4月26日に閣議決定されて追加交付が決まったコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を合わせて計上したものとなっています。

本会議議案質疑の答弁でもありましたが、予備費として計上した理由は、昨年と同様に市内のコロナ感染の様子を見ながら機動的に対応できるようにするためとされ、市内の影響を再確認して必要などころに対応するとのことでした。



また、国から伊豆市に追加配分されるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分約1億5,000万円については、私も一般質問で取り上げましたが、国は地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設するとしているように、生活者支援や事業者支援を地域の実情に応じて必要な取組を行うために交付されるものです。

2年以上続くコロナ禍は、市民生活や経済に大きな打撃を与え、先の見通せないウクライナ情勢や円安の加速など、物価の高騰は今後も続くと言われております。コロナ禍で経営立て直しのために受けた融資の返済が迫る中、厳しい状況に直面する事業者もいると聞いています。6月8日の私の一般質問の時点では、4月末に交付が決定したということもあり、まだ具体的な活用については検討段階とのことでしたが、市内の状況を迅速に整理し、必要なところに支援が行き渡るように、燃料費高騰等に苦しむ事業者や生活に困窮する市民を守るため、この交付金を活用して有効な施策を講じていただきたいと思います。

以上、令和4年度伊豆市一般会計補正予算はしっかりとした歳入見込みに基づき必要な事業に適正な予算が計上されていることを認め、賛成討論とさせていただきます。

議員の皆様の賛同が得られますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和4年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号及び議案第44号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第2、議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）及び日程第3、議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）の2議案を議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）及び議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）の2議案についての審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園）については、当局からの補足説明の後、質疑に入りました。

静岡県土地開発公社と契約するメリットは何ですかとの質疑に対し、公社による用地の先行取得は用地取得に関わる支出を翌年度以降に分割するので予算の平準化ができること、用地取得の業務において仮に単年度の予算規模を越えた場合、地権者から急な買取りの要請があったときでも公社の方で対応できること、それから土地取得のプロと市役所のスタッフが同行することにより、スムーズに進むことになると思いますとの答弁がありました。

また、防災公園を整備するに当たり、土地取得については伊豆市の予算で起債しているのか、県の補助があるのか確認を求めたのに対し、当初予算の議案にありましたが、国の社会資本整備総合交付金を活用しております。加えて危機管理課の予算で防災施設を造りますので緊急防災事業債も活用しております。交付金の市の負担についても一般公共事業債という債務負担は一部入っていますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく採決の結果、議案第43号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）について、審査の経過と結果について報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

初めに、今後予定されているポンプ車の更新、買換えは何年で何台くらいかとの質疑に対し、現在、方面隊の再編成をお願いしていて、それによって配備する車両の数が変わってきます。再編成の状況によりますが、来年度は土肥方面隊で1台更新する計画になっていますとの答弁がありました。

次に、消防ポンプ車は高額なものですが、内容はどのようなものかとの質疑に対し、ボディ自体は2WDの3トン6人乗りのオートマで車体の設計額は785万8,000円、消防車の標準装備が1,270万円、補強等で550万円、それに消費税となっていますとの答弁がありました。

市民に簡単に説明できるようなA4判1枚の仕様書があったらいいと思うがという質疑に対し、今後は資料をつけさせていただきますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第44号は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第43号及び議案第44号の委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、総務経済委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまの2議案の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第43号及び議案第44号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時57分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第43号及び議案第44号の2議案について討論、採決を行います。

初めに、議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）の討論を行います。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第43号 財産の取得について（（仮称）日向公園用地）の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）の討論を行います。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第44号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号～議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第4、議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正についてから日程第7、議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの4議案を議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして委員長の報告を求めます。

議案第45号及び議案第46号の2議案について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について及び議案46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定についての2議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

最近のキャンプブームで大型のキャンピングカーや牽引車などの駐車もできるのか、また御幸橋の駐車場はどのようなラインを引くのかとの質疑に対し、大型車の判断は高さが2.3メートルを越えると大型車、それ以外を普通車とします。駐車料金は、24時間で普通車は1回500円、大型車は1,000円になります。キャンピングカーでの宿泊は困りますのでお断りすることもあるかと思えます。また、ラインの区画の図面については配付いたしますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第45号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

使用料について、市民が使用する場合とそれ以外の区別はないかとの質疑に対し、料金について区別はないが、11条で使用料の減免という規定があります。公とか福祉に資するかという判断になりますとの答弁がありました。

次に、しろばんばの里という素敵なネーミングになったが、何件ぐらいの名称の応募があったのか、また、しろばんばの里公園ならではの特化した条例の規定はあるのか、お披露目は検討しているのかとの質疑に対し、応募は86通あり、産業部内で10個に絞り、その10個の中から湯ヶ島ランドデザイン推進会議の皆様と地域づくり協議会の役員の皆様に選定していただきました。条例の規定は六仙の里の条例を参考にしておりますが、特別な規定はありません。お披露目につきましては、芝生の根がしっかり張らないと利用できないため8月ぐらいを供用開始と考えていますので、地元の皆様と時期を含めて決めていきたいと考えておりますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第46号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第45号及び議案第46号の委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第47号及び議案第48号の2議案について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第47号と議案第48号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査において、委員より、過去の減免件数と減免額、減免金額は一般会計で補填するのかとの質疑があり、令和2年1月以降の総合計で167件、1,880万7,800円、補助金100%を使っています。例年ですと、災害等臨時特例補助金10分の6、特別調整交付金10分の4を充てていますとの答弁がありました。

以上の審査の経過を経まして、議案第47号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査において、委員より、保険料の減免申請書の提出期限の特例の日付が令和4年3月31日から令和5年3月31日变为ることについて、介護保険に該当する年代の新型コロナウイルス感染者数は正確には分からないと思うが、発表されている人数から減免申請件数と感染者数との比較はしているか。今年の3月末で提出期限が終わっていて、今これを延ばして遡って適用されるのか。期限が延びる手続が今になっていることについての影響はあるかとの質疑に対し、健康福祉部では感染者数などを把握していないので比較はできませんが、令和2年1月からの減免者が67人、減免額が266万5,272円となっていますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第48号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、遡及適用等（遡及適用とは、新たに会計方針を過去の財務諸表に遡って適用したかのように会計処理すること）に対する答弁がされなかったため、委員会後に回答を求めたところ、介護保険料は前年の収入により年間の保険料を決定します。この条例改正案は、減免する保険料の対象を令和4年度まで延長する改正となります。令和4年度中に申請をいただければ、提出日にかかわらず減免の対象として計算をしますので、これからの手続に影響はありませんとの回答を得ましたので、教育厚生委員と傍聴議員にて内容の確認をいたしました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

ただいまの4議案の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第45号から議案第48号までの4議案に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第45号から議案第48号までの4議案について討論、採決を行います。

初めに、議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について討論を行います。討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第45号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

それでは、賛成討論を行います。

2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、これまでの経緯について説明させていただきます。

牧之郷に移転した伊豆森林管理署の跡地を地域のために活用できないかと、当時の湯ヶ島財産区議員、区長様の御理解の下、湯ヶ島財産区が買い取り、市に寄附したものです。

今、地域に一番欲しいものは何かとアンケートをとると、20代から30代の母親世代の答えは子供と遊べる公園でした。これを受けて、地域として話し合いを重ね、公園建設を市に要望したものです。

以来、公園の規模、形態について湯ヶ島地区地域づくり協議会ランドデザイン部会を中心に、市の担当者とともに夢ある公園にすべく、連日連夜の会議を行い、今日に至っております。5月の連休明けには、私たちが造る公園として地域住民100名近くが参加し、公園の芝張りを行い、毎日芝生の成長の様子を気にしておるところでございます。

地域と行政が協力し合い、新しい施設の形の模範例としてしろばんばの里公園の活用を進めてまいります。

過疎化が続く湯ヶ島地区にとって地域住民と行政の皆さんの御理解、御協力の下、完成を迎えるこの公園は、地元の希望の光です。

条例の制定が御承認いただければ、この公園を地域の財産として活用すべく、地域づくり協議会を中心に地域の団体や住民と話し合いを進め、始まりイベントを計画させていただき、地域を盛り上げていきたいと準備を進めさせていただきます。

地域の重鎮が若い世代の願いを重く受け止め行動に移し、行政の御理解、御協力の下、夢、希望が実現するすばらしい取組です。どうか皆様の御賛同を切にお願い申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第46号 伊豆市しろばんばの里公園条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第47号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第48号 伊豆市介護保険条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第8、議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案については、教育厚生委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして委員長の報告を求めます。

教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合理約の一部を変更する規約について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、規約の変更内容は、今後は財産の管理及び処分に関する事務というふうになっていて、解散に向けての準備だと思いが、あの場所がどうなるのかなど具体的に分かっている範囲で説明をと求めたのに対し、具体的なことは沼津市との打合せになりますが、土肥戸田衛生センターが稼働停止しますので、施設の解体に向けて、来年度予算の際に設計などの予算をどうするかといった相談を今後始めていきます。現時点では、何年までにとすることは決まっていますので、沼津市と検討を進めていくことになろうかと思いますとの答弁がありました。

続いて、委員より、12月28日で完全停止だが、事務組合は施設が完全になくなってから解散するのか、職員はどうなるのかとの質疑に対し、現時点では組合から具体的な工程は示されていません。環境評価の必要性も含め、来年度予算の際に工程案をつくりながら組合議会で審議いただくこととなります。職員についても、いつまでという議論はまだされていませんとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第49号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、教育厚生委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、議案第49号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時18分



再開 午前10時18分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第49号 伊豆市沼津市衛生施設組合格約の一部を変更する規約について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第9、議案第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第50号 市道路線の廃止について、審査の経過と結果について報告いたします。

当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

この佐野川久保1号線については、新ごみ処理場の建設中であり、既に大分前から道路はありませんでしたが、今さら廃止する理由はとの質疑に対し、佐野川久保1号線は市道の認定がかかっていますので、その認定を廃止するに当たって法律で決まっておりますので今回の議会に上程させていただきましたとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第50号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

ただいま議題となっております議案第50号に対し討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第50号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 市道路線の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小長谷順二君） 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、令和4年伊豆市議会6月定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員